

の終わつたものについては廃止をしなければならないと、数項目にわたつてカットをいたしましたことも御案内いたさります。

活力のある今日だま構造改革に手をつけずして、力がなくなり活力が失われておる状況ではタイミングを逸することになり、我が国経済が困難の深みにはまってしまうのではないかと、こういうこと等を踏まえながら、西暦で言いますと二〇〇五年ですから二〇〇三年までの六年間において、六年間というのは来年度を含めて六年間。前三年を集中改革期間と位置づけまして、これに取り組まなければならないということであります。三党の六者会談その他の関係機関の御議論が行なわれまして、本件五原則に盛られました基本的な理念も三党から強く打ち出されたところでござります。それを受けて、六ヵ年とし前三年を集中改革期間とする、平成十年度の予算編成においてはマイナスシーリングとすると、こういうことになりました。

歳出の削減目標を明示することによって、改めて改進の問題も含めまして前進をするであろうと、こういうことの不退転の決意表明でございます。決意表明だけではございませんで、その実行に向けて予算が成立をさせていただきましたならば、その後毎週三四日程度企画委員会において具体的に議論をし方向をつくり上げてまいる、そのためどは五月中旬にと、こういうことに相なりました。そして、決定いたしましたならば全体会議に提示をいたしまして議決をいただき、平成十年度の国家予算編成の基準がそこで明らかになると、こういうことでございます。

国会論議を踏まえ国民の論議を踏まえまして、本件が二ヵ年短縮の中で、まず当面の目標として二〇〇三年に行うと、集中期間、そして後半の三年は諸改革の終結をそこで果たしていきたいと。もちろん、前三カ年においても全体の諸改革は進められるものは見直しがあるわけでございまして、それから、取り進めさせていただき成果を出してい

濟の宏安的成長に大きく貢献をするであろう、こうしたことになります。

○金田勝年君 大変な御決意ということで、受けとめさせていただきたいわけでございます。今の我が国の置かれた現状、そして将来の私どもの子供や孫の時代にどういう日本をつくつてあげるのかと、そのためにはやはり私どもが今のうちにできることをきつちりしておかなければいけない、そういう意味において非常に重要な御決意だと、こういうふうに思うのであります。

ここで、一つせひともお願いしたいことがあるわけでござります。先ほど、大臣が国会と国民の議論を踏まえてとおつしやられたわけですけれども、その国民の議論というものを考えた場合に非常に大事なことは、今そういう五原則、財政構造改革については五原則ありますし、ほかにも六つの改革ということで、本当に二十一世紀に向けての厚い壁を破って、そして新しい二十一世紀の日本をつくるために一番やらなければいけないことが、しかしながら広範にわたっているんですけれども、それをやるとということ、その必要性、そしてもしそれをやらなかつた場合にどうなるのかと、いうことにつきまして、もつともと國民にわかりやすく、いろんな機会をとらえてPRをぜひしていただきたいということであります。

恐らく、ここにお集まりの先生方や大臣を初め大蔵省の関係の皆様、霞が関の関係の皆様はわかつておると思いますが、私どもは地元に帰つていろんな団体やいろんな國民の皆さんと話をすることですが、なぜしなければいけないのか、そしてこれをそれぞれやらなかつた場合にどうなるのかということについて、はつきりとわかっている方というのが意外に少ないのではないかと。これは、やっぱりそのPRというか、わかりやすい説明というか、こういうものをもっともっとやっていただきが必要があるんじゃないかなと私は思うわけであります。

例えば、私の地元では、高速道路をつくるのに、ほかの地域ではたくさんあるかもしませんが、ずっと順番を待って待ってきた。やっと私たちの方の地元に来るかなと思った途端に、世の中がこういうふうに激変して、壁にぶつかったと。もう来ないんじゃないかという不安は、それは大変なものなんあります。ですから、そういうふうなことに対して、どういうふうにわかりやすく国民の側に立って説明をしていくか、これはこの大改革に立ち向かう立派な御決意と、もう一つのやはり重要なポイントなんじやないか、そういうふうに思うのであります。

例えは、この前の平成六年十一月の税制改革関連法、これでもって所得税の減税をまず先行させたと。そして、その総仕上げとして今回の消費税の三から五への引き上げ、それから経済状況の判断、財政状況の判断もあつたと思いますが、特別減税の取りやめということが決定しておるわけなんです。そういうセットのものを国民党がはつきりわかっているかといいますと、なかなかこれもまたわかりにくい。今回上がることだけがどんどんひとり歩きしてしまつておる、そういう状況をやつぱり感じざるを得ないのであります。

私は昔、昔といつても平成元年の消費税導入のときに、こういう説明を聞きました。消費税を導入するときに、新たな税ですからいいよと言う人はいないのですから、基本的に国民感情としてはいるはずがない。でも、理解してもらうためにこういう説明をしてくださった方がいるのです。

四十八カ国でもう既に、平成元年の段階でもう導入されておるんだよと。そして、またチエコスロバキア、ソ連、そういう当時社会主義の国でございますが、この国でさえ付加価値税として導入されおる、そういう税制なんだ。それからもう一つ、ヨーロッパの国々でも消費税を導入する、付加価値税を導入するに当たって、どっちかと言えば社会主義的な政党が必ずそれを提案しておる、そういう経緯もあるんだけど、私はそういう

説明を当時聞いたのであります。ああそうながら、消費税というのはそういうふうにほかの国でもう進んでおる税制なのかもと。そして、O E C D 二十四カ国の中では消費課税の割合は日本が一番低いということも聞いたのであります。

そういうことを聞きますと、やはり我が国は何で今までそういう税制を導入していなかつたのかといふ疑問に変わるのであります。それが説明であります。わかりやすい事実に即した説明をすらかしないか、それをどんどん P R をするしかないからで、日本国民は賢いんですから、その国民がそれは必要だと叫ぶかどかにつながつてくる。私はそういう経験も一つの貴重な経験ではないかと。だから、そういうことを踏まえてぜひ P R というものを大事に考えていただきたい。

例えば、法律ができ上がり、そしてそれを施行する、実際に運用するという段階になつたり、予算が通つてそれを運用する、執行する段階になつたら、それはもう完全にまあねく P R するためには使うお金というのは予備費を組んでもきるのではないか、あるいは金をかけても政府としてやらなきやいけないのでないか、私はそう思うのであります。それが将来の我々の子供や孫の時代にプラスになることであつたら、きつちりそれをやらなきやいかぬ。果たしてそれを今まで十分にやつてきたのか、そういうふうな問い合わせを私はどうしても常にしますのであります。

そういうことをぜひこの機会に参考にしていただいて、立派な決意だけではなくて、そしてまた国民の皆さんがそれぞれの分野で、待ちに待つて我慢をしてやつと、もうこれから一、三年の予算で道路ができるかも知れない、あの危ない河川が改修されるかも知れないと思つていてるときに、世の中が急に変わつたんだよと、お前のところへはもう行かないな、残念だな、その前までだなど言われたのは国民もたまたものじゃないし、私が地元に行つてどう説明するのか大変なことになります。ですから、そういうことをよく、国民の立場に立つてぜひお願いしたいと、こう思ふわけ

それから、二番目の御質問で建設国債のお話がございましたが、考え方として、建設国債の発行については、これは特例公債と同様に公債の残高の累増に伴います利払い費の増大によって財政のバランスを崩すということになるという問題があるのは御案内のとおりであります。したがって、後世代の負担を残さないという観点からいたしまして、公債依存度全体の引き下げを目指しているところであります。こうした利払い費の増大、これは建設国債にも伴うということから御理解をいただけるものと思っております。

○金田勝年君 きょうは税法の審議ですので、このぐらいでやめておきますが、要するにネーミングにしても「国民負担率(財政赤字を含む)」なんて、こういうわかりにくいではだめだと私は思っています。将来を踏まえた国民負担率とか、そういうふうな要するに現時点で国民負担は幾らかというのが国民負担率であって、それを将来にわたつて建設国債で賄う分まで全部入れていふんであれば、将来を踏まえた国民負担率とかいろんなネーミングもあるうかと思いますし、そこら辺は今後またいろいろ教えていただく機会があると思いまして、本來の税法の方に移らせていたいと思います。

限られた時間ですので、短くお答えいただければありがたいと思います。まず御質問申し上げたいと思つておりますのは、先ほどもちょっと触れましたが、今回の税制改正を拝見しますと、酒税法につきましては後で樋崎先生の方から御質問申し上げると思いますので、私としましては、消費税の5%への引き上げと特別減税の廃止ということにつきまして、それから三つ目は、去年非常に熱心に御議論された法人税につきまして、ことしまた改めて御審議されるということです。それから四つ目に、エンゼル税制とかそれから地域空洞化に対する税制、そういうものが社会経済情勢を踏まえて出てきておる、そういうこ

と。あとはその他の話ということで、順を追つていろいろ盛りだくさん御質問申し上げたいものですから、ひとつお答えは簡単におっしゃっていただければありがたいなど、こういうふうに思うわけであります。

まず初めの消費税の引き上げと特別減税の廃止の関係でございますが、やっぱり九年度の税制のポイントはここだろう、こういうふうに思うのであります。活力ある福祉社会の実現を目指すという考え方で、働き盛りの中堅所得者層を中心に所得課税の負担軽減を図るんだ、そしてその一方で、社会の構成員が広く税負担を分かち合えるよう消費課税を充実するんだ、この考え方方が今回

の税制改革の考え方なわけです。

これは先ほども触れましたが、平成六年十一月に税制改革関連法、これを通して、その場であります減税から始めた、そういう実績を持つものであります。そして、七月一日から所得税の制度減税といいうものも始まつたわけであります。それと特別減税。ですから、その一連の税制改正がますます。そして、七月一日から所得税の制度減税といいうものも始まつたわけであります。

○政府委員(薄井信明君) いわゆる益税についての御質問でございます。

平成三年に、御指摘のように全会一致によりまして消費税法の一部が改正されました。このとき前進したわけですが、今回消費税率が地方消費税を含めて5%になる際に、つまりことしの四月からということも期しまして幾つかの面で前進を見ているわけでございます。

そして、三から五になつたんだけれども、そ

の部分については、消費課税の充実ということなんでしょうけれども、二つの内容がありまして、その一つには消費税率の1%の引き上げ、それから1%の地方消費税の創設だと。こういう合計2%だというのはだれしも思い浮かぶわけでござりますけれども、そういうふうなあわせわざだということをきちっと国民にわかつていただく。わかつている方が多いと思いますが、やはりそういう努力をもつと、重ねて申し上げるんですが、それは一例であります、努力の一例です。全部そぞろにささらに下がるということでございます。

また、みなし仕入れ率というのが大きな意味をつづけですが、創設当時は90%と80%、この二本でございました。これを平成三年の改正で70%、60%の区分を入れたわけでございました。今回、これに加えまして50%という区分を入れたということになります。

また、限界控除制度、これは導入に際して、この種の税になれていない中小零細の方々を考えた場合、特に免税業者のちょっとした方々が影響を受けるということで、当初上限六千万円ということがございましたが、平成三年に五千万円に下げ、その後制度の廃止をするということにいたしましたわけ

定申告ということでございましたが、この中間申告を、ケースによりましてですが、年三回に増加するといったことや、添付資料の義務づけ等々につきましても整備をいたして今日に至っていると

いうことでございます。

○政府委員(薄井信明君) 付加価値税、前段階税額控除の間接税といいうものが、一般的な間接税のなかつた日本では非常に事務負担を負う、事業者にとつてみれば煩わしい、あるいはコストがかかるなど、いろんな問題があつたわけでございます。

一方で付加価値税、また日本の消費税といいうものは、最終的には消費者が負担するものであるといふ税の性格。この両者をどうバランスをとるかと

いうことが大事なことでございまして、導入当初におきましたは、先ほど申し上げましたように、

中小零細事業者を中心とした事務負担についてかなり配慮をさせていただいたと。しかし、年々この税が取引の中に溶け込んでいくままでござりますから、そうなれば本来の姿に一步でも

進めしていくことが大事かと思います。

ただし、例えば免税点、三千万円でござりますが、年間三千万円の取引というのは、大体普通の

御商売されている方ですと使用人一人とか三人の規模でございます。そういった方々につきまして

これをさらにきつくしていくことは今の時点でとても難しい問題だとは思つております。

ただ、先ほど申し上げたように、このバランス

といふのはだんだん習熟していくといふことは今の

点ではとても難しい問題だとは思つております。

る金額基準がありますが、これを下げていく方向に行くのが方向だと思っております。

○金田勝年君 どうもありがとうございます。

統いて、四月一日から消費税率が引き上げられるということなんですが、それが円滑に実施されるということが非常に重要だと思うんですが、政府としても責任を持って対応することが重要なことですけれども、転嫁が行われるかどうか、便乗値上げが行われないかどうか、そういういろいろと視点はありますけれども、円滑な実施に向けた取り組み姿勢について簡単に教えていただきたい。

○政府委員(薄井信明君) この消費税、つまり付加価値税というものは、間接税一般にそうですが、ものの中の税金が入ってそれを購入していくと、消費者に負担していただくなっています。ただくということで、消費者が負担していただくというシステムでございます。そういう意味で、ものの値段との関係が非常に密接でございます。となりますが、税金以上に、便乗値上げとよく言われますが、そういったものが生じないようにしなければいけない。一方で、力のない事業者が税率が上がつても値段を上げられないという状況で、転嫁が難しいということも避けなければなりません。

これは、ある意味では裏腹でございますが、この両面を中心適正にこれが運営されるように私ども努力しております。平成元年以来やつてきていることではございますが、今回の消費税率引き上げに際しましても税制改革実施円滑化推進本部、これは閣僚レベルでございますが、ここにおきまして各省が連携して今申し上げたことが円滑に進むようという努力をいたしているわけでございまして、関係団体を通じた講習会の開催、マニュアルの作成あるいは相談窓口の設置等々、できる限りのことをやっております。

特に平成元年の経験がありますので、これを十分に生かして努力しているということを御説明したいと思います。

○金田勝年君 消費税率の引き上げに当たりまして、平成六年十一月の税制改革法ですけれど

も、この法律でいわゆる検討条項というものが付されて、それで社会保障に要する財源を確保する

観点、租税特別措置の整理合理化や消費税の課税の適正化の状況、それから行財政改革の推進状況、財政状況を総合的に勘案して5%でいいのかどうかを検討することとされていたわけですから、どのように検討して判断されて5%を実施するという結論に至ったのか、その簡単な整理を教えていただきたい。

○政府委員(薄井信明君) 御指摘のように、法律の附則に御指摘のような規定、いわゆる検討条項がございました。税率につきましての検討条項でございまして、消費税の税率については、今御指摘のような点を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずることとするとなつております。

この趣旨を簡単に申し上げれば、四つの項目につきまして検討した結果、5%のままではよくないといふことであれば去年の九月三十日までに、

政府の立場から申し上げれば、そういうことを政

府が意識した場合には去年の九月三十日までに法律改正をして税率を変えるなどいう規定でございました。

この四点につきまして、法律制定後、各年度の予算編成時、あるいは平時におきましても議論を重ねてまいりました。その結果、5%はそのまま変更せずに実施することが必要であるという結論を去年の六月に政府としては出しまして、閣議決定によりまして国民の皆様にお知らせしたということでございます。

○金田勝年君 一方で、特別減税の取りやめといふか所得課税の負担軽減の方を考えてまいりますと、まず平成六年に一年限りということで所得

続していくわけでございまして、こういうものがあるということをきつちりとやはり国民にわかつていただく必要があるのではないかと私は思つんです。

それに加えまして、特別減税は、平成八年を振り返つてみると景気対策としてやつたということも、どのよう検討して判断されて5%を実施するという結論に至ったのか、その簡単な整理を教えていただきたい。

○政府委員(薄井信明君) 御指摘のように、法律がございました。税率につきましての検討条項がございまして、消費税の税率については、今御指摘のような点を総合的に勘案して検討を加え、必

要があると認めるときは平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずることとするとなつております。この趣旨を簡単に申し上げれば、四つの項目につきまして検討した結果、5%のままではよくないといふことであれば去年の九月三十日までに、政府が意識した場合には去年の九月三十日までに法律改正をして税率を変えるなどいう規定でございました。

この四点につきまして、法律制定後、各年度の予算編成時、あるいは平時におきましても議論を重ねてまいりました。その結果、5%はそのまま変更せずに実施することが必要であるという結論を去年の六月に政府としては出しまして、閣議決

定によりまして国民の皆様にお知らせしたとい

うことでござります。

○金田勝年君 一方で、特別減税の取りやめといふか所得課税の負担軽減の方を考えてまいりますと、まず平成六年に一年限りということで所得

行して実施したと、これも御指摘のように、今後法律を直さない限り今後ともこれは続していくという状況にあるわけです。

一方、景気との関係から個人の負担の問題とは別に二兆円規模の特別減税を七年、八年とやっておりまして、八年は特に財源がなかったものですから、いろいろ赤字国債を発行しながら実施したんだというところがポイントだというふうに私も聞いておるわけあります。赤字国債を発行しながら特別減税を八年度はしたよ。しかし、九年度は取りやめざるを得ない、こういう判断に至つたというふうに聞いておるんですが、その辺の状況をちょっと教えていただきたいと思うんです。

結局、特別減税が廃止された場合には、平成六年から八年まで既に十六兆五千億の先行減税が行われている、それから三・五兆円規模の恒久的な今言いまして制度減税は続いているんだと。それから、今言いまして特別減税については、赤字国債を八年度は財源としたんだと、ですから将来の世代の負担に基づいて減税してもらつても親である私たちは余りありがたくないなという世界の話につながつてくると、こういうことだと思います。

そういう意味で、九年度に継続しようとした場合には将来の負担を増加させるわけで、その赤字国債の分を、私は赤字国債と建設国債というのは違うと思っておるんですけども、赤字国債で賄つた分を先送りしてしまうというような特別減税であれば、それはよほどのことがない限りやるわけにはいかないというふうに思うわけであります。その辺どういうふうに考えられるか、教えてください。

○政府委員(薄井信明君) 平成六年秋の税制改革は、最初に金田委員御指摘いたしましたように、所得税、個人住民税の負担の今日におけるべき姿について議論をした末に、いわゆる制度減税、恒久減税としてそれを平成七年一月から先

行つた。平成七年からは恒久的な制度減税、ですからこの九年度も続くわけですから、一年に三・五兆円という規模で制度減税がスタートをしたと。これはもう税制改正を行わない限りずっと

影響を税負担という側面から見ますと、まず一度の税制改革の前の平成五年度、そして平成九年度、この間の租税負担率の推移を伺いたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 平成五年度は、いわゆる改革前でございますが、国、地方を合わせたいわゆる租税負担率は二四・四%でございます。平成六年度が二三・二、七年度が二三・三、八年度が二三・三、そして予算上ですが平成九年度が二四・四になります。

したがいまして、六、七、八と、一%ポイント強租税負担率が低いと。平成九年度の水準というものは平成五年度とたまたまもしませんが同じ数字になっているところでございます。六、七、八に先行減税が五・五兆円規模で行われたといふことが、ここにあらわれているということかと思ひます。

○金田勝年君 今、主税局長言われたようなことも、もっと国民にわかりやすく話を聞いていただければいいんじゃないかなというように思うわけであります。

それから、年収七百万円の標準的な勤労世帯の税負担額について、今回の税制改革の前の、前回の抜本改革というのは六十二年、六十三年、平成元年とやったわけですけれども、そのときの改革前と比べて今回の税制改革あるいは今回の税制改革前と比べて現状、要するにこの四月一日以降が税負担の増減がどうなるのかということも、ちょっとあわせてお教えいただきたい。時間がなないので簡単にお願いします。

○政府委員(薄井信明君) 今、平成元年前ということでかなり前になるので、ちょっと計数が間違つていれば後ほど訂正いたしますが、平成元年前後の消費税導入前後に減税を何回かやっておりまして、それ以前となりますと昭和六十一年の税負担との比較ということになります。

例えれば、年収七百万円の勤労者世帯、しかも夫婦二人の標準世帯ということで計算いたしましたと、当時所得税の負担は九十万円弱、八十九万円

程度であったかと思います。これが現在、制度減税が何度も行なわれることによりまして四十六万円台になつておるかと思いますので、そういう意味では三十数万円、当時に比べれば七百万円の段階で税負担は下がつておるというふうに把握しております。

○金田勝年君 要するに、六十二年、三年、平成元年という前回の抜本改革、それから平成六年、七年、八年、九年にわたる今回の税制改革というので、前回の方では低中所得者といいますか若い人たちも含めて、そういうところを中心的にかなり負担の軽減がなされておる。そして逆に、今回の税制改革では働き盛りの中堅所得者層に対する税負担の累増感を軽減しようと意図した。所得

税、住民税の関係でそういうふうに措置してきたこと、今の数字、教えていただいたことはそういうふうに思ひます。

いずれにしましても、今回の消費税引き上げ、それから特別減税の取りやめですけれども、そ

ういうセットのいわゆる平成六年からの税制改革の仕上げといふものは全体として見れば大事なポイントですが、常に税というのは所得課税、消費課税、資産課税、そういうバランスを大事にしながら考えていくというポイントがあるわけでありまして、それはそういう側面から見た場合には、かつてOECD二十四カ国の中で一番低いと言われた消費課税の割合、そして所得課税、法人課税、そういうものに頼る割合が非常に高かつた我が国の税制構造が、やはりそういう意味で二回の制度改正を通じて是正されてきております。

そしてまた、今回の消費税を引き上げた分の地方との関係、国と地方との関係でいえば、平成九年度以降は、御承知のとおり、地方消費税1%分と地方交付税と合わせれば消費税5%の中の四

三・六%が、私が聞いたところでは地方の取り分となるんだと。これがこういう改正をしなかつた場合には地方譲与税と地方交付税で3%だったんですが、そのうちの三九・二%地方に回る。ですから、その割合も高くなつておる。こういうふうな状況で、やはり今回の措置が伴わないと非常にバランスという意味から考えたときに意味を強調することはできないのではないか。だから、全体として一つの大変な税制改革であった、こういう点を非常に感ずるわけであります。

そういうことで、いろいろこの辺もお聞きしたいわけですが、時間の関係もありますので、こそこはそんな理解でいいかどうかだけ、局長、お願ひいたします。

○政府委員(薄井信明君) 今、御指摘のとおりに私も感じております。

○金田勝年君 ということはそういうふうに思ひます。

最初に申し上げましたように、ぜひ大臣にお願い申し上げたいのは、今上るのは嫌だとかこれだけをやるのは嫌だとか、いろんな意見があると思いますが、全体像をわかりやすく教えていただけます。

最初に申し上げましたように、ぜひ大臣にお願い申し上げたいのは、今上るのは嫌だとかこれだけをやるのは嫌だとか、いろんな意見があると思いますが、全体像をわかりやすく教えていただけます。大臣には二度お聞きしてもなんでもござりますから、お願いを強く申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

次は、法人税改革であります。時間の関係でどんどん早口になつて申しわけありませんが、法人税改革を考えた場合に、今橋本内閣の六つの改革

挙げなければいけない、いろんな前提があります。企業はどんどん海外展開をしていく、そして経済もボーダーレス化が進んでいます。後からいろいろ申し上げますが、ですから日本の企業といふのは、日本というの経済力で世界に伍していった、そして自信を持つて物を言つてきた、そういう国なんですねども、その日本企業が欧米とかアジアの新興国企業と非常に厳しい国際競争に今さらされておる。

そういうときに問題になるのは法人税率、法人課税。法人税率というと地方が入りませんのであって法人課税と申し上げますが、海外からの我が國への投資意欲が減退する、あるいは投資が阻害される、これは高い税率がハードルになつてそういうことでござります。あるいは、我が国が海外子会社をつくつて、そして利益を向こうに置いて我が国に還流させないようになります。いろいろな問題がどんどん出てくる、こういう時代になつておるわけであります。そうなりますと、企業の競争力という基本的な問題から考えて検討しなければいけないのではないかと思うわけであります。

そのときに、私どもの国は、国、地方を通じて法人課税の表面税率というのは四九・九八%なんです。ドイツは五一・三%なんですねども、あとほかの国はアメリカが四一%、イギリスが三・三%、フランスが三六%ということで、日本がドイツと並んで非常に高い。また、いろんな競争の中でキヤッチアップしてきているアジアの国々といふのはタイとかマレーシアが三〇%。そしてシンガポールが二六%、香港が一六・五%ということで非常に低くなつておる、そういう状況であります。

そつしますと、国際競争の中で我が国の企業活動を發揮させるためには税率を引き下げるという力を發揮させるためには税率を引き下げるということをせひととも検討しなければいけないというこ

革の状況というものをちょっと教えていただきたいな。そして、去年の十一月に政府税調の法人課税小委員会報告というのが出ておるんですけども、その中で書かれたことも含めて、今回の九年度の税制には入らなかつたんですけれども、簡単に結構ですから思いというか経緯というか、そういうことについて簡単に説明してもらいたい。特に最近の法人税の改革の状況はドイツについて触れていいただき、また今のことと簡単にで結構ですか、よろしくお願ひします。

○政府委員(薄井信明君) 各国のいわゆる調整後の表面税率は御指摘のとおりでございまして、そういう水準に至るまでの経緯みたいなものを簡単に申し上げますと、アメリカにおきましてはレーガン政権下の一九八六年の税制改正におきまして投資税額控除だと加速度償却制度を見直したり、あるいは貸倒引当金の原則廃止といったようなことによりまして、いわゆる課税ベースの拡大を行いました。これと同時に税率を、最高税率四六を三四%に引き下げております。当時の計算によりますと、全体としてはその結果、法人税増税になつている改正を行つてあるわけですが、税率は下がつてているということをご存じいます。その後、クリントンの政権下におきまして一九九四年に法人税率を一%上げまして三五%にしております。

それから、イギリスにおきましては、サッチャー政権下の一九八四年度税制改正におきまして在庫評価の特例措置の廃止等々の課税ベースの拡大を行いました。これと同時に法人税率を二%から引き下げまして、段階的に下げたわけですが、三五%まで下げております。その後、メイヤー政権で付加価値税率の引き上げが行われました一九九〇年の改正で、法人税につきましては税率を二%下げて三三%にいたしております。

ドイツにおきましては、一九九〇年、九四年の改正で、これも減価償却制度の見直し等の課税ベースの拡大を行ひながら、税率の引き下げが行

われております。留保分五六%を四五%にする、配当分三六%を三〇%にするといったようなことが行わされているわけです。なお、一九九五年以降、法人税額の七・五%の付加税が課されております。これは東西ドイツの統合との関係があつたからと記憶しております。

それから、フランスにおきましては、一九九三年の改正で税率が三四%から三三カ三分の一%というところに下がってきております。なお、一九九五年以降、税額の一〇%の付加税を課しております。これは、たしか雇用問題等々のための財源あるいは財政構造の改善ということから行つたと承知しております。

なお、昨年の法人税の議論についての御指摘でした。簡単に申し上げますと、一昨年来、法人課税につきましては確かに税率水準でいうと、法人課税日本は高いという認識を私どもも持つております。そして、ただ法人の負担といふことからしますと、税率だけで比較するのはおかしく、課税ベースと一緒に議論すべきであるということから一昨年来議論をしてまいりました。その取りまとめが政府税調で出てまいりました。その中から一部を取り出して引当金部分については是正を行い、それに見合う財源で税率を下げられないかということを検討いたしましたが、成案を得るに至らず今日に至つております。今後の課題としておるわけでございます。

○金田勝年君 今のお話の経緯の中で、私が聞いております限りでは、昨年のその大蔵省の検討は、今ドイツもそうだというふうにおっしゃったんですねけれども、課税ベースの見直しと法人税率の引き下げという形で進めておられた。税率一%下げるに日本の場合、法人税の場合四千億という財源が必要だというふうに言われておりますし、その課税ベース、どういうふうに見直して何億出てくるのかというふうな点については、今時間の関係で聞きませんが、要するに非常に難しい話になつてくる。

しかし、この問題はやはり日本の経済の企業活

動が活性化するということが基本にある話でござりますから、税率 1% でじや経済的效果はどうなるんだという議論をされると非常に弱いんじやないかななどいうふうに思いますし、逆に課税ベース業種間にも差が出てくるでしょうし、そういうことについてやはり、慎重に検討はされているんでしょうかけれども、もつといろんないい知恵がないかなと、こういうふうに考えていてほしいなと思うわけであります。

財源の選択肢としては、皆様御承知のとおりに、赤字国債の発行なのか、それで法人税の年度減税を行うのか、あるいは歳出の削減をして法人税率を下げるのか、あるいは消費税とかほかの税金の税率の引き上げでそれをカバーするのか、あるいは法人課税の枠内での今の課税ベースの見直しあるいは法人税そのもののいろんな知恵を出していくのか、そういうことになつていくんだろう、こういうふうに思うわけであります。

財政構造改革を強く推し進めなければいけない、そういう現状であれば財源問題が非常にネックになつてくるわけですから、もちろんその赤字国債の発行でというのは論外でありますし、それから消費税の引き上げとかそういうものも、税のバランス論はありますけれども、それはやはり十分な議論と理解とコンセンサスを國民から得る必要があるでしようし、なかなかすぐにできるという話ではない。だからこそ、これに対する皆様の検討というのは非常に重要な物すごく日本経済にとっても大事な話であり、かつ國民にとっても大事な話だということを踏まえていろんな知恵を出していただきたいなど。

そのときに、例えは今赤字法人とか公益法人、そういうものに対してもアプローチできないんだろうか、そういう考え方私も私は持つておるわけあります。そのうち約六四% が赤字申告であります。三分の一が赤字申告で、黒字の法人というの

がまあ三分の一、一百万を切るのであります。ですから結局その赤字法人の、もつと詳しく述べれば繰越欠損金控除前、欠損の繰り越しによる赤字法人化しているものがそのうち二〇%ありますから、それを除けば本当のこの期ごとの赤字で出てくるのは四四%というふうに聞いておるんですが、ですから、その繰越欠損金控除の制度はどういうふうに考えたらいいかとか、あるいは赤字法人課税として例えば外形標準でとらえて何かができるのかできないのか、しかしそういうことを考えることも知恵の一つだと思いますし、それから公益法人は今二十六万あります。これらについてはどういうふうに考えていいらしいのか。そういうふうなことをいろいろと知恵を出していくんだろうな、議論されるんだろうな、こういうふうに思つたであります。

そこでもう一つは、外国と比較をしますと、自治省来られていますね、国の法人税に比べて、法人課税の見直しでございますから、法人住民税とか法人事業税についての議論というものも十分に行われなければいけない、当然のことですけれども、そう思うわけであります。特に、地方の法人課税の見直しというのも必要だと。ですから、今のようななそういうふうなことを全部あわせて今後検討していくんだろうなと、こういうよう位思つてますが、主税局長と自治省から一言ずつ簡単にお答え願います。

○政府委員(薄井信明君) 赤字法人課税あるいは外形標準に対する課税ということについての御質問だつたかと思います。

御指摘のように、赤字法人の件数が非常に高まっておりますが、これは必ずしも分析ができてるわけではありませんけれども、不況期の繰越欠損が今日景気がややよくなってきた中でいまだにその法人の申告のベースでは影響が出ているというふうに見ることもできますし、一方で傾向的にトレンドとして赤字法人比率が高まつて、いざれにしましても、赤字法人比率がこれだけ

高いというのは何かおかしなところがあるんではないかという考え方を持つのは当然のことでございまして、そういう意味ではどういうアプローチがあるか。一つには、先ほど来話題になつておられます課税ベースが適正化すればそついた問題の解決策になつてくるのではないかというアプローチがあろうかと思います。もう一つは、外形標準といつたよなことでございますけれども、所得課税としての法人税の枠内の対応が可能かという問題はあるわけですが、いずれにしましてもこの問題については今後とも検討していくと思います。

なお、欠損金の繰り越しについてもちょっと御指摘ありましたけれども、これを制限することはなかなか難しい問題があるので、法人税の税負担の合理化を図るための仕組みとしての繰り越し制度ですので、この点を配慮しなければいけないなと思います。

○説明員(石田直裕君) 地方の法人課税についての見直しでございますが、先ほども薄井局長言われましたけれども、国税におかれましても課税ベースを拡大しつつ、その結果法人税率の基本税率を引き下げる事ができればその方向でやつていくことが望ましいと言われたことでござります。

○金田勝年君 セひ、国際化時代の経済の活性化という視点をもつて検討を進めていくべきだときたいなと思うことと、それからもう一つは、やはり法人側からしますと、國も地方も両方議論が必要だというのを当然であります。その足元を確かなものにし、経済構造改革を二十一世紀につなげていくというのはこの分野も同じだ

と。経済構造改革それから金融システム改革にもつながるわけですねけれども、そういうふうなことはあるか。一つには、先ほど来話題になつておられます課税ベースが適正化すればそついた問題の解決策になつてくるのではないかというアプローチがあろうかと思います。もう一つは、外形標準といつたよなことでございますけれども、所得課税としての法人税の枠内の対応が可能かといつた問題については今後とも検討していくと思います。

なう

時間が関係で進ませていただきたいと思います。

そこで、九年度税制改正の経緯とかいろんなも

のを踏まえますと、今の二つが非常に私は肝心と

思つております。

○政府委員(薄井信明君)

住宅取得促進税制について、今回改正を出させていただいて御審議いた

だいでいるわけでござりますが、この税制、減収額が、推計ですけれども、六千六百十億円と租税特別措置の中では突出して大きな規模になつてお

ります。その必要があつてやつておるわけでござりますが、一方で歳出面の住宅対策も含めますと

かなりの額になるわけござります。

それから控除額、ミクロで言いますと、一人

人の控除額が最高限度三十万円ということで、今

回の改正では三十五万円にする部分ができるわけ

でござりますが、この三十万円という金額は、平

均的なサラリーマンが給与収入七百万円程度です

と、一年間に納める所得税額は二十六万六千円で

ござります。それを超えるということで、それと

の関係で考えたときに、住宅対策的重要性という

ことを認識しつつも、この租税特別措置の大きさ

については常に関心を持っているわけでございま

す。

そういう意味で、経済対策、景気対策というよ

うな観点から拡充を重ねてきた面もありま

すので、この点については中長期的な面からい

たときには望ましい姿というのは、もつちよつと

縮小した姿ではないかなと思つてゐるわけでござります。この点については、政府の税制調査会等でも指摘をいただいていたところでござります。こうした中で、じや平成九年をどうするかといふことです。が、平成九年の経済の状況、景気の足りを踏まえますと、今の二つが非常に私は肝心と

いうか重要な思いましたので、消費税と法人税、それから特別減税の話に触れたわけあります。

統いて、税法の中身として、住宅土地関連でござりますが、このたび改正が幾つか行われてお

るわけあります。そういう中で、このたびの住宅取得促進税制の改正を出させていただいております。

そこで、九年度税制改正の経緯とかいろんなものをお聞き上げますと、今の二つが非常に私は肝心と

思つております。

○政府委員(薄井信明君)

住宅取得促進税制について、今回改正を出させていただいて御審議いた

だいでいるわけでござりますが、この税制、減収額が、推計ですけれども、六千六百十億円と租税特別措置の中では突出して大きな規模になつてお

ります。その必要があつてやつておるわけでござりますが、一方で歳出面の住宅対策も含めますと

かなりの額になるわけござります。

それから控除額、ミクロで言いますと、一人

の人の控除額が最高限度三十万円ということで、今

回の改正では三十五万円にする部分ができるわけ

でござりますが、この三十万円という金額は、平

均的なサラリーマンが給与収入七百万円程度です

と、一年間に納める所得税額は二十六万六千円で

ござります。それを超えるということで、それと

の関係で考えたときに、住宅対策的重要性という

ことを認識しつつも、この租税特別措置の大きさ

については常に関心を持っているわけでございま

す。

次に、土地税制でございますが、去る二月十日に閣議決定されました新総合土地政策推進要綱と

いうのがござります。これは土地政策について非

常に画期的な見直しといいますか転換といいます

か、地価の抑制から土地の有効利用へといつ転換を行つた考え方を要綱として示されたわけですけ

ども、こういう中でやはり不良債権の担保

土地とか、虫食い状態の土地とか、権利関係の複

雑な土地とかいうものは放置されたままになつて

おりますし、金融機関の不良債権問題なんかも含めで土地問題の解決のためには土地の有効利用を

これであります。この点については、政

府の税制調査会等でも指摘をいただいていたところでござります。

こうした中で、じや平成九年をどうするかといふことです。が、平成九年の経済の状況、景気の足

りを踏まえますと、今の二つが非常に私は肝心と

思つております。

○政府委員(薄井信明君)

ことしの税制改正の中

で土地税制関係が少ないという御指摘でござい

ました。この点につきまして端的に申し上げます

と、土地税制につきましては、もう昨年、一昨年

あたりから土地をめぐる状況に大きな変化があつたというふうに認識しております。既に平成八

年度、昨年度というか當年度といいますか、平成八年度税制改正をおきました、一步先んじてとい

ますか、土地の保有、譲渡、所得の各段階にわ

たる税負担を総合的に見直させていたいわけでございます。それが今動いていて、その上でこどし何をやるかということで、改正事項としては御指摘のようなことになるかと思いますが、去年の改正を土台にことしの改正があるというふうにごらんいただきたいと思います。

なお、いずれにしましても土地政策あるいは土地税制につきましては、今後とも土地の有効利用の促進という観点から適切な方策を探っていくということは当然のことかと思います。

○金田勝年君 先般の三月十八日、大蔵大臣が担保不動産の流動化策というものを記者会見されました。三月中に方針をまとめるというふうに言われたんですが、そのことについてもちょっとお聞きしたかったんですが、時間の関係でまた別の機会にさせていただきたいと思います。

統いて、社会経済情勢に対応するために、経済を覆っている閉塞感というものを吹き飛ばして、新しい産業や企業活力を生み出すということが重要な課題であることは、先ほどから申し上げていいおりであります。今回の法案の中にエンゼル税制それから地域空洞化対策、それそれ実体法があるわけですから、それにこの税制の面からもサポートしよう、こういう新しい言つてみれば租税特別措置が設けられたわけであります。こういうものをつくった場合には、ぜひその政策目的が完全に達成されなければいけない、私は基本はそこにあるといつて思つてみれば、租税特別措置をそういうふうに二点設けたその対象として、どういう企業がどのぐらいくらいそういう期待にこたえてくれるのか、そういうふうなものをしつかりと通産省としては見きわめてやつておられるのかどうか。

それから、税当局としても、やはりこういう新たな政策的な意義を認めて措置したわけでござりますから、これは非常に重要なことだと思つてますが、これをぜひ通産省とよく連絡をとつて、こいうものが有意義に運用されるということを確認していひただきたいなど。そういう意味

で、通産省の方から一言だけ、この二つの税制に對する自信のほどと、その意味づけを簡単におっしゃっていただきたい。時間がありませんので、簡単に。

○説明員(松島茂君) エンゼル税制について御説明申し上げます。

我が国の経済構造改革を達成する上で、新規産業の創出というのは、先生おっしゃるとおり大変重要でございます。このために、ベンチャー企業の育成を図るということをやつてまいりたいと考えております。我が国において、豊富に存在する民間資金がベンチャー企業にはまだ十分向けられていないという現状にござります。こうした現状を開いたしまして、ベンチャー企業への円滑な資金供給を通じまして、経済構造改革に不可欠な新規産業の創出を促進しようということで、これまでベンチャー企業と投資家の出会いの場の創設など、環境の整備を図ってきたところであります。

今回、これらに加えまして、個人投資家がベンチャー企業に投資を行う際の投資リスクを軽減する新たな税制措置、いわゆるエンゼル税制を創出しようというここといたしているところであります。対象企業といたしましては、創業五年未満の企業であつて、試験研究費等の費用が一定比率を超えるものなどとすることを予定しております。こうした企業が実際どのくらい存在するかといふのは、具体的な数字で言ふのは大変難しくうございますが、相当数の企業がこの対象になるものと想えております。

いずれにいたしましても、これらの措置によりまして、個人投資家の資金が少しでも多くのベンチャー企業の創出、成長につながるようになります。それでも努力してまいる所存でございます。

○金田勝年君 しっかりと地域活性化のために、どういう地域をどういうふうに指定していくのか。例えば、地域空洞化対策といつてもそういうところをしっかりとまた別の機会に教えていただきたいたいなど、こういうふうに思うわけでありま

す。

今、ベンチャー企業を対象としたエンゼル税制のところだけ説明いたしましたけれども、一言だけ簡単にお願いします、時間がないですから。

○説明員(岡田秀一君) 御説明を申し上げます。

日本の物づくりを支えております基盤技術を持つている産業集積あるいは産地などの地域経済の扱い手となつております産業集積の空洞化が懸念されておりますので、これらの集積内にあります企業の技術開発力の強化などを税制を通じまして図つていくことによりまして、産業の空洞化を防止していくかと思います。

通産省といたしましても、大蔵省と連絡をとりまして、施策の有効性を確保していかたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○金田勝年君 そこで、あと今非常に重要なのは、金融システム改革がござりますし、金融ビッグバンに向けた動きを総理指示のもとに着々と進められておられる。銀行局、証券局両方で、審議会で六月までに報告を示すというふうに聞いておるんですが、取りまとめ作業も進んでいます。そして一方で、フロントランナーとして外為法の改正もあるということで、金融取引については非常に税制が重要な要因になつてきておるんではないか、これもまた諸外国との関係を十分踏まえてやつていいかなきやいかぬと思うんです。例えば、外為法が改正されますと資金の動きが出てまいりますから、資料・情報制度も充実していかなきやいかぬとか、いろいろと検討しなきやいかぬことがあります。あるいは、有取税や取引所税はかつてからいぢんな議論がある、そういうふうなことに對してどんどん対応していかなければいけないといふ状況に今及んでおるわけです。時間の関係で余り言えませんが、大臣、一言ちょっと教えていただきたいというか、お願いなんですかねども、その後にもう一問ありますので、どうかひとつ簡単に教えていただきたい。

要するに、行政改革を今やらなければいけない非常に重要な時期に当たつておる。そのとき

に、税制面も法人課税の軽減問題あるいは土地住宅税制の問題、もう軽減しろという声もある。それで、エンゼル税制や今言ったような社会経済情勢を踏まえた税制もある。それから金融関係の税制の問題もある。それから、最初に触れたような消費税や所得税、住民税のそういう基本となる税制の問題もある。そういう中で、さまざまなり方が今本当に壁にぶち当つていて、急速に取り上げなければならないさまざまなり方というのがもう本当に個々にいろんな事情があるんですけども、これは行政改革という中で取り組んでいかなければいけないです。

そのときに、私は思うんですが、要するに基本というのは日本の国をどういう経済社会に改革していくかと思つておるのかと、その基本だと思うんです。ですから、そのための税制はどうあるべきなのかという、その二点が基本的な論議が必要なんじやないか。日本はどうなるんだと、二十一世紀。どういうふうな経済社会に持つていくのかということを十分議論して税制改革というのをしていかなければいけない、本当にそう思つんやうですね。税というのは非常に政治的な側面が多いわけでありますし、その辺についての大臣の御理解といいますか、御決意といいますか、そういうものをしていかなければいけない、本当にそう思つんやうですね。税の簡単の一言だけ、政治家として結構でございませんから、お願いしたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 大変重要な問題なんです。税収があればすべてうまくいくわけです。それはいかないとところに基本的な問題があるわけですね。よって、行政改革が極めて重要と、こうなりました。

国と地方の分担、分権を含めて果敢にこれをやってまいりませんと、国庫支出金、補助金の問題が相並行して出ますのですから、そういう点から考えますと、国民負担率はどうするのか、受益者負担はどうするのかと、こういう論議にもなります。要すれば、敗戦後、貧乏なときの我が日本は、ありとあらゆる法制の中で祖国再建、福祉の国家の建設のために努力をしました。ここまで参

りました。ここまで来た以上、みずからでき得る分野は何なのかということの理解の中で、行政経費、いわゆる行政に頼る分野は何なのかと。地方団体は何をなすべきなのかと、国民一人一人受益者としてどうあるべきなのかと、こういうところに帰着をするのだろうと思うんです。そうしますと小さな政府と、当然そならざるを得ません。

そういう点で、何から何まで政府が抱えてやるという時代は終えていかなければならぬうといふところで、格段のまた御論議をいただきながら御理解を賜る、御提言をいただきと。特に橋本内閣必死の形相、不退転で五原則を出した最大の理由はそこになります。よろしくお願ひをします。

○金田勝年君 最後に一言だけ。
今、制度面でのそういうことで御質問させていただきました。執行面で一点だけございます。が、私はきょうは質問は申し上げませんが、やはり今のそういう国際化、そして高度情報化、機械化、そういうことを踏まえますと、その税務執行の職員が中高年層職員を中心非常に頑張っておられます。國税局、税務署の特にスタッフ、専門職を中心に、待遇、ボスト、それから機構の充実を図つていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○横崎泰昌君 金田さんに引き続きまして質問を申し上げますが、酒税法等について御質問を申します。

今回の酒税法は、WTOの裁定に応じて、九年的十月一十三年十月の五年間にわたって、三段階に分けてしおちゅう、ウイスキー類等の税法を改正することになつて、この点について若干の御説明をお願いします。

○政府委員(薄井信明君) 我が国の蒸留酒につきましての酒税問題につきましては、昨年の十一月

一日、WTOの理事会におきまして、いわゆる上級委員会報告というものが採択されました。その内容は極めて我が国にとりまして厳しい内容でございまして、大変残念に思つてはいるわけでございまして、その衝に当たつた者として大変申しわけないと思つておる次第でございます。

今回、この報告に沿つて改正を行おうということで、今回の酒税法の改正法案を出させていただいております。その内容につきましては、税率水準その他につきましては問題はないと思いますが、アメリカとの関係で御指摘のような問題が今残つてゐるということはそのとおりでございます。

○横崎泰昌君 アメリカの方は十五ヵ月ということで申し入れをやつておられるようですが、これについては外交交渉のことでもあり、しっかりと関係各國の理解を得るよう努力を継続させていただきたいと思います。

この中で、特に今度の改正の中、中小企業者が非常に多いしおちゅう乙類業者、これが非常に困難を訴えております。税率はリッター当たり百二円から二百四十八円、約二・四倍に引き上げられるという内容のようですが、これについて一層の近代化等を進めいかなければならないんでないかというぐあいに考えておりますが、これについて一つに付いて対応策等をどのように考えておられましたか。

なお、近代化の問題につきましては、平成七年の七月に中小企業近代化促進法に基づく中小企業近代化計画を策定いたしております。現在、中長期的な視野に立つた総合的な近代化を進めておりましたが、このたびの税率引き上げによる経営環境の激変に対処していくためには緊急に業界の構造改善を図る必要があるということで、このしおちゅう乙類業者を中小企業近代化促進法の特定業種に指定いたしまして、業界が主体となつた構造改善事業を実施し、一層の近代化に取り組むこととしておりまして、國税庁といたしましても、この構造改善計画の作成、実施について積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○横崎泰昌君 それなりに対応策は考えておられると思いますけれども、さらに補正予算で近代化資金等について積み増しの必要があるということです、しっかりとその間の措置をやつてもらいたいと思います。

ささらに、しおちゅう乙類については、原料関係で例えれば泡盛ですとお米、これはタイ国米を輸入しているようですが、それから鹿児島県等のしおちゅう業者ではサツマイモ等々、その原料について問題があるよう思います。特にタイ国米は国で一括購入をするのですから、国際価格は三万数千円というぐあいに言われていますけれども、売り渡し価格は九万数千円という形で、非常に高い原料を使用している。サツマイモについても季節性がございますから、これを貯蔵するのに相当のお金がかかるというようなことをおきましては、大臣御指摘のような問題が発生するのであります。その内容につきましては、税率水準その他の他につきましては問題はないと思いますが、アメリカとの関係で御指摘のような問題が今残つてゐるということはそのとおりでございます。

うちゅう乙類業対策基金の運用益によつて行つておる事業、これを大幅に拡充いたしたいというふうに考えておりまして、近代化、合理化など経営基盤の強化を図る者に対する支援事業及び転廃業を余儀なくされる者に対する転廃給付金の支給等の対策を講じることいたしております。このため、先般平成八年度の補正予算におきまして、しおちゅう乙類業対策基金の積み増しを二百億円お認めいただけでござります。また、現

在御審議いたいでおります平成九年度予算案においておりますが、一般会計補助金三億三千三百万円を計上させていただいているところでございます。

○政府委員(横崎泰昌君) お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のように、しおちゅうの御理解を得られるよう努力してまいりたいと思います。その点について、どうですか。

○政府委員(船橋晴雄君) お答え申し上げます。

今般のWTOの勧告を受けた酒税法改正案におきましてただいま御指摘のような税率アップが行われ、特にしおちゅう乙類につきましてはそのほとんどが中小零細企業であるというようなことがあります。したがいまして、このしおちゅう乙類業者を中小企業近代化促進法の特定業種に指定いたしまして、業界が主体となつた構造改善事業を実施し、一層の近代化に取り組むことをとしておりまして、國税庁といたしましても、この構造改善計画の作成、実施について積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○横崎泰昌君 それなりに対応策は考えておられると思いますけれども、さらに補正予算で近代化資金等について積み増しの必要があるということですけれども、行き過ぎた安売りというのが非常に出てきておりません。もちろん安売りそのものは大きな安売りをやつておられて、関係小売業等々について現在倒産が続いているというような事態も出てきております。もちろん安売りそのものはいろんな原則があるんだと思ひますけれども、行き過ぎた安売りをやつておられて、関係小売業等々について現在倒産が続いているというような事態も出てきております。もちろん安売りそのものはいろんな原則があるんだと思ひますけれども、行き過ぎた安売りをやつておられて、関係小売業等々について現在倒産が続いているというような事態も出てきております。もちろん安売りそのものは

に聞いているんです。

酒税の増税に関連して言えば、一昨年ビールが値上げとなりました。そのときにダイエーがビルのむしろ値下げをやって販売をする。特に私どもの伺ったところでは、輸入原価、輸入のビールですけれども、百八円とか九円ぐらいの原価で輸入しているものを百円でお売りになるというような事態もございました。最近の事案としては、マツバドウという埼玉県の小売店が三百五十五ミリリットルの缶ビール二十四本を酒税が千八百九十一円なんですね、ところが千八百円で売り出している。税額を割り込んで売っている。そのような事例もあつたやに聞いておりますが、一般的に極端な安売り、不当廉売と考えられているものについてどのように対処されているのか。公取が来ておられますので、公取の方に伺います。

○説明員(和泉澤衛君) 御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、規制緩和の推進とともに我が国経済におきます公正かつ自由な競争を一層推進していくことが必要となつていて、これでございます。こうした観点から、公正取引委員会といしましては、規制緩和への取り組みにあわせまして、規制緩和後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小企業者に不当な不利益を与える不公正な取引に対しましては厳正、迅速に対処することいたしていいるところでございます。

お尋ねの不当廉売事案に対しましては、これまでも適正な対処に努めてきたところではございませんが、一層迅速かつ効果的な処理を行いたいと考えておられます。○横崎泰昌君 今、迅速適正な処理を行いたいと考えておられるというふうに言われていますけれども、どうも対応が遅すぎる。それから目に見えない。一体公取として、どのような活動をなすっておられるのかといふのが十分我々としては承知できないところがあるんですね。

いわゆる不当廉売の原則として、原価を著しく割るとか、継続反復であるとか、近隣に影響を与えるとか、そういう原則があることは存じ上げていますけれども、我々が見ていると、特に日玉商品について特売をやつてある例が非常に多いんです。そのときにその原価だけを、卸売業者との協力もあるんだと思いますけれども、安くしてお品を割ったことにならないかじやないかというようないいえであります。また、仄聞するところによれば、牛乳であるとかあるいはガソリンについて、そのような指導もなされているやに聞いていますけれども、お酒についてはいかがですか。

○説明員(和泉澤衛君) 独占禁止法で禁止される不當廉売とは、御存じかと思ひますけれども、正当理由がないのに商品または役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不當に商品または役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるというものでござります。

小売業の不当廉売に関する独占禁止法上の考え方につきましては、公正取引委員会といしまして昭和五十九年にガイドラインを作成して公表しておりますところがござります。このガイドラインにござります。さらに、もう一点つけ加えますと、安売りの一一番の根源はリベートであるというふうに言われています。そのリベートも、商慣習としてその業界に応じてやるとかそういうリベートでは、リベートは経済合理性があると思いますけれども、どうも見ていくと差別的リベートをやつている場合が往々にしてあるよう思ひます。リベートというのは隠微な話で、なかなか証明ができないといふところがありますので、難しいとは思ひますが、それでも、差別的リベートというものは差別対価であるといふふうに思ひますが、いかがですか。

○説明員(和泉澤衛君) リベートは、さまざまなもののために支払われておりますけれども、目的のためには支払われておりますけれども、自賃車では当然足らないわけですから、このようなものがはんらんをしてくるおそれもありますけれども、火災保険についても、実のことを申しますと、長崎県の例を取り上げて恐縮で

ラインにおきまして、不当廉売規制を免れるた

りましては再販売価格の維持とかあるいは競争品の取扱制限など、流通業者の事業活動を制限することとなり独禁法上問題となるという場合もあるわけでございます。

先生の御指摘の点につきましては、所管官庁とも連絡をとりつつ、独禁法上問題となる行為が生じないよう競争政策の観点から見守っていくこととしております。

○横崎泰昌君 ぜひそのような方向で、この問題を取り扱っていただきたいというふうに思っております。次に、ちょっと酒税法とは違いますけれども、損害保険の問題に移りたいというふうに思いますが、去る三月十一日の予算委員会でも少し質問をさせていただいたんですけど、日米協議の結果、九月から自動車保険について年齢、性別、地域等で保険料を何段階にも差別する形の自動車保険が認められることになつておりますが、どうもアメリカ等の例を見てみると、これを徹底させていくと、どうらい問題が起つてくるんですね。

例えて言えば、自動車保険について申し上げますと、十八歳の人の自動車保険料は現在二十九万円です。要するに十八歳限定の保険料ですね。これは二十九万円です。これが九十六万円に上がります。これは新聞に出しております、大方の方に聞いてもそれぐらいになるだろうというようなことがあります。そんな高い保険料は払えないよというと無保険車になる。アメリカでは現在このようなことが行われていて、一千四百万台とも二千五百万台とも言いますが、無保険車、任意保険に入つてない。日本には自賠責ありますけれども、自賠責では当然足らないわけですから、このようなものがはんらんをしてくるおそれもありますけれども、火災保険につけても、実のことを申しますと、長崎県の例を取り上げて恐縮で

ございません。しかし、リベート供与の方法によりましては再販売価格の維持とかあるいは競争品の取扱制限など、流通業者の事業活動を制限することとなり独禁法上問題となるという場合もあるわけでございます。

○説明員(和泉澤衛君) リベートは、さまざまの供与自体が直ちに独禁法上問題となるものでは

ございません。

ごめんなさい。

それからささらに申し上げれば、今は自動車保険

すけれども、長崎市というのは火災は発生しないんですけれども台風が通るんですね。台風が通ると損害保険料の支払いがぐっとふえてくる。これも新聞によりますと、損害発生率からいうと長崎市の火災保険料は現在七万円のものが四十万円に上昇してしまうということになるというふうに報ぜられています。

私は、保険の本来の役割は相互扶助にあると思うんです。すなわち、台風の被害を受けた人たちあるいは十八歳の人たちでも、全部の国民が多数の人間の保険制度によって少しずつ救われていいく、我が国の美風であるといふやいに思いますが、それでも、それがどうも今度の改正で十分にカバーされないといふような問題が生じるのではないかということを危惧しているわけです。けれども、それがどうも今度の改正で十分にカバーされないといふような問題が生じるのではないかということを危惧しているわけです。

し、午後二時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後二時開会

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、酒税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○益田洋介君 法案の質問に入る前に、本日は公務多忙の中、大蔵大臣に御出席いただきておりましたので、ただいま巷間話題となつております日本版ピッグバンについて御所見をまずお伺いしたいと思います。

昨年十一月に橋本総理が打ち上げました、実施時期を二〇〇一年とする日本版ピッグバン構想についてでござりますが、もともと天文物理学の仮説の一つでありました宇宙創造説の呼称に由来するピッグバンは、一九八六年十月からロンドンの金融街、シティーで実施され、国際的マーケットとしてのシティーを見事に復活させ、活性化に成功したものです。ピッグバンの手始めに、外國為替管理法の改正を予定していると大蔵大臣はお述べになつておりますが、その際、大蔵大臣はよく日本版ピッグバンのフロンティンナーとして外為法の改正をしたいと述べられておりますが、この誤用を私は適切とは思えないわけでございます。

こうしたフロンティンナーなどという美辞麗句を聞いている国民は、あたかも我が国が他の先駆けて、何か斬新な試みをリーダーシップをとつて取り組んでいこうとしているかのよくな誤解を招きかねない。現実にはシティーやウォールストリートで金融自由化が進んでいくのに反して、旧

態依然とした自國保護的規制を続けるうちに取引量で格段の差をつけられてしまつた我が国が、フルトランプやバリのディーフォンスのマーケットからも肉薄されてきてることにやっと気づき、長い眠りから覚めて改革に着手しようという状況に立ち至つたのにすぎないと私は考えます。ロントランナーなどという美辞麗句を用いて現状を国民の目からそらそらとするようなこそくな手段を講ずるべきではないと私は考えます。何でも国民の目から隠れいしようとする閉塞的、閉鎖的な対応の仕方がここ数年さまざまな祥事や不都合を引き起こして、大蔵省が国民の非難の矢面に立たされた結果を招いているという事実にもかかわらず、なおも国民を欺こうとしてフロントランナーなどという言葉を選定してくるのはどういうわけでしょうか。

また、外為法だけを改正しても、法人税や有価証券取引税の低減や撤廃、私ども新進党は有取税は撤廃するべきだと、このように主張を繰り返してきているわけでございますが、さらに株式委託手数料の低減などをあわせて実施しなければマーケットの活性化というのは望むべくもない、このように私は考えるわけでございますが、今後の具体的なピッグバンの実施に関するスケジュールに關して、大蔵大臣の構想をお伺いいたします。

○國務大臣(三塚博君) 大変おしかりを受けました。大蔵大臣の構想をお伺いいたします。

たが、私は全然そんな気はございません。私が本年六月にかけて中間取りまとめをし、やり得るものは直ちにスタートを切る、法制の必要があるものは毅然として法制化に取り組むと、こういふことを意図するところはそういうところでございます。私の諮問機関であるそれぞの金融関係の諮問機関が本年六月にかけて中間取りまとめをし、やり得るものは直ちにスタートを切る、法制の必要があるものは毅然として法制化に取り組むと、こういふことでござります。

おしかりはおしかりとして率直に受けますが、意図するところはそういうところでござります。御案内のとおり、一年にして成るものではございませんので、五ヵ年計画、二〇〇一年と、前倒しあるといふお声もしきりに入つてまいります。今でありますから、それにふさわしいといふ意味で外為法の改正を提案いたしたところでございました。

これに引き続きまして、税制の問題は薄井主税者の期待にこたえていく、そのためには多様な商品を開発することによって一千二百兆とも言われるのである市場原理が働く自由な市場という意味で、政財本来の基本であります資本主義のメカである金融市場は自由闊達に行動することにより利用

されています。また、透明で信頼のできる市場、いわゆるディスクロージャーがあります。ルールの明確化、透明化、投資家保護と、こういう観点で取り組まなければいけませんし、国際的な基準に合う、時代を先取りする市場に取り組まなければならぬと。グローバル化に対応した制度、会計制度、監督体制の整備と、こういうことでウォール街及びロンドン市場でもそれぞれの改善、改革が行われましたが、ロンドンの改革を上回るベース改め目標を立てまして、その中でも外為法が鎖国的なものであると言われるところでござりますから、開国にふさわしい痛みの伴う外為法というものがグローバルな、自由闊達な投資者の選択に基づいて市場が活性化するようになると、こういうことで取り組ませていただいたところでござります。

おしかりはおしかりとして率直に受けますが、意図するところはそういうところでござります。私の諮問機関であるそれぞの金融関係の諮問機関が本年六月にかけて中間取りまとめをし、やり得るものは直ちにスタートを切る、法制の必要があるものは毅然として法制化に取り組むと、こういふことを意図するところはそういうところでござります。前者は証券税制の世界だと思います。有取税の問題にお触れになりましたが、一方でキャビタルゲイン課税をどうするかといった金融税制、証券税制全体の中で考えていくべきだと思いまして、後者の問題につきましては資料情報システム制度、これは欧米並みのものを日本も備えておかないと、自由になつたけれども非常にフェアでなくなるということではいけないと私は思っています。そういった意味で、最初に申し上げたような対応を、時期を失すことなく金融システム改革の進展に合わせて、おくれることのないように対応していくたいと思っております。

なお、法人税についてはそもそも議論がございませんので、これは今検討している方向で今後とも検討を続けていきたいと思つております。

○政府委員(長野鶴士君) 証券市場の側から若干御説明させていただきたいと思いますけれども、アメリカにおきまして一九七五年、アメリカのメーカーと言つておりますけれども、証券市場改革がございました。イギリスで一九八五年、これはピッグバンとして知られておるところでございました。英米とともにいすれも、フロントランナーというお言葉につきましておしかりをいたしました。

たけれども、為替市場の自由化ということがまず先陣を切って行われ、そいつた内外の自由な取引が発展する中で国内の市場の自由度をどう高めていくかという改革が進んだものと理解いたしております。

私どもも、日本のビッグバンの目的は何かと聞かれれば、まず第一には、内外の投資家あるいは資金調達者が最も有利な方法で、日本の国内であれば海外であれ自由な資金調達あるいは運用ができるという体制を整えていくことがあつた最初の目標であろうと思いますし、外為法の自由化というのはそれにかなつた施策だと考えております。

そういたしますと、その上でそういう自由な取引というものが東京で行われる、東京市場が地球の三大市場の一つとしてきちんと役割を果たしていくことが次の課題になつてこようかと思います。そのためには、諸外国で自由に取引されているものが日本の国内においても取引されるようにならなければなりませんが、それを除いていかことを現在証券審議会で取り組んでいます。また逆に、日本の市場といいうものが諸外国にない独自な、不都合と申しますか、余分な規制といふうに伺っております。

そして、そういった市場を前提としたしまして、三番目には、そこで金融機関あるいは証券業といいう市場仲介者が世界の投資家や調達者にまで立つていただけるような生き生きとした活力ある産業として発展していくためには今までの規制の中改めるべき点があるか、あるいは制度の枠組みとして帰着するものがあるかというふうな観点で取り組んでおるところでございまして、全体として、これから二〇〇一年を目標と御指摘ございましたけれども、二〇〇一年は完了目標でございます。それ向けて全力を尽くしてまいりたいと思います。

○益田洋介君 古くからシティーは閉鎖クラブと

いう言葉を使われて批判をされてきたわけでござりますが、そのシティーにおけるマネーマーケットのビッグバンの内容というのは売買委託手数料の自由化、ショバーなど資格制度の廃止、外資による出資制限の撤廃などであつたわけでござります。

しかし、一方では、イギリスの代表的な証券会社の倒産が相次ぎましたし、ショバーと呼ばれる売買業者十三社や、客の注文をショバーにつなぐブローカーの中で大手と称される二十社のうち十社がすべて外国資本の傘下に置かれてしまつたわけでございます。この結果、ロンドン市場の株式売買代金は八六年から九五年までの十年間で二・三倍になりましたし、雇用人口に至つては八年からわざか三年間で一・三倍に上昇したわけでござります。言いかえれば、英國資本が衰退いたした代償としまして外國資本によるロンドン市場が復活した、そういうふうな成り行きであったというふうに伺っております。

日本版ビッグバンが成功したと、今局長は二〇〇一年は完了の時期であると言われましたが、そうした目標が達成され、日本も世界の三大市場と言われていた時代にまた復活できた場合、この場合も外國資本の企業はどんどん乗り込んできて、マーケットは活性化されるわけでござりますが、結果的に日本企業が東京のマーケットから縮め出されるようなことになつてしまふのではないか、そうした可能性が十分に考えられるわけでござります。

こうした歐米的な弱肉強食、優勝劣敗、そして適者生存といったありようは日本の社会的土壤にはじまないと私は個人的に考えますが、ビッグバンを実施するに当たつてのこうした不利益な点、懸念について、大蔵大臣の御所感をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 益田議員御指摘のポイント、分析の中に入つておるわけであります。同時に、ロンドン・ビッグバンの結果としての分析、そのとおり私も承つておるところでござります。

適者生存というお話をありました、まさにそういうものだと思います。そういう中におきまして、我が国の東京ビッグバン、日本版ビッグバンの適用など、我が国仲介者の国際競争力機能強化をもたらす施策もあわせて検討されておるところでございます。こういう施策を踏まえながら、二十一世紀展望し、我が国金融業が基幹産業の一つとして世界をリードする仲介者となるため御審議もいただいておりますし、担当審議会においてもただいま議論を開いて、六月の中間取りまとめを期待いたしておるというのがだいまの現状でございます。

○益田洋介君 日米保険合意を受けまして、来年の七月には自動車保険と火災保険の料率が自由化されることになつております。しかし、私は、ここで注意を喚起しておかなければならぬのは、米国流の競争原理だけにゆだねてしまつとさまざま大きな問題が生じかねないということでございまます。

アメリカには強制自動車保険制度はございません。そこで、金銭にゆとりのない人たちは保険に入らなくとも責任を問われることはないわけでござります。アメリカ国内を走っている車の総数約一億四千五百万台と言われていますが、実にその中の一七%に相当する二千五百万台が保険に入していない車であると言われております。特にロサンゼルスの中心部では保険に加入していない車が九〇%になんなんとしている。こういう車を無保険車というふうに呼んでいるわけでござりますが、こうした無保険車が自動車事故を起こした場合、保険に入れないほどの経済状態にある加害者のことでござりますので、賠償する経済力もありませんし、もともと保険に入る意思がなかつたのですから、賠償するなんということを考えることもない、賠償の意思も持ち合わせていない

い。
そういう状況でござりますので、往々にしてアメリカでは、被害者が治療費、そして自分の車両の修理費などを取り立てることができないためにみずからでかぶらざるを得なくなつたという事例が多岐にわたつていると、そういうふうな理解をいたしておりますが、こういうアメリカの自動車保険に対する現象ではございますが、こうしたことを見てもおわかりになるように、消費者利益や社会利益を追求する余りにすべてを市場原理にゆだねた規制緩和というものはおのずから限界があると私は考えております。

この点について、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

午前中にも質疑をいたいたたけでござりますが、御指摘のように、任意加入の自動車保険の分野におきまして今後リスク細分型の自動車保険を認める等の規制緩和を進めることといたしております。その結果、保険契約者の選択の幅が広がる等の利便性の向上が期待される反面、一方で事故率の高い若年契約者等の保険料が上昇するおそれがある等の御意見は承知いたしております。

私どもいたしましては、規制緩和の実施に際しまして、国民生活に不可欠な自動車保険の安定供給が著しく損なわれることがないよう、保険会社に対する商品認可に際しまして被害者救済等の観点から必要な対応を行つてまいりたいと存じております。

○益田洋介君 それでは、酒税法の一部を改正する法律案について質問に入らせていただきます。

ウイスキーの税率低減による税収減を補てんすることを目的として、そのかわりにしようちゅうの税率を引き上げて、酒税全体としての税収入を確保しようとするのが今回の法改正の意図であると私は読み取りましたが、酒類販売実績で見ますと、ここ十年間でウイスキーは二百七十メガリットルから百五十二メガリットルまで四三%も減少しているわけでござります。

その一方で、しようちゅうの販売実績は、飛躍的ではございませんが、上昇している。例えば、甲類で言いますと三百四十五メガリットルから三百八十多メガリットルへと一〇%の増加でござります。乙類につきましては二百二十九メガリットルから二百六十七メガリットルまで一二%の増加という傾向がこの十年間漸減増という形であらわれてきているわけでございます。

今回の法改正によって、これらウイスキー、甲類、乙類のしようちゅうの販売量のシェアはどういうことになるのか、どういう予測をされているのかということをお伺いしたいことと、相互に補完し合つて、全体として税収入にはどういう影響があらわれると考えるのか、大蔵省の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 酒税の改正について御質問いただきました。

ウイスキーの減税分、それをしようちゅうの増税分で補う趣旨のあるという整理をされましたが、一面を見ますとそういうことです、私ども、蒸留酒についての課税のあり方ということと他の酒類との関係ということを考えますと今回の改正のような姿になつてくるということをございまして、一義的に税収だけの問題で今日の提案のような姿になつてきたというふうには理解していいわけでございます。

いずれにしましても、しようちゅうにつきましては相当な増税になります。また、ウイスキーにつきましてはこれも大きな減税になります。その結果として消費に影響があるのかと思いますが、正直申し上げまして、それを精緻に分析するわけにはいきません。難しい問題があります。ただ、そこは可能な限りアプローチするといったしますと、平成元年にこの種の改正をいたしておりますので、そのときの消費動向の変化、例えればしようちゅうの甲類が当時一六・五%減つております、乙類が六・四%減つておりますといつたことなどを基準に計算をしてみますと、今回の改正が完全に実施されたその後には、しようちゅうにつきま

しては二割程度消費が減少するのではないかといふ仮説といいますか、仮定のもとに減収額の計算を、増収額の計算をいたしております。

また、ウイスキーにつきましても、平成元年の改正の際の消費動向を頼りにするほかないわけでございました。その後、我が国はEU、米国、それからカナダとの間で誠心誠意協議を行つてきたわけでございました。その後、EUが関心を有したしますので二割程度増加するのではないかといふ推計をいたしまして、今回の増減収額の計算をさせていただいたわけでございます。

結論的には、平年度ベースで二百九十九億円の減収になる、そういうことでレバニューニュートラルという形にはなつております。それから、初年度ベースで計算いたしますと百八十億円の減収になるというふうに見込んでおるわけでございます。

○益田洋介君 ウイスキーにつきましても、しようと、何とか私も個人的に努力をさせていただきたいというふうに思つております。

もともと酒税格差問題が本格化しましたのは八年の十月、イギリスがスコッチウイスキーの税率についてガット、関税貿易一般協定に提訴したのが始端であると言われております。今回の改正是、三十年戦争に勝利という表題で論説が発表されておりますし、結果的にはEUは満足しているという報道がなされています。ウイスキー、これはバーボンのことですですが、の

結果、米国は経過期間、しようちゅう乙を中心とした経過期間が長過ぎるということでWTOに仲裁手続を申請しつつ、同時に我が国に対しても二国間協議をしようという意向を示してまいりました。これに応じまして一月中に私ども二度米国に参りまして協議を行つたわけですが、そこでバーボンウイスキーの関税問題も議論してまいりましたが、結局は原則論に先方が立ち返りまして合意に至りませんでした。そして、二月十三、十四日の仲裁裁定ということに至つたわけでございます。

先方の内部事情といいますか、お考えについて、私どもわかりませんといつたのが正直なところでございますが、一昨年からカナダとともにEUのWTO、世界貿易機関提訴に共同歩調をとつて追随したわけでございます。

ところで、アメリカとカナダにつきましては、

御説明願います。

○政府委員(薄井信明君) 昨年十一月一日に、WTOの上級委員会の報告がWTOとして採択されました。その後、我が国はEU、米国、それからカナダとの間で誠心誠意協議を行つてきたわけでございました。その後、EUが関心を有するスコッチ等のウイスキー、それからブランデーの関税の引き下げも同時に議論されまして、そういったものトータルいたしまして、EUとの間では昨年十二月に実質的合意、また一月には完全な合意を見たわけでございます。

ところが、米国との関係が御指摘のような状況になつております。昨年来数度にわたり訪米するなど、我が国の事情を伝え、我が国の提案も伝えてまいつたわけでございますが、WTOの定める履行に係る協議期限、これが去年の十二月十六日でございましたが、その期限までに何ら回答が寄せられなかつたという状況にござります。

その後、米国は経過期間、しようちゅう乙を中心とした経過期間が長過ぎるということでWTOに仲裁手続を申請しつつ、同時に我が国に対しても二国間協議をしようという意向を示してまいりました。これに応じまして一月中に私ども二度米国に参りまして協議を行つたわけですが、そこでバーボンウイスキーの関税問題も議論してまいりましたが、結局は原則論に先方が立ち返りまして合意に至りませんでした。そして、二月十三、十四日の仲裁裁定ということに至つたわけでございます。

報復措置についてはアメリカは具体的にどのような内容を表明してきておりますが、あるいは示唆して申しますと、まだ報復措置を受けざるを得ない場合に立ち至つた場合はどのように対処する考へなのか、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) WTOの仲裁で十五ヶ月とまずされたわけでございますが、事柄を整理して申し上げますと、酒税のしようちゅうなりウイスキーとの間の税率格差の問題についての私どもの日本の提案につきまして、その内容については問題はないと承知しております。ただ、その実施期間について仲裁に持ち込まれ、十五ヵ月といふものが出てきたということでございます。

ところで、WTOの仕組みからしますと、当事者間で事柄が解決すれば仲裁裁判どおりでなくして内容的にはこれでいいと。じゃ実施期間についてはどうかとなると、アメリカが不満であると。そうすると、その点について日本とアメリカがこれから協議をする、その協議期間はいつまで

の主張も退けて、原則どおりの十五ヵ月というのを言つてきているということでございます。

○益田洋介君 WTOの仲裁裁定の規定で示された格差は定期間は、今主税局長が言つたように、勧告後十五ヵ月以内ということになっているわけですが、このときの状況から、こちらは逆に減税いたしますので二割程度増加するのではないかといつたのですが、今回の法改正では、実施期間を五年間として激緩和措置を講じているわけでござります。仲裁裁定から十五ヵ月目に当たる来年二月までにアメリカとの間のウイスキーの、バーボンの税率に関する協議がまとまらない場合、まあまとめる方向でこれからも努力をなさつていかれることがあります。もしそれが実現しなかつた場合には日本は法案を再改正するか、あるいはまた二月十七日に小川大蔵事務次官が明らかにたよう米国の報復措置を受けて立つか、この二者择一を強いられる立場に日本はあるわけでございます。

報復措置についてはアメリカは具体的にどのような内容を表明してきておりますが、あるいは示唆して申しますと、まだ報復措置を受けざるを得ない場合に立ち至つた場合はどのように対処する考へなのか、大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) WTOの仲裁で十五ヵ月とまずされたわけでございますが、事柄を整理して申し上げますと、酒税のしようちゅうなりウイスキーとの間の税率格差の問題についての私どもの日本の提案につきまして、その内容については問題はないと承知しております。ただ、その実施期間について仲裁に持ち込まれ、十五ヵ月といふものが出てきたということでございます。

ところで、WTOの仕組みからしますと、当事者間で事柄が解決すれば仲裁裁判どおりでなくして内容的にはこれでいいと。じゃ実施期間についてはどうかとなると、アメリカが不満であると。そうすると、その点について日本とアメリカがこれから協議をする、その協議期間はいつまで

あるかというと来年の二月が十五ヵ月というところに当たりますので、それまでに答えを出す。それでも答える出ない場合には、それから三十日の間にアメリカは次の報復措置ということに手続を進めるということが手続上あり得るということになります。

そこで、私どもは、内容的にはこれでいいといふことならば期間については日本の実情をわかつてほしいと。ただ、何か代償措置が要るということであるならば、それは私どもこの一月に向こうにも提言していますように、関税におきまして対応していくと、やぶさかでないということでやつてきたいと思いますので、報復措置の問題については私は私ども今考えることは適当でないと思っております。

なお、二月十四日に仲裁の結論が出た際にアメリカの反応がありました。二つありますて、一つは、バーシエフスキー USTR 代表代理、現在代表になつておりますが、当時代表代理でしたから、仲裁裁定の内容については歓迎するというございました。また、USTR の当局者からは、記者会見におきまして、今後の対応について日本が仲裁決定に従えない場合は代償交渉が行われるであろう。私ども御説明したのはこのことである。その後、米国からは何ら動きがございません。したがいまして、代償交渉がまず先にあるといふ位置づけで向こうもいることと思ひます。

なお、今回、法律を日本政府が国会に提出し審議をいたいでいることにつきましても、米国から何ら意見は入ってきておりません。

○益田洋介君 それでは、二番目の法律でござります租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

この法律改正の柱としましては、住宅取得促進税制というのがあるわけでございますが、これは本来、被災地を含めた日本全国の景気浮揚策の一環であつたというふうに理解しているものでござります。しかし、国民の皆さんのが割を超える反対にもかかわらず、政府は一方的に消費税率を五%にアップしようとしている。ですから、本来、本件の法改正によって企図していました経済効果というのは泡消してしまったという結果が生じることは一目瞭然でございます。

すなわち、例えば四千万から五千万円の住宅を購入したとしまして、法改正により六年間の控除額が百八十万、特に被災地におきましては二百万となつたとしても、実はほとんどが消費税率引き上げ分によつて相殺されてしまうことになる。

そこで法改正の効果は全くあらわれない。御苦労であると私は強く訴えるものでございます。

例えは、神戸のエンタープライズゾーンや沖縄の自由貿易地域を経済特区として位置づけて経済の活性化を図るなどはその一例ではないかと私は考へています。農業関係者ですら首をかしげたウルグアイ・ラウンド対策費の計上や、整備新幹線の未着工区間に事業費をつけたり、ばらまき型の公共事業費に予算をつき込むかわりに、私はこうした施設をとるのは現政府に求められていることであると考えますが、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

○政府委員(薄井信明君) 税金関係の部分についてお答えさせていただきます。

まず第一点ですが、消費税率がこの四月から四%になります。また、地方消費税が創設されて現在三%のものが五%になるということは御承知のとおりでございます。ただ、これは平成六年秋の税制改革によりまして、所得税、個人住民税の減税、制度減税、恒久減税と一体として、ワニセツ

トとして考えられたものでございまして、景気の観点から減税については平成七年から実施していな。そういうこともありまして消費税が二年ほどおくれスタートするということから、確かに今月と来月では税率が違うという意味では御指摘のとおりですけれども、そこはここ数年の中で考えていただきたいと思っております。

住宅建築に関しましても、消費税が上がることによって影響はあるうかと思います。現に前倒しじゅうにとくことで契約されている面がありまし、そういう面、悪い面あるようですが、前回の消費税が導入されたときの状況を踏まえますと、一年を通じて考えていけばならざれていくのではないかと思っております。

また、現在の住宅が非常に着工が多い、あるいは契約が多いということは、金利が低水準で推移していることも大きく役立つていると思いますし、またよい面、悪い面あるようですが、地価が安定的に推移していることも影響しているわけでございまして、そういうことを全体として考えていった場合、今回の税制上の住宅取得促進税制の拡充というのはマージナルな面でかなりプラス的な影響があるものと私は思っております。こういった総合的な面でこの税制について御理解賜りたいところでございます。

○國務大臣(三塚博君) ただいま益田委員から予算編成につきました、また税制のあり方についての御質疑がございました。

毎回御質問のたびに申し上げておるわけでございますが、危機的な我が国の財政危機、終止符を打つて活性化に向けて取り組まなければならぬ。その大前提は少子化であり、特にスピードの高い程度で高齢化社会が進行してまいつております。一年に百万近い年金受給者がふえるということが、社会保険関係で約一兆円、当然増費として出てくるわけでございます。

そういう中でありますながら、予算編成においては、

し、スタートを切つたところでござりますから、これ以上国債費の膨張を座視するわけにはまいりません。また、公債費に対する依存度をこれ以上にふやすわけにもまいらないという至上命題に向けて、御承知のとおり四・三兆円の特例公債減、特

殊要因として四千億円の国が払う消費税分がござりますから、これを除きますと〇・六の伸び率、十年ぶりの低率で歳出カットの基本的命題にこたえたということでおざいます。

やはり、ここまで参つておりますと、ケインズ流に絶需要、喚起をいたしまして自然増収を上げながら、その中から財政再建をすべしということが新進党から両院において提起をさせておるわけですが、今日だいまの我が国の危機的な長期債務がありますことにかんがみ、ここでストップをしていかなければならないということでおで、前段申し上げましたところに決心をさせていただいたところでございます。

しかし、一般歳出のプライオリティーの中で国民の希望する方向、さらに二十一世紀に向けて活動力ある社会を築くためには、この観点から、基礎研究、応用研究、情報通信等々の分野に思い切った予算を投じたことも御承知のとおりでございました。そんなことの中取り組んでおりますことに、理解を賜りたいと存じます。

○益田洋介君 大蔵大臣は特例公債を四・三兆円減らしたと胸を張つておっしゃつておりましたが、実際この消費税率が五%に引き上げられるによって五兆円の増税になるわけですね。加えて所得税、住民税の特別減税の打ち切り、これは私ども新進党は反対したわけでございますが、政府は断行いたしました。これで一兆円。それから、医療費など社会保障制度改悪で一兆円と、締めで九兆円もの負担増になるわけですが、結果として。

だから、特例公債四・三兆円減らしたといった

も、昨年度の十二兆円というはとんでもない額

の特例公債だったわけですから、それに比べて四・三兆減らしたといつても実際これは減らしたことにはなっていない。そのように私は考えるわけでございますが、そうした予算案が衆議院を無修正で通過した、このことに對して国民は本当に憤りを感じておるわけでございます。

ですから、政府が、特に大蔵大臣が好んでお使いの財政構造改革元年などという表現は私はしないでいただきたい。十四日の本会議の代表質問におきましても、私はこのことを總理にお願いを申し上げましたが、期待した答弁はしていただけなかつたわけでございますが、この点について大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) お互いの政党をつくり、総選挙及び参議院議員選挙という二大選挙に臨み、国民の審判を仰いでおるわけでございます。

自由民主党、過半数をお与えをいただけませんでした。十一議席足りませんでした。よつて、村山内閣以来の関係にございます社民党、そしてさきかけ両党に対しまして政策協定を結びまして、総選挙後の政治課題解決に向けてスタートを切ったところは御案内のとおり。政党政治の原点はまさに公約、それから現状分析の上に立つて一番ペーストな道を目指しながら限られた財源の中、また極めて緊迫をいたしております諸状況などを考えてみると、その中のベストな道と、こういうことで財政構造改革にスタートを切ること以下五改革、教育改革まで合わせて六改革、特に高コスト構造の経済システムを変えることによって競争にたえ得る日本経済界、企業体質をつくり上げていく、えていたと、こういうことになつたわ

けでござります。この財政構造改革だけではなく、経済システムがスタートを切っております。許認可の解消だけではなく、新しい手法を用いたベンチャービジネスとあえて申し上げさせていただきますが、多様なニーズにこたえるための産業振興と、そのためにはグローバルスタンダードな企業でなければな

らぬことも御承知のとおりであります。

御批判がありました金融システム、ビッグバンへのスタートもそういう意味でスタートを切らさ

ることは御案内のとおりであろうと思ひます。選挙の結果に忠実に対応してまいるのは政党政治の原点でありますし、三党がその点で協調いたしておるところでございます。それと、九兆円といつも言われるわけでございますが、医療改革は国会の審議が終わりましてから、国会の意思で提案どおりこれが認められるということになりますと、平

年年度でそういうことになると思います。

特に、新進党的代表議員の質疑にいつも出ますのは、国の消費税負担額、地方への交付分ということで五兆円とよく言われます。しかしながら、御案内のとおり、初年度は三ヶ月足らぬわけでござりますから、そういう点もこれありますと、計算をいたしますと、実質手取り増は平成九年度においては二・七兆円でございます。これはオーソライズされた数字でございますとして、必要があれば薄井主税局長から説明をいたさせるところでござります。地方への一%は、御案内のように、そつくり地方自治団体にこれが、交付というよりも、それを目的として決めたものでございますから、そちらに納入をされるわけでございます。

以上、そのことだけ申し上げさせていただき、消費税分を除く特別減税、これは後世にツケ回しをすることの重大な問題でございますからやめることがありますと、御理解の中で今後の御論議にお取り組みいただきたいと存じます。

○益田洋介君 ベンチャービジネスという言葉をお使いになりましたが、ベンチャーやいうのは一回表に出ちやうとベンチャービジネスだとかフロントランナーだとか財政構造改革元年なんて、大蔵省の方は頭のいい方ばかりそろつてるので非常に耳ざわりのいい方ばかりそろつてるので非常に耳ざわりのいい

い言葉をお使いになりますが、要するに新規産業という意味だと思います。

財政上の深刻な問題の一として、我が国は、今、旧国鉄債務問題を抱えているわけでござります。長期債務はことし四月に二十八兆円を超えるとされておりますし、一日三十五億円に上る金利とされどおり、そういう仕組みになつてゐるわけです。六年

十一の閣議決定に従えば、このまま無策に返済がおくれることになると全部国民にツケが回つてくる、そういう仕組みになつてゐるわけです。こうしたことは、住専で辛苦をなめさせられたそうした記憶がまだ新しい日本の国民の方は到底容認しない、できないと私は考えます。

また、最近建設省の内部資料が明らかになりますと、建设省の内部資料が明らかになりますから、これまでにしましても、昨年十一月に策定されました、先ほど申し上げました整備計画区間に充てては償還準備金として将来の債務の償還に充てるために積み立てられております。こうした償還準備金が現在五兆二千億円余りに上つて、こうしたことを見ますと、償還は順調に行われるものというように認識しております。

いたしましたが、これから日本道路公團で所要の調査が行われた後、償還可能性についての検討を行つた上、その上で工事実施が可能な区間につき施行命令が出されるという段取りになつております。私どもといたしましても、今の厳しい財政事情を踏まえながら、適正な料金水準のもとで公團の採算性が確保されるよう必要な検討は十分行つていただきたいと思っております。

○説明員(菊地賢三君) 御説明いたします。高速自動車国道、まだ建設の道半ばでございまして、地域の要望等におこなえしまして早急な整備が必要ということでございまして、二十一世紀初頭までにその完成を目指すということで建設省として推進しているところでございます。

このための方策としまして、平成六年九月に高速道路の料金を認可いたしました。高速道路整備のためには有料道路制度をとりまして、借金をして後ほど料金で返すということで有料道路制度を使つておりますが、それには一定の償還計画がございまして、これを六年九月に建設・運輸大臣の方で認可をしております。

その償還の状況につきましては、今御説明のとおりでございまして、私ども、その償還あつたとおりでございまして、これを六年九月に建設・運輸大臣の方で認可をしております。

これによりますと、確かに御指摘のように、平成二十四年ころ、日本道路公團の未償還残高は約三十五兆円に達する見込みであるというようにされ

な計画を追加すること及び既に、現在まだ事業中のものがございますので、そのものを含めますと現在の未償還残高借入金というのが若干ふえました、平成二十四年ころには三十五兆円になるという計画のもとでございますが、これも御説明がありましたように、現在順調な償還でございますので、この新たな追加によりまして、料金を改定せず、値上げせずに償還ができる見通しといつもの持つておるところでございます。

○益田洋介君 ところが一方で、日本道路公団の請負企業である民間会社の日本道路興運という会社が、自由民主党の政治資金団体、国民政治協会に対して、九五年度、六年度に総額一千五百万円の献金をしていることが明らかになつております。

特種法人である日本道路公団の請負企業への委託費は公的性が非常に強いと私は考えます。そうした会社から献金ということになればこれは公費の還流ということにならないのか、そういう懸念があるのではないかと私は思いますが、御意見をお伺いしたいと思います。

○説明員(小坂裕男君) ただいま御指摘いただきましたとおりの趣旨の報道が、十八日の毎日新聞になされております。日本道路興運が政治献金をしており、それから日本道路興運に対しまして日本道路公団が業務委託をしておることでござります。

最初の、営利企業の、株式会社の政治献金につきましては私どもコメントする立場にはございませんが、日本道路公団が道路興運に対しまして業務委託をしておるということにつきましては、日本道路公団の事業が現在六千キロを超える高速道路を建設していることといたりがみまして、大変重要なことだと思います。

そこで、業務委託等、契約のあり方につきましては透明性を一層確保してまいりたいと

考えておりますし、同時に公団全体の業務につきましても、事業の一層の効率化を図りますとともに経費の節減を含めた努力をさせてまいりたいと、このようと思つております。

○益田洋介君 ありがとうございました。終わります。

○海野義孝君 平成会の海野でございます。

私は、益田議員に続きまして、今回審議中の租税特別措置法案を中心に御質問させていただきたいと思います。

大蔵委員会では、この常会で二回目の質問に立たせていただいたおりますけれども、午前中に金田、樋崎兩先生、さらにただいま益田議員と三名の方から質問がありまして、大体後から質問に立つほど貧乏くじはないわけでありまして、ほとんどの私も困つてゐるわけであります。どうやつて五十八分間の時間を、税金の浪費ではなくして前向きに御質問できるかということで考えながらいろいろと教えていただこうと、こういうことでございました。

最近、私は、財政再建にかかる小チーム、三人ほどで今いろいろとやつておりますけれども、その一人に選ばれまして最初にそこで始めた仕事は、昨年のあれは夏ごろに出ました英文の「エコノミック・アウトロック」、これはOECDが出した本でございますけれども、その日本に関する部分についての抄訳とその報告を座長にするという仕事と言いつかりまして、訳本がないかと今苦慮しております。

それはそれとしまして、実は一昨日の夕刊の某紙にこういう記事が出ておりました。私も証券界においてよくいう意味で、大変御熱心に予算委員会において御論議をいただき、御提言等もいたしましたことを感謝申し上げるわけでございますが、成立後の経済運営に切れ目がないこと申上げてきておるわけでございますから、万全を尽くして対応してまいりたいと、こう思つております。

そういう中で、切れ目のない経済運営、執行をいたしましたが、その中における金融はまさに経済の血液でございますから、この順調な流れはキープするべく最大の努力をしていくことは当然であろうかと思っております。

そついう中で、切れ目のない経済運営、執行をしていくという意味で、大変御熱心に予算委員会において御論議をいただき、御提言等もいたしましたことを感謝申し上げるわけでございますが、成立後の経済運営に切れ目がないこと申上げてきておるわけでございますから、万全を尽くして対応してまいりたいと、こう思つておりました。

○海野義孝君 その内容につきましては、またいろいろ新聞、雑誌等もあるいは詳しい話も出る、こういうこととありますけれども、私は証券界におきまして、普通、朝刊というのは朝早く起きて読みますけれども、夕刊のものはほとんど役立たずということで見ないわけありますけれども、昨日の夕刊に大変ショッキングな記事が出ましたので、大蔵大臣もこれをごらんに

なつてゐるか、ちょっと確認の意味で申し上げたいたいと思います。

C D規制改革報告案が批判、ビッグバンについては大蔵改革がかぎを握つていて、こういうような見出しが、さらにその解説記事それからその要旨についてのほぼ全文、こういつたものが出ていたわけでございます。これは、五月の経済協力開発機構、つまりOECDの閣僚理事会に提出される金融サービス分野の規制改革に関する報告書の原案全文ということでありますけれども、この点について大蔵大臣、お目にとまつたか、その内容について、新聞ではありますけれども、把握なさつか、まず御答弁をお願いしたいと思いま

す。

前回ここで、大蔵委員会で御質問させていただきましたときには、今益田議員から御質問ありましたように、大蔵大臣にはいわゆるビッグバンに関してのフロントランナー等の問題についての御答弁を当時いたいたわけであります。もう日にちは忘れましたけれども、あの質問をさせていただいた委員会から随分たつてあるよう感じが自分としてははするわけであります。それほど今我が国が置かれております、政治にしましても経済にしましても産業問題にしましても、大変激変のそついた中で私どもは身を置いている、このように感ぜざるを得ない、こういうことがあります。そういう中で、大変このところも、先ほど申し上げましたのも一例でありますけれども、当局におかれましても日増しにいろいろと厳しい、また緊迫したそついた状況というものが私どもにも感じられてならないわけであります。

そこで、本日は、租税特別措置法の改正に関することを中心にして関係の皆様方に順次御質問いたことを中心にして関係の皆様方に順次御質問をさせていただこう、このよう思つわけでありますけれども、私は、大蔵大臣には最初と真ん中と最後と三回御質問をさせていただこう、こう思つております。

最初に大蔵大臣にお聞きしたいことは、これまで三人の方々も質問の中でお触りになつておられることがありますけれども、現在我が国としては世界でありますけれども、現在我が国としては世界でも注目されております大改革に今取り組んでいますけれども、きょうの場合は、そういう中で特に税金といいますか、税制、税体系といいまして、このこととありますけれども、私は、大蔵大臣には最初と真ん中と最後と三回御質問をさせていただこう、こう思つております。

最初に大蔵大臣にお聞きしたいことは、これまで三人の方々も質問の中でお触りになつておられることがありますけれども、現在我が国としては世界でも注目されております大改革に今取り組んでいますけれども、きょうの場合は、そういう中で特に税金といいますか、税制、税体系といいまして、このこととありますけれども、私は、大蔵大臣には最初と真ん中と最後と三回御質問をさせていただこう、こう思つております。

あります。いわゆる財政の健全化という問題と税制のあり方についての御見、とりわけ財政健全化を二〇〇三年、つまり当初のターゲットよりも一年繰り上げたことに関連しまして、財政の健全化と税制のあり方についての大蔵大臣の御所見を、まずお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 財政のあり方でございますが、まさに財政運営の基本は税収に見合う歳出の構成と、これが基本的な基準でなければならぬ、こう思います。

よく、「入るを計りて出るを制する」は財政の基本なりと、阿部議員でしたかね言われたこと、先般の委員会であります、これが理想的でありますことはもう大蔵委員会の委員各位どなたも異論がなかろうと思います。ただ、好不況の中で山が出来ますものですから、義務的経費の補てんという意味で節目節目で決議をお願いする、国債発行の上限をお許しいただく、こういうことで来ておることであります。

しかしながら、基本は特別なケースについて上限を設けてお願いするというのが法制の立場でございますから、毎回毎回国債発行が累増していくということはまさに財政の基本から外れるのではないかと、これだけは言えることであろうと思ひます。建設国債、資産が見合いで残りますからといいますものの、六十年のロングで考えるということでありますと、安易に流れるという意味で、借金は借金ということで気を緩めますと最悪の財政運営になり、その結果は国民各位に降りかかることもあります。

そういう点から、健全財政を目指していかなければならぬということで、今日、橋本内閣が総選挙後の第二次内閣を編成するに当たりましての基本的な政策の目標、理念としたこと、けだし当然であろうと思うわけでございます。直ちに健全財政に戻ることはかなわぬわけでありますから、二〇〇五年までということに目標を置きました

が、さらにこれを二年短縮をし前期集中期間三年、後期フォローアップを取り残された諸改革の断行と、こういうことで取り組むという不退転の決意を表明いたしましたのも、財政の基本原理に立ち返つておのれを減してやるということであるうと思います。

税制は財政の根幹であります。同時に、税制によつて国会が開設をされたと言つても過言ではない、まさに大事なことであります。国民各位から議論を調達させていただく、公正、公平にこれが執行されていく、国民生活の安心度を増す、地域の安定を図る、国家の基本がその中で確立されています。

しかしながら、その使い道はまさに極めて重要なことであります。税金をちょうどいいとして税金を全部賄うということであれば、きょうよりも必ずを目標とするが人間の感情でありますし、政治もそういう方向を目指すということになりますと、とめどもなく税負担はふえていく傾向にあるんだと思つてあります。

そういうことを考えますと、税として納めるもの限界が来ますと、税金で働いたもののすべてを失う、こういう極端な言い方が当てはまるようになりますから、政治としてとつてはならないことになりますから、やはり未来というものがいかないかと、これだけは言えることであろうと思ひます。建設国債、資産が見合いで残りますからといいますものの、六十年のロングで考えるということでありますと、安易に流れるという意味で、借金は借金ということで気を緩めますと最悪の財政運営になり、その結果は国民各位に降りかかることもあります。建設国債、資産が見合いで残りますからといいますものの、六十年のロングで考えるということでありますと、安易に流れるという意味で、借金は借金ということで気を緩めますと最悪の財政運営になり、その結果は国民各位に降りかかることもあります。

○海野義孝君 どうも大変御丁寧にありがとうございました。

私は、いろいろと問題になつてゐることは、やはり国民負担の問題も、いわゆる給付と負担の分離という状況にあるということが大変国民を不幸にしてゐるのではないか、あらゆる面で政治を不信にしているのではないか、こう思えて残念でなりません。

次に、薄井主税局長に承りたいと思いますが、まさに大事なことであります。国民各位から議論をおきましてこういったものの理念という位置づけというか、これについて簡潔にひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(薄井信明君) 大臣から説明しましたこととつながるのかと思います。公共サービス、行政サービスを提供するためには、最終的には税が必要である、それによって税の総額が決まってくると思います。行政サービス、公共サービスの質と量をどう考えるかというのを国民が選択し、その結果として総体としての税の総体も決まってくる。これは、前後関係どちらとも言えないところがありますけれども、一方で税負担には限度があるということ等から総額が決まつてくる。そうすると、その総額として決まつてくる税をどうやって国民みんなで負担していくかというときに、公平、中立、簡素という原則が必要であると必ずしも同時に達成できませんけれども、その時代その時代の必要に応じて追求していくことだと思います。

そういう際に、さらに加えて言えば、経済と税、あるいは個人生活と企業と税ということは密接に関係しておりますから、この税金を政策手段として使うことによって経済をよりよい方向に持っていく、社会をよりよい方向に持っていくとともに、それが税制の主たる存在意義ではない。税制があつて、それをうまく活用することによって経済なり国民生活をよりよい方向に誘導していく、そういう手段になり得るという位置づけであろうかと思つております。

○海野義孝君 そういたしますと、租税特別措置というのも戦後日本経済の推移とともにやはり移り変わってきているということが言えるのではないか、このように思います。

事前に、私の部屋の方へ大蔵省の関係の方においでいただきましてお調べをいただいておりますので、その点ちょっと御質問させていただこうと思います。余り数字をだらだらとやつてもお聞きになつてゐる人は眠気を増すばかりですから、最近のわかっている年度の数字と十年前の数字といふことで、いわゆる租税特別措置に伴う税の減収

があるんだと思います。租税特別措置というのはまさにそういう性格のものであろうと私は思つてあります。

したがつて、要らないものをつくるというのはおかしいのであって、しかし必要な租税特別措置はまた政策手段として大事である。しかし、政策手段がやせ細つていくことは、これは本末転倒だと思つております。そういう意味で租税特別措置を位置づけますと、必要なものを必要なだけ位置づけというか、これについて簡潔にひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(薄井信明君) 大臣から説明しましたこととつながるのかと思います。公共サービス、行政サービスを提供するためには、最終的には税が必要である、それによって税の総額が決まってくると思います。行政サービス、公共サービスの質と量をどう考えるかというのを国民が選択し、その結果として総体としての税の総体も決まってくる。これは、前後関係どちらとも言えないところがありますけれども、一方で税負担には限度があるということ等から総額が決まつてくる。そうすると、その総額として決まつてくる税をどうやって国民みんなで負担していくかというときに、公平、中立、簡素という原則が必要であると必ずしも同時に達成できませんけれども、その時代その時代の必要に応じて追求していくことだと思います。

そういう際に、さらに加えて言えば、経済と税、あるいは個人生活と企業と税ということは密接に関係しておりますから、この税金を政策手段として使うことによって経済をよりよい方向に持っていく、社会をよりよい方向に持っていくとともに、それが税制の主たる存在意義ではない。税制があつて、それをうまく活用することによって経済なり国民生活をよりよい方向に誘導していく、そういう手段になり得るという位置づけであろうかと思つております。

○海野義孝君 そういたしますと、租税特別措置というのも戦後日本経済の推移とともにやはり移り変わってきているということが言えるのではないか、このように思います。

事前に、私の部屋の方へ大蔵省の関係の方においでいただきましてお調べをいただいておりますので、その点ちょっと御質問させていただこうと思います。余り数字をだらだらとやつてもお聞きになつてゐる人は眠気を増すばかりですから、最近のわかっている年度の数字と十年前の数字といふことで、いわゆる租税特別措置に伴う税の減収

分といいますか、これが年間でどのくらいあるか。国税はいいんですけれども、地方税については自治省のマターであるということだと思うので、この辺はもしできれば国税との比較で、地方税という一本でも結構ですけれども、その直近の年度の数字と十年前の数字、これをまずトータルでお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 租税特別措置の中で、企業関係の租特について手に持つております資料で申し上げますと、この三年間でかなり大きく改正しておりますと、この三年間といいますのは、平成六年の改革がありましたその直前からの比較ですが、まずそれを申し上げますと、平成六年の改正後で企業関係租特八十二項目ございました。十項目を廃止し、創設五項目ということで、現在七十七項目になつております。なお、十年前といいますと、昭和六十三年あるいは二年ごろにならうかと思いますが、当時企業関係の特別措置は八十一項目あつたということでございます。

それから、企業関係の租特の改正増減収といいますか、毎年どれだけ整理合理化して増減収が出てるかということを御説明いたしますと、この三年間をまず申し上げますと、平成七年度には四百二十億円、八年度には二百億円、九年度には百六十億円出でております。それから、これは改正の増減収でございますので、根っこからとの関係がこれはわかりにくくなつておりますが、平成元年当時はむしろ二百三十億円の減収になつてました。租特で減収が、改正分がふえたという状況にあります。また平成二年度には、六百億円ほどのやはり減収になつてている。そういう意味では、ここ最近の数年は増収になつているということは整理合理化が、大きいとは言えないのでしませんが、かなり進んでおるということが言えるかと思います。

地税については、ちょっと手持ちがございません。後ほどわかれれば申し上げます。

○海野義孝君 どうもありがとうございました。できれば、これに伴う減収分、それから一方

で増収分、差引きしてネット幾らということがかわれば大体の規模というのが判断できるわけありますけれども、まあ直近としまして、いわゆる租税特別措置による減収額というのは年間でどのくらいに上つてあるかその中身を、それを二つに分けて、トータルとその中で企業の分と、それから家計の分、家計にプラスというか、その分に分けたて教えていただきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 企業関係について、ま

ず申し上げます。

平成九年度、租税特別措置による減収額が、交際費の分を除きまして、三千八百三十億円の減収になつております。それから、昭和六十三年度あるいは平成元年度の状況を申し上げますと、当時に四千五百七十億あるいは五千七十億という減収になつております。

それから全体について、所得税等についても租税特別措置がござります、そういったものを全部累計いたしまして申し上げますと、平成八年度で八千五百四十億円でござります。十年前の六十年には八千四百五十億円と、こういう数字になつております。

○海野義孝君 ありがとうございます。

最後におっしゃったこの八千数億という数字は、つまり企業もそれから家計も一切含めた分と

いうことです。

○政府委員(薄井信明君) 御指摘のとおりでござります。

もう一つ数字が出てまいりましたので、平成九年度で一兆六百二十億円でございます。この中には企業関係も個人の所得税も入っておりますし、やはり減収になつてている。そういう意味では、また交際費課税の特例分も、これは増収になつておりますが、その分も含まれているということになります。

○海野義孝君 大変細かな数字をありがとうございました。大変よくわかりました。

数字の上では十年もたてばいろいろな変化があるなということを感じましたけれども、相当税制の中におきまして、こいつた特別措置というも

のはかなり整理合理化されてきているなという感じを、トータル的な数字で見れば受けとめることができます。

そこで次に、またちょっと教えていただきたいと思いますけれども、地方の関係はちょっと把握があつたということあります。そういつたバブルの発生ということがあります。それが、この十年間を見ますと、一つはバブルの発生があり、そしてまたバブルの崩壊があつたということあります。そういつたバブルの発生という事については余り細かいことは申しませんけれども、いろいろな政策上のうまくいかなかつた部分がやはりあつたようあります。それで、当時の八五年秋、円・ドル委員会が発足したことあります。

今日まで十二年という中で大変その対応が、世界的見ればフロントランナーどころかかなり後塵を拝したような、そういう部分があつたと、こういうふうに思つんです。

産業界としましても、相当激動したわけあります。そういう中で租税特別措置という面で、後でまた最近の話はがらっと変わることで、これまでのそいつたバブルの発生、それからその後のバブルの崩壊、景気の長期低迷、産業のいろいろな空洞化等々の中で、租税特別措置として特徴的なことについて幾つか御指摘いただければありがたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) バブルの関係で特徴的なことについて申し上げれば、例えば土地関係の税制につきましては、これは租税特別措置によつて措置している部分が多いわけでござりますが、例えは平成二年秋に土地税制の議論をした際には、租税特別措置による例えは土地譲渡益課税をどうするかということについてはかなり深い議論をしていただきまして、大胆な提案をさせていただきました。しかし、その後、地価が下がつてくる、土地をめぐる状況が変わつてくる中で、もう一点税制の抜本改革ということで所得税の税率構造も変わつてくる。そいつた中でのバランスを考えたときに、平成二年のままでいいのだろうかなどということから、例えは昨年の税制改正では

土地税制関係、かなり大胆にまた改正をいたしております。

そのように、経済なり国民生活の変動、あるいはこれらの先行きを見きわめながら、租特についてはできる限り機敏に対応してきてるつもりでございます。

○海野義孝君 どうもありがとうございました。そこから、経済なり国民生活の変動、あるいはこの先行きを見きわめながら、租特についてはできる限り機敏に対応してきてるつもりでございます。

○海野義孝君 どうもありがとうございました。

はこれから先行きを見きわめながら、租特についてはできる限り機敏に対応してきてるつもりでございます。

私は國の国内でのいろいろな行財政問題とか經濟構造の問題であるとか、そういう問題はいわゆる党派で議論する段階ではない。これをやつていると、十二年おくれていてるものが、二十一世紀の入口でビッグバンがようやく緒についたときには、さらずに十年ぐら引き離されるところ。こういうことですから、G7の中での日本を除くG6が日本に対してどう評価しているかといふことが、国会の議論においてもあるいは法制化しておられます。

私の持論は、我が國の国内でのいろいろな行財政問題とか經濟構造の問題であるとか、そういう問題はいわゆる党派で議論する段階ではない。これをやつていると、十二年おくれていてるものが、二十一世紀の入口でビッグバンがようやく緒についたときには、さらずに十年ぐら引き離されるところ。こういうことですから、G7の中での日本を除くG6が日本に対してどう評価しているかといふことが、国会の議論においてもあるいは法制化しておられます。

私は國の国内でのいろいろな行財政問題とか經濟構造の問題であるとか、そういう問題はいわゆる党派で議論する段階ではない。これをやつていると、十二年おくれていてるものが、二十一世紀の入口でビッグバンがようやく緒についたときには、さらずに十年ぐら引き離されるところ。こういうことですから、G7の中での日本を除くG6が日本に対してどう評価しているかといふことが、国会の議論においてもあるいは法制化しておられます。

私は國の国内でのいろいろな行財政問題とか經濟構造の問題であるとか、そういう問題はいわゆる党派で議論する段階ではない。これをやつていると、十二年おくれていてるものが、二十一世紀の入口でビッグバンがようやく緒についたときには、さらずに十年ぐら引き離されるところ。こういうことですから、G7の中での日本を除くG6が日本に対してどう評価しているかといふことが、国会の議論においてもあるいは法制化しておられます。

私は國の国内でのいろいろな行財政問題とか經濟構造の問題であるとか、そういう問題はいわゆる党派で議論する段階ではない。これをやつていると、十二年おくれていてるものが、二十一世紀の入口でビッグバンがようやく緒についたときには、さらずに十年ぐら引き離されるところ。こういうことですから、G7の中での日本を除くG6が日本に対してどう評価しているかといふことが、国会の議論においてもあるいは法制化しておられます。

私は國の国内でのいろいろな行財政問題とか經濟構造の問題であるとか、そういう問題はいわゆる党派で議論する段階ではない。これをやつていると、十二年おくれていてるものが、二十一世紀の入口でビッグバンがようやく緒についたときには、さらずに十年ぐら引き離されるところ。こういうことですから、G7の中での日本を除くG6が日本に対してどう評価しているかといふことが、国会の議論においてもあるいは法制化しておられます。

されているわけです。

一つは、法制度の見直しの問題。二つ目は、後ほどまた時間があつたら触れますけれども、法人課税のあり方の問題。これはもう金田先生がおやりになつてゐるから私みたいな素人が出る幕はないんですけども、二つ目としてベンチャーエンチャードへの資金供給の円滑化。その中で一つはベンチャーキャピタルの機能強化、それから二つ目は公的支援制度の活用、三つ目は資本市場を通じた資金調達の円滑化。こういったものがそこに盛り込まれているわけでありますけれども、実は今回の平成九年度の租税特別措置の一部改正の中では、この一年暮れの企画庁で盛り込んでいたかた大変重要な問題が、実は今回のその特別措置の中で出てきております。

これは、金田先生も私の同僚の益田議員からも

先ほど御指摘がありました、いわゆるエンゼル

税制の問題でありますけれども、時間が大変限ら

れておりまして、エンゼル税制だけを長くやると

いうこともできませんけれども、私は今回の六つ

の改革の中でも、いわゆる財政改革の問題あるいは金融システムの改革の問題等々それも重要な

あります、経済構造の改革ということは大変重

要な問題であります、総理も特にこの点につい

ては從来から政策通をもつて任じておられるだけ

に相当詳しく突っ込んだ考え方をよく披瀝されて

おるわけでありますけれども、どうも私は今回の

この租税特別措置の中でのエンゼル税制というの

は、エンゼルという言葉は一体どういう言葉か私

なりに解釈すると、これは天使みたいなものであ

ります。正直にその点を申し上げれば、まさにその

エンゼルの前にベンチャードとは何かということか

しょうと思つてやつてゐるんだと思います。そ

うすると、どの企業がベンチャードであるかといふこ

とを政府あるいは法律が決めるわけにいきませ

ん。そうしますと、それならば一般的な中小法人

が設立されて、これをどう助けるかという話と違

わないんではないかということから、いかにこれ

が、その点についてお答えいただきたいと思います。そこで、その点についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 今、御指摘のいわゆるエンゼル税制といいますのは、今回の改正法案の中でこういう規定を設けております。

○政府委員(薄井信明君) 中小ベンチャードは、

通産省の法律に基づくのがございます。

○政府委員(薄井信明君) 前日までにこれを売る等の日の損失をしてしまつたというときには、翌年以降、当

年には加えて翌年以降三年間の繰越控除を認める

いう制度でござります。

○政府委員(薄井信明君) これが、何でエンゼル税制かといいますと、ベ

ンチャードいうのはうまくいくかどうかわからな

いということと企業家が企画するわけですが、そ

れには資金が必要。この資金を助けるという意味

で個人がお金を出すときに損をすることが、リスク

が大きいということだとなかなかお金が集まら

ないということから三年間、つまり売つても利益

が出ない、損が出ちやつた場合には、通常のケー

スですとその年でしか控除が認められませんが、

それが資金が集まるであろうということから設けた

制度でございます。

○政府委員(薄井信明君) 私ども、この制度を考えるに当たつて、直接の

担当省である通産省と本当に悩んだわけでござい

ます。

○政府委員(薄井信明君) そういうベースの中で、エンゼル税制をどう仕

組むかということを悩んだあげく今の制度になつたということをございます。繰り返しになりますが、これが今後どういうふうに活用されるか見き

わめてまいりたいと思っております。

○政府委員(薄井信明君) それとも、アメリカにおいては創業期のベン

チャードに対するエンゼルによるそういうふうな投

資というのは、つまり、ベンチャード企業を積極的

に育成しようとする個人の投資家にとつて、この

エンゼル税制がまさに創業期のベンチャード企業の

最大の資金の供給源になつて、こういうことがあります。

○政府委員(薄井信明君) 欧米の場合、さつきもちょっと申

ましたけれども、税額控除あるいは所得控除、こ

とがあるということで、いささか卑屈になつてい

るのではないかとうとう思つんですけれども、

いうように聞いております。そういう意味でも、

高額の納税者にとってはまさにうつてつけの資金

の供給源であり、またベンチャード企業にとつては

大変ありがたい制度だということあります。

○政府委員(薄井信明君) どうも我が国の場合、財政再建というようなこ

とがあるということで、いささか卑屈になつてい

るのではないかとうとう思つんですけれども、

いうようによく思つておられます。そういう意味でも、大蔵大臣はかねてより、我が国の金融制度の

改革、つまり日本版のビッグバン、これを推進し

ます。

○政府委員(薄井信明君) ただ、上場等をしていないものについては申告

分離だけというようなシステムになつております

が、この申告分離制度のもとにおいても、分離と

言つておりますように国・地方を合わせて二六%

の税率ということが決まつております。さらには、各種のオーナー株主がどの時期にどれを売つたらどうするというようなことを含めますと、我が国のキャピタルゲイン課税はかなりその辺配慮

した形に既になつてゐるというふうに考えており

ます。

○政府委員(薄井信明君) そういうベースの中で、エンゼル税制をどう仕

組むかということを悩んだあげく今の制度になつたということをございます。繰り返しになりますが、これが今後どういうふうに活用されるか見き

わめてまいりたいと思っております。

○政府委員(薄井信明君) それとも、アメリカにおいては創業期のベン

チャードに対するエンゼルによるそういうふうな投

資というのは、つまり、ベンチャード企業を積極的

に育成しようとする個人の投資家にとつて、この

エンゼル税制がまさに創業期のベンチャード企業の

最大の資金の供給源になつて、こういうことがあります。

○政府委員(薄井信明君) 欧米の場合、さつきもちょっと申

ましたけれども、税額控除あるいは所得控除、こ

とがあるということで、いささか卑屈になつてい

るのではないかとうとう思つんですけれども、

いうようによく思つておられます。そういう意味でも、大蔵大臣はかねてより、我が国の金融制度の

改革、つまり日本版のビッグバン、これを推進し

ます。

○政府委員(薄井信明君) ただ、上場等をしていないものについては申告

分離だけというようなシステムになつております

が、この申告分離制度のもとにおいても、分離と

言つておりますように国・地方を合わせて二六%

の税率ということが決まつております。さらには、各種のオーナー株主がどの時期にどれを売つたらどうするというようなことを含めますと、我が国のキャピタルゲイン課税はかなりその辺配慮

した形に既になつてゐるというふうに考えており

ます。

○政府委員(薄井信明君) そういうベースの中で、エンゼル税制をどう仕

組むかということを悩んだあげく今の制度になつた

ことになりますが、これが今後どういうふうに活用

されるか見き

わめてまいりたいと思っております。

○政府委員(薄井信明君) それとも、アメリカにおいては創業期のベン

チャードに対するエンゼルによるそういうふうな投

資というのは、つまり、ベンチャード企業を積極的

に育成しようとする個人の投資家にとつて、この

エンゼル税制がまさに創業期のベンチャード企業の

最大の資金の供給源になつて、こういうことがあります。

○政府委員(薄井信明君) 欧米の場合、さつきもちょっと申

ましたけれども、税額控除あるいは所得控除、こ

とがあるということで、いささか卑屈になつてい

るのではないかとうとう思つんですけれども、

いうようによく思つておられます。そういう意味でも、大蔵大臣はかねてより、我が国の金融制度の

改革、つまり日本版のビッグバン、これを推進し

ます。

国民にピックなプレゼントとなるようなそういうエンゼル税制に抜本的にこれを改正されると。まだ法律が出てないのに先に改正というのもおかしいですけれども。

それこそ、今政府は平成九年度の予算審議中に平成十年度以降の構想をもう既に立て、統けに国民に示していくらっしゃるわけですから、そういう意味でもエンゼル税制、これよりもっと大きなものでもいいんですけれども、その辺についての大蔵大臣御自身のお考えを、ひとつお聞かせいただきたい。

○国務大臣(三塚博君) 羽が生えてないエンゼルじゃないかという意味のお話、大変興味深く聞きましたけれども、エンゼルという以上は飛び立つ寸前まであるんだと思うんです。上空高く舞い上がるのが最終目的でありますから、一生懸命飛ばうとして頑張つておると、こういうのに活力とエネルギーを与えるという意味で、今回のエンゼル税制ということ、通産提案を受けて税務当局がこれに踏み切つたということでござりますから、今後ともこれを助長するようにしていかなければならぬと思います。

ベンチャーの資本、アメリカの対比において御披露賜りました。ベンチャーの資本のためには株の店頭市場の拡充などに努力をしていかなければならないと思って、瞬間にそんな感じが浮かんでまいりましたし、今聞きましたら証券局もその研究に入っておりますと、こういうことでありますから、これまでエンゼルと同じように飛び立てるよう激励をしてまいりたいと思います。

あと税制がありますから。

○政府委員(薄井信明君) 補足いたします。

いというものもあるわけです。あわせて、つけ加えて申し上げれば、日本の所得税、個人住民税の制度自体が超高額所得者についてはもう極めて高い税負担になつておりますが、普通の一千万円以下の方々にとってみては、あるいは一千五百万とか二千万のところを見ても、イギリス、アメリカに比べれば格段に税負担が低くなつてゐるのが現実でございます。

そういった中で、一般の方々が株式投資、株式を持つことにどういう関心を持たれるかといふ、今大臣がお話ししましたようなそういう面の問題も絡んでくると思います。それをすべて税制を軽減するということだけで措置する、これは結局は租税特別措置にならうと思います。先ほど申し上げた租税の大原則との関係でこれを考えないといけないとなると、今回かなり思い切つて私も踏み切つたつもりであるということを申し上げたいと思います。

○海野義孝君 御趙旨は大変よく理解できます。

ただ、私は、こだわるわけではありませんけれども、このビッグバンの問題を考えますと、やはり我が国には千二百兆円という大変な個人の金融資産があるということでありまして、これが現在の我が国の超低金利政策によれば、いわゆる俸給生活者も年金生活者も金利を主体とする生活者も、大変な今の金利水準では、いわゆる元本がほとんど利息を生まないというよつ状況にあるわけであります。

そういった中でビッグバンが行われますと、そいつたお金が、現に今月間十五兆円ペースぐらいで海外の債券なり、あるいは預金、こういった形で日本から資本が流出しているという大変ゆめしき問題があるだけに、ビッグバンという問題は、いろいろな問題はありますけれども、早期にこれをそれこそ前倒ししてでも進めなくちやならないというのは当然でありまして、そのためには万全な措置を講じるということが片や大事なわけであります。

由化でフロントランナーというのは外為管理法の自金融システムあるいは信用秩序というものを盤石なものにするということに手をつけることが解決ではないかということを申し上げまして、さようはそのことはもうそれ以上申し上げません。ただ、税制の関係からいいますと、そういった千二百兆円の個人の金融資産というものが、個人のそういう預金者にとっては、これは投資家ともなり、そしてそのお金がかつての日本のいわゆる戦後復興から成長時代において、まさに間接金融の形で日本の高度経済成長あるいは産業の振興を担つたという面に使われた時代がありましたけれども、今は千二百兆円のお金が、カビが生えていふとは言いませんけれども、なかなか十分にこれが活用されているとは思えない。そういう意味でも、一つの例としてのエンゼル税制と、そういうたいわゆる個人の金融資産というものが有効に使われていくということ、これが私は大事だと思いまます。

確かに、先ほど薄井局長は店頭市場等の日本の踏みとかいろいろなことを申されましたけれども、これは、もちろん法制とか税制とかいろいろな問題はありますけれども、私はビッグバンが成功すれば日本のマーケットというのは、一流市場を初め、店頭にしても、ちょうど今のアメリカのまさにNASDAQであるとか、ニューヨーク市場がまさに二年ぐらいで四千ドルから七千ドルまで飛び上がったというようなことは決して税制だけの問題ではありません。しかし、あらゆるものを使いつかないとそういう効果は出てこないという意味で、この六つの改革、教育改革を除いたお互いに絡み合っている五つの改革の中では、もうちょっととそういう面で、税制という問題について、何かおまえは負けなしの金をさらに引き出すよくなうこととか言わないじゃないかと思われるかもしれませんけれども、きょうはこの特別措置に関してだけで申し上げているわけでありますので、そういう意味で、私は、この平成九年度

の租税特別措置法の一部改正についての中身、これについては大変不満であります。

このこと自体は悪いことやありませんけれども、この制度の改正、これをもつて事足りりというような認識を当局がお持ちになるとしたら、これは私は、ほかの改革についても同じような意識で取り組んでおられるとしたら、これは大変な問題である、このように感ぜざるを得ません。そういう意味で申し上げたわけであります。この件について一言、大蔵大臣、御意見があればおっしゃってください。

○國務大臣(三塚博君) 物事に一〇〇%はないとも私も思っております。いかな俊才といえども、解決案百があれば歴史の変化はなかつたとすら思ひます。

そういう点で、今日ただいま考へられる範囲の中で六改革を一齊に走らせる。しかし、フロントランナーで三改革がまずスタートを切つて実績をあらわし信頼を得て前に進む、こういうことであろうと思います。御審議をいただきます以上、ペストだというがまだ提案者の責任でもございます。そういう中において、議会政治の成熟した我が国会であります。そこで、将来を憂い、今日を憂い、またよかれということで出される案件については謙虚に受けとめながら、今後とも検討、勉強、前進を図ると。特に、経済は生き物でござりますから、万般の注意力を集中しながら、その中でわずかでも前進をするようなど、こういうことで努力をしておるつもりでございます。

これからも御鞭撻のほどお願いを申し上げます。

○海野義孝君 最後にもう一問、大蔵大臣にお願いいたします。

ただいまのお話で、一步でも前進というよくな、そういう御認識をお述べになりましたけれども、私はこの時期においては、計画は大胆であるけれども実行は大変慎重だというのでは困るんです。これでは間に合わないと思う。

最後にお聞きしたいのは、エンゼル税制じやな

くて、税制全般の問題に絡みまして、いわゆる日本版「ビッグバン」、金融制度の改革を推進される上で税制をどのように今後なさっていくのかと。これはもちろん税制改革、税体系の問題、直間比率の問題、いろいろ広範な問題を私はお聞きしているわけですから、これについては簡単にお答えいただきたいと思いますが、なかなかこれについてはグローバルスタンダードとの関係において、いわゆる「ビッグバン」の推進上、税制というものを国際的な基準というものを踏まえて今後どのようにかじをとつていかれるか、あるいはお考えになつていらっしゃるかといったことを、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 最初に、私から一言申し上げます。

これから金融システム改革が進む中での税制のあり方ということでございまして、御指摘のとおり、税制にはいろいろな原則がございますが、やはり経済との関係で中立的であるということが非常に重要になってくると思います。この中立ということを突き詰めていきますと、外国との関係でも差が余りないということかと思います。そういう意味では国際的な視点ということは十分持たなければいけないと思います。

ただ、私思うに、金融というものは市場ですから、市場主義が徹底していくことは方向だと私も思っておりますが、税制はやはり市場ではなくてそれの国が持っているのですから、これはその国がどういう福祉をやり、どういう教育をやるといふことの裏腹で総額が決まつてくるものであります。ただし、総額が決まつたときにどういう税金でどういう仕組みでいただかかと云うときには、中立的にしようということになるわけです。

したがつて、ペーフェクトによその国と同じにしてしまつて税収が足りなくなつてしまつて、これは本末転倒だと思いますので、税制の本質と、それから国際化の中で我が国の税制がどうあるべきかと云うことを、どう調和させてい

くかということかと思つております。

○國務大臣(三塚博君) 今、海野議員から有取税提言をいただきました。市場全体の税制のあり方はまさにシステム改革、ビッグバンへの必須の条件でございますから、今後ともこの部分については平成十年度税制改正において適正に対応していかなければならぬ。

最後に、計画は大胆にそれで成果はビッグにこなされることはきちつと詰まつております。今いろいろ国会の論議をお聞きしながら、いつのタイミングで大蔵省としてこのことが提示できるのかと申し上げます。

○鈴木和美君 どうもありがとうございます。私は、まず第一に薄井局長にお尋ね申し上げます。

酒税法の問題でございますが、私は昭和五十五年、一九八〇年に当選いたしまして、大蔵委員会で酒税法を議論するのはこれで三回目なのであります。私は、この昭和二十八年にでき上がった酒税法という法律の概念とか理念とか定義とかといふものを考えたときに、日本の酒税法は伝統的に日本酒というモノに置いて考えてきたと思うんですね。それで、高いお酒には高い税金をかけるとか、それから小売價格に占める税負担を一定化するというような目的が第一義にあつたよう

思います。私は、この昭和二十八年にでき上がった酒税法という法律の概念とか理念とか定義とかといふものを考えたときに、日本の酒税法は伝統的に日本酒というモノに置いて考えてきたと思うんですね。それで、高いお酒には高い税金をかけるとか、それから小売價格に占める税負担を一定化するというような目的が第一義にあつたよう

思います。私は、この昭和二十八年にでき上がった酒税法という法律の概念とか理念とか定義とかといふものを考えたときに、日本の酒税法は伝統的に日本酒というモノに置いて考えてきたと思うんですね。それで、高いお酒には高い税金をかけるとか、それから小売價格に占める税負担を一定化するというような目的が第一義にあつたよ

うに思うのです。

今回、欧米諸国との間で協議なさつた中で、欧米諸国はアルコール分一度当たりの税額を同一にするという基本方針に立つてゐると思います。そういう交渉の中、今回、しようちゅう、ウイスキー、スピリッツなどの蒸留酒間の税率をそろえたわけですが、これは伝統的な日本の酒税体系とは若干異なることを受け入れたといふことになるんだろうと思うんです。そうしますと、私は三つの問題点をはつきりしてもらわなければいかぬと思うんです。

私が前回のガットの勧告に応じまして感じたと云ふことは、あのときには級別制度をやめております。従価制度もやめているということで、一つの方向が変わってきたわけです。今回もその流れの中でといいますか、蒸留酒に関するいえば欧米型の考え方と日本の考え方、その分類の中ではかなり考え方方が違つております。これがぶつかつたのが今回のWTOだったと思います。そういう意味では、蒸留酒は安い税金というべきならぬというような問題が出てくると思うんです。

従来、二十八年から何回か酒税法は改正されていましたけれども、これは国内的な酒類間の税率をどうするかというようなことで決まつたときにこの酒税法の改正が行われてゐるのであって、理念のところまではまだ入つていなうと思うんです。こういうことに対する、局長の見解を聞かせてください。

○政府委員(薄井信明君) お酒の税金となりますと、どこの国でもその国の税制の中では古い税金に属するわけとして、そうなりますと、それぞれの国の特徴というものが出てきているように思ひます。そういう意味で、ヨーロッパあるいはアメリカ、それに対する日本と比較しますと違う面が幾つかあるんですが、一方で見方を変えますと、どこの国も程度の差こそあれ我が国と同様に、お酒の飲み方なりなんなり違う部分を分類いたしまして異なる税負担を求めて、そういう意味では共通している面を私どもは感じるわけでございます。

そういった中で、今御指摘のように、我が国はどうやつてきたかといいますと、従来から酒類を品目や種類に分けまして、さらには同一の酒類であつても級別をつけ、高いものであるか安いものであるかと云うことによって税率を張つてきた。それが我が国の伝統的なやり方であつたと思います。これに対して、今回大きく方向が変わるのはないと思っております。

○鈴木和美君 なぜ私がそのことを聞くかというと、さつき益田委員からも御質問があつたんです

から問題になるんでしょう。それで、恐らく十五ヵ月と三十日というようなところで代償交渉にはなるんだと思いますが、つまり今大きな問題点となるのは、税収の問題もさることながら私は文化の違いのところが大きな食い違いになつておると思つてます。だから、これから議論していくときには、我が国の、五年を通じてやりまよつということを本当に理解してくれるかということになると、私はちょっとさてなと思うんですよ。

だから、今回法律を出すといって、例えば合意が成立したというのであればいいですよ。合意が成立しなくて妥協に入らなきやならぬというのであれば、法の再改正はやるのかという問題と、それから別な收拾の道はあるのかということをはつきりしておかなないと、これはしようちゅう業界だからこれからどういうことになるのかという心配をしておるわけですね。そういう意味から今お尋ねしているのであって、先の展望についても明確にしていただきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 今回、提案させていただいております酒税法の改正の内容を二つに分けますと、一つはウイスキーなりしょうちゅう、スピリッツの間の税金の関係、税率水準の関係を変えるということが一つの分野です。これが本体であって、それをどの時期に完全に実施していくかというその経過措置の部分が二つ目でござります。前者につきましては、私は欧米各国もこれに異論はないというふうに考えておると思います。特にEUにおいては完全に合意しております。アメリカもこの点について言つてきてはいいわけであります。それを、時間をかけてそこに到達するのか、それとも十五ヵ月でやるのかという、その完成するまでの期間の問題が今協議の対象になつてくるということでございます。そうしますと、その間に、おくれることとの代償措置をどうとするかということを考えることになつてくるということであつて、税率水準そのものに大きく変更を加えることが直ちには考えられないと思ひます。

ただ、急にそれをやらなければならないとなると、私は、国内の事業者なりしょうちゅう愛飲家に非常に影響が大きいと考えますので、法律案どおりに実施していただきと。そのかわり、バー・ボン等の関税につきましては、一定の時期にこれはゼロになるということが既に決まっているわけですから、その途中段階を前倒しても、それを成し立たせるのであればいいですよ。合意が成立しなくて妥協に入らなきやならぬというのであれば、法の再改正はやるのかという問題と、それから別な收拾の道はあるのかということをはつきりしておかなないと、これはしようちゅう業界だからまあ大丈夫であろうと。でも、アメリカは相変わらずいちやもんをつけておるわけですね。そうすると、理解として、税率の方の妥協はなけれどもほかの問題で妥協することはあり得るといふことがあります。単なる期間だけじゃなく別な問題を持ち出してきて、じゃこれで取引しようというような問題が出てくる可能性があると見ていいんですか。

○政府委員(薄井信明君) アメリカがこれからどう出てくるか、まだ読めません。予断を許さない面はあります。これまでの流れからしますと、原則論をずっと主張してくる可能性があります。そうしますと、時期的な問題についてどう折り合いをつけれるかという、時期的な問題について原則を向こうが主張してくるわけですから、これに對してどうするかという局面に観念的にはなるんですが、私どもとすれば、これから十一ヵ月あるわけです。なるべく早い時期にアメリカとの交渉を始めて、代償交渉といいますか経過期間を私どもはとりたいと、そのためにはどちらは欲しいままにあります。日本企業の技術の問題とか、先ほど来の御質問ですか、これはしっかりと対応していただけます。

たいということを申し上げておきます。それからもう一つ、税制の問題で輸入促進税制の存続についてお尋ねしたいと思います。今回、卸業者や小売業者を対象とした輸入製品国内市场開拓準備金というのがありますね。これは廃止されるようございますが、製造用機械の割り増し税却及び税額控除制度の方は存続させることに縮小したため、両方これはなくしていいんじゃないかというような議論があつたと思つんであります。私もそれでいいと思うんですね。けれども、当初は、これは輸入額の急増で貿易黒字が大幅に縮小したため、両方これはなくしていいんじゃないかというような議論があつたと思つんであります。私もそれでいいと思うんですね。けれども、その背景と理由についてお聞かせください。

○鈴木和美君 先ほども議論がありましたけれども、ほかの問題で妥協することはあり得ないけれども、ほかの問題で妥協することはあります。ところが、何で片方は、準備金の方は廃止して割り増し税却及び税額控除は存続するということになったのか、その後、輸入が必要であるということがさらに生じてしまつたと思ひます。その後、輸入促進制度と並んで、平成七年の改正、円高対策としていまいりまして、平成七年の改正、円高対策と並んで、輸入が必要であるということがさらに生じてしまつたと思ひます。その後、円安になり輸入促進をする時期ではないんではないかということで、委員御指摘のよう、この種の税制についての見直しに私も入つたわけでござります。

その結果として、卸・小売事業者についてのいわゆる準備金の積み立てについては、これは廃止をすることにいたしました。一方、製造業者に認めています機械装置の割り増し税却あるいは一定の税額控除の選択制度というのがございますが、これについても十分議論をいたしました。

結論的に申し上げますと、この割り増し税却あるいは税額控除の選択制度、輸入のインセンティブを高めるということを中心の目的としておりますが、このことが企業の体质といいますか、生産能力なりなんなりを含めての国内企業の質を高めることにも同時に役立つているということが言えます。

日本企業の技術の問題とか、先ほど来の御質問にありますように、今いろんな問題が提起され思つてますが、いかがでしょうか。

たいということを申し上げておきます。それからもう一つ、税制の問題で輸入促進税制の存続についてお尋ねしたいと思います。今回、卸業者や小売業者を対象とした輸入製品国内市场開拓準備金というのがありますね。これは廃止されるようございますが、製造用機械の割り増し税却及び税額控除制度の方は存続させることに縮小したため、両方これはなくしていいんじゃないかというような議論があつたと思つんであります。私もそれでいいと思うんですね。けれども、その背景と理由についてお聞かせください。

○鈴木和美君 先ほども議論がありましたけれども、ほかの問題で妥協することはあります。ところが、何で片方は、準備金の方は廃止して割り増し税却及び税額控除は存続するということになったのか、その後、輸入が必要であるということがさらに生じてしまつたと思ひます。その後、輸入促進制度と並んで、平成七年の改正、円高対策としていまいりまして、平成七年の改正、円高対策と並んで、輸入が必要であるということがさらに生じてしまつたと思ひます。その後、円安になり輸入促進をする時期ではないんではないかということで、委員御指摘のよう、この種の税制についての見直しに私も入つたわけでござります。

その結果として、卸・小売事業者についてのいわゆる準備金の積み立てについては、これは廃止をすることにいたしました。一方、製造業者に認めています機械装置の割り増し税却あるいは一定の税額控除の選択制度、輸入のインセンティブを高めるということを中心の目的としておりましたが、このことが企業の体质といいますか、生産能力なりなんなりを含めての国内企業の質を高めることにも同時に役立つているということが言えます。

日本企業の技術の問題とか、先ほど来の御質問にありますように、今いろんな問題が提起され思つてますが、いかがでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 金融のシステムを改革するということで、その最初にいわゆる為替管理の自由化ということが来年の四月から動き出します。そういう経済の実情に合つたものにしていかなければいけない、こういう発想からいろんな面で我々今議論をいたしております。その一部分に御指摘の資料情報制度の整備といふことが極めて重要だと位置づけております。

これは、御指摘ではございますが、私どもは外為法と一緒に出せるとは最初から思つていなかつたと。正確に申し上げますと、昨年の秋に外為法がこの通常国会の三月に出てくるということがだんだんわかつてまいりましたが、税制面で考えますと、金融機関なりあるいは個人のいろいろな取引との関係を考えますと、外為法の仕組みが、細目はどうなるかということをかなり見きわめて、それを関係者とすり合わせていかないと、簡単に仕組みをつくることがとても無理だと私ども思つております。

急いでやつたわけではございますが、これを外為法と一緒に制度化して提案するということは、かえつて制度が動かなくなる可能性もあるというふうに感じたわけでございます。とはいっても来年四月から動き出しますから、これにおくれないようになりますと、問題が生じますから、これをおくれないようになります。

○鈴木和美君 説明がよくわかりません。なぜかというと、この制度を実施するというときには、問題ではございますが、臨時国会が開催される場合にはそのような機会も含めて提案の機会をとらえてまいりたいと思っております。

○鈴木和美君 いかぬのだから、捕捉もきちっとこうしますよ。いうことか両方で出てくるならわかるんですよ。それで、今度の捕捉の方は秋の臨時国会に出しましようということで今努力しているといふんでしょ。それなら、この法案を秋まで先に持つて、一緒に出したらいじやないかといふ論議

だつてあるんです。なぜ、これだけ早くしなぎやいかぬのですか。

○政府委員(薄井信明君) 外為法自体はやはり早く出して、与える影響は私どもが今申し上げている税制面の、資料情報制度の整備といふのは税制の中の部分です。しかし、外為制度の自由化といふのは極めて経済に大きな影響を与える話でござりますから、これは一刻も早く出していくことが経済にとってプラスだと思います。

税制の方も同時に出せるのが、委員御指摘のように一番ベストかもしれません、外為法自体がかなり努力をされて短期間にまとめて出てまいりました。これから細目についてまた詰めなくやいけないところもあるうかと思います。そういうところを見きわめて、金融機関あるいは郵便局等々に私ども資料情報の作成と税務署への提出をお願いするわけですね。また、そのことについて国民の理解も求めなければいけないということで、そこは細目をきちっと見きわめておくれないように対応したいと思っております。

なお、このことが必要なことにつきましては、多分先ほど委員が御指摘したことはそういうことだつたと思いますが、昨年の年末の税制改正全部まとめたときに、こういうことがありますよと、このことは忘れないでいかなくちやいけないんです」ということを私ども政財調にもきちっと言つてありますし、また税調答申にもその旨を書き込んでいただいております。また、与党におかれましては、この点についてはきちっと去年の十二月としても、この点についてはきちっと去年の十二月段階に決めていると。ただ、細目についてはまだ詰め切れていない、申しわけございませんが、来年の四月に間に合うように手当てをさせていただきたいと思っております。

○鈴木和美君 この資料提出問題については、税務当局という問題もありましようけれども、海外での問題ですから、これはもう銀行の送金その他に必ず影響しますね。そういうふくると、銀行業界も事務量がふえるということで反対だというような意見などもあるようですが、その点

は銀行業界によく話をしてきちんと私はしてもらいたいと思うんです。いずれにしても、避けて通れない道、早くやつた方がいいと思うんですよ。これはこれなりに。けれども、いわゆる捕捉のと

ころは十分に考えて対応を間違いないように促進してもらいたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

次の問題は、ぜひ三塚大臣にもしっかりと聞いておつてもらつてお願い申し上げたいですが、私はきょうは税の不公平の是正という問題についてお聞かせをいただきたいと思っています。

税の問題を議論するときには、制度上の不公平という問題と、執行上の不公平という問題とが並んで議論になるわけですね。執行上の不公平というのは、毎年議論され、それで附帯決議みたいなものをつけさせていただいているんですが、一向に実績が上がっていないんですよ。これは、一体これははどういうことかというよりは私は思うんです。

ちょっと数字を申し上げますが、間違つていれば指摘してください。わかりやすくいえば、平成六年度を軸にしまして、十年前と今日と、どういう状態になつているかということを見ますと、納税者の数というものは大変増加しているわけです。まず一つは、申告所得納税者数は七百十萬から平成六年では八百二十万ぐらいになつています。これは二〇%、一・二倍になつていますね。それから、法人税では、百九十七万だったのが二百七十五万になつていて、もうこれは一・四倍、四〇%ぐらい増加していますね。それから源泉徴収の義務者数は、三百一十万から三百九十万、そして特に顕著なものとして還付申告者の数というのがありますね。これは五百七十万から八百六十万にふえているわけです。これはもう約五〇%ふえているということになりますね。とりわけ、最近は相続税の物納状態といふのがあります。これは五百七十万から八五百件ぐらいだつたんですよ。ところが、平成六年では一万六千件になつて、三十二倍に入つてい

るわけですね。

こういう状態の中で、これは税務職員というのは、いつも議論になつていてると思いますが、職員の数というのは一〇%ぐらいしかふえていないんです。こういう状態が続いているということは、私は現場職員の方は非常に苦しんでやっているということがうがえるんですが、これは今大臣に直ちにお答えいただこうとは思つていません。こういう状態で、非常に職員の方が苦労してやっているという実態だけはきちんと押さえてもらいたいと思うんです。

そこで、もう一つの問題は、先ほど金田先生の話を伺ひしておつて、法人税をまげろ、もう少し下げた方がいいんじゃないかという御意見があつたんですが、適正な納税をやつてゐる法人に対する法を下げるのもいいですよ。ところが、ちょっと色々変なことばかりやつてゐる法人に法人税を下げるといつてみたって、これはどうにも私は理屈が合わないと思うんです。

薄井局長にまず聞くけれども、先ほど赤字法人は近年ふえていますとあなたはおつしやつたですね。ふえているということであれば、ふえているところに実調をやつてそれで赤字だということははつきりわかるんですね。ただ申告されたものだけで判断しているんですか、実調をやつていてるんですか。ちょっととそのところだけ、まずお答えください。

○政府委員(塙田隆夫君) 赤字法人に対する調査でござりますけれども、私ども、その申告書の内容をいろいろ分析いたしまして、課税上問題がありそうだと思われる件につきましては、必要に応じて実地調査を行つておるということをございます。

して、その調査によつて黒字に転換するという法人も一部弱ぐらいでございましょうか、ございまうだと思われる件につきましては、必要に応じて実地調査を行つておるということをございます。

○鈴木和美君 これも私の調査の数字ですから、間違つておれば指摘してください。

先ほど申し上げましたように、法人の数という

のは現在約二百七十万強ですね。法人税収は十二兆三千六百億ぐらいですね。それで先ほどこれも申し上げましたように、法人税を担当している職員数というのは約一万四千名ですね。それで、この二百七十万ある法人の数に對して現地に行つて実地調査をしているのは、十七万九千しかないんですね。

この実地の調査というのは六・五%です。それから、私が先ほど実調率が六・五%だと申し上げましたことは、一法人に十五年に一回調査に行くということでしょう。昭和五十九年のときは十年に一回だったんですよ。ところが今日、十五年に一回しか行かない。さて行った結果、修正とか更正等の追徴件数を見てみると十三万一千ですね。つまり、申告した者に対してちょっとおかしな点があるよということで修正、更正等をかけて追徴した件数は七四%なんですよ。七四%であって、その更正額、追徴額を見てみると四千百二十二億円ですね。

仮に、単純に計算してみますと、法人税を担当する職員が一万四千名であって四千百二十二億円追徴されたということを単純に割つてみると、法人担当職員一人当たり二千九百万、約三千万くらい稼いでいるということになるんです。稼いでいるという言葉は適当でないかもしれませんけれども、大体三千万くらいです。行けば必ずこういう数字が出てくるんですよ。この数字に間違いがあるかないか、ますお聞かせください。

○政府委員(堀田隆夫君) 先生の御指摘のとおりでございます。

○鈴木和美君 もう少し大きい声で言ってください。

○政府委員(堀田隆夫君) 先生の御指摘のとおりでございまして、ちょっとコメントさせていただきますと、法人数はいわば課税対象の数ということでございますが、その増加の度合いは追いついていないといふことで、一人当たりの事務量がふえている、それから実地調査率が先生御指摘になりましたように見ますと低下傾向にあるということで中期的に

ざいます。

○鈴木和美君 私は、別に意地悪とか故意にとか、それでこまかしているという言葉は使いたくないですか。しかし適正な納税だけはしてもらいたいことがこれは大切だと思うんです。そういうことがこれは大切なことです。そういう面から見ると、いつも問題になつて行くのが、十五年に一遍しか来ないというのであります。それは人間だれでも大きさばというわけにもいかぬでしようけれども、そこで申告するというのが大体通常行われているんじやないかと思うんですね。それで、税務署がおれの店に来たというと、十五年に一遍なのに二年に一遍ぐらいたつちよこちよこ来るんですよ。この店はおかしいと思うと何回も来るんです。来ないとこは一回も来ないんですよ。

だから、こういう不公平という問題が一つあるよ。きょうはトーゴーサンピンとかクロヨンとかいう議論は時間がありませんからやりませんけれども、それは勤労サラリーマンから見たらこれは大変なことでしょう。それで三塚大臣、約四千百億円稼ぐ、一人当たり三千万稼ぐということから見ると、法人のところに、十五分の一ですか

ども、限られた稼働量の中でできるだけ効果的に、効率的に調査をしなきゃいけないかねということでおこなって、いろいろな資料情報を有効に活用しまして申告書の内容等突き合わせをいたしまして調査を実施しているわけでござりますけれども、調査必要度の高い、不正を行つてあると思われるような法人とか事業規模の大きな法人に重点的に調査をしている、それを心がけているというふうなことを一つ申し上げさせていただきたいと思いま

す。

そういう問題があるので、それは税務署の職員の他のやつは差つ引けばいいんですけども、單純な計算でも、今金がない金がないといつてみれば六兆円上がるということは数字上明らかなんですよ。

そういう問題があるので、それは税務署の職員たって、これはもう全部のところの法人を調査すれば

気持ちだと思つんです。

そういうことを実態的に考えてみると、給定員法というのがあるから一挙にふやすことはできな

いと思いますよ。一挙にふやすということはでき

ないかもしらぬけれども、例えば百人ふやしてござります。

百人ふやしたらまず三十二億ぐら

いばつと入りますな、十人で三億かな。百人

だから、そういう適正な納税ということを考えてもられないと私はいかぬと思うんです。そいつ

ことから考えてみて、三塚大臣の御見解などを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(堀田隆夫君) 大臣の御答弁の前に事務的に申し上げさせさせていただきますが、一つは私ども、限られた稼働量の中でできるだけ効果的に、効率的に調査をしなきゃいけないかねということでおこなって、いろいろな資料情報を有効に活用しまして申告書の内容等突き合わせをいたしまして調査を実施しているわけでござりますけれども、調査必要度の高い、不正を行つてあると思われるような法人とか事業規模の大きな法人に重点的に調査をしている、それを心がけているというふうなことを一つ申し上げさせていただきたいと思いま

す。

それから、全体といたしまして、先生御指摘になりましたように、法人数がふえるあるいは納税者数がふえるということがござりますし、さらには経済取引が国際化する、広域化するあるいは高度情報化するということ、中身においても仕事が難しくなつてきて、品質とも難しくなつてきているということは事実でござります。

それから、もう一つお尋ねしますけれども、今の税務署の職員の年齢構成というのはどういうことになつてますか。ちょっと教えてください。

○政府委員(堀田隆夫君) 国税組織に在職いたし

て執行上の不公平ということを議論されると、それがコンピューターでどうだとかこうだとか言つて、私はもうこれ十五年聞いてるんだよ。それは質問すると、そういう答弁なんですよ。それがコンピューターでどうだとかこうだとか言つて、私はもうこれ十五年聞いてるんだよ。それは。同じ人が言つてゐるんだから。いや、毎年御指摘があつてもそのとおりで、パンク寸前なんですね。そこは大臣にお願いしますと、そういう答弁をせにやいかぬのですよ、ということだと思います。それは。質問すると、そういう答弁なんですよ。それはいろいろ立場がありますから、年々努力で増やしてもらつてることは事実です。

それから、もう一つお尋ねしますけれども、今の税務署の職員の年齢構成というのはどういうことになつてますか。ちょっと教えてください。

○政府委員(堀田隆夫君) 平成八年十月一日現在で、まとめて申し上げますと二十歳代以下の人があつて、三十歳代の方が約一万七千三百人おりまして三二%、四十歳代が約一万六千三百人

ただ、今の状態というのは、例えば国際化にしても情報化にいたしましてもこれからどんどん進展していくわけでござりますし、合理化努力のものもおのずから限界のある話でございますので、私どもといたしましては、やはりいつでも申し上げてることでござりますけれども、税務の困難性、あるいは私ども歳入官庁でござりますので、歳入官庁としての特殊性がござりますので、そういうことを関係方面に訴えまして、関係方面の御理解を少しでもいたいで、人をふやすとかあるいは機構を整備するとか努力をしていかなければいけないかねと思つておりますし、現在一生懸命努力をしておるところでございます。

○鈴木和美君 大臣には一番最後にお答えいただ

くことにします。私の持ち時間もあるものですか

ら。

○鈴木和美君 大臣には

くことになります。

私の

持つておるところでござります。

ただ、今の状態

といふ

ことは

ござります。

まだ、今の状態

といふ

ことは

ござります。

三〇%、五十歳代が約五千八百人、一〇%ということになっています。

○鈴木和美君 これも大臣に聞いていてほしいんですが、今回税庁から職員の構成の状況、お話をあつたんですが、私はこの問題にずっとタッチしてきたから思うんですが、今の職員の年齢構成の状況というのはこれも大変な不備を抱えていると私は思っています。

なぜかというと、戦後すぐに多くの採用者がおつたわけですね、終戦直後。この人たちはもうある程度卒業しちゃったんですよ。税理士になっている人もいましまよし、悠々自適の人もありましたし、とにかく卒業しちゃったことは確かです。それで、その採用のときに、何年に何百人退職するといふとそれに見合った新規採用というのが行われていたんですよ。だから、ようやくこれでバランスがとれていたようと思つんですね。ところが、その大量に採用した人たちがどつとやめちゃつたから、今の最高の年齢のところはまだあと十年過ぎても退職がないんですよ。ということだとすると、逆に新規採用も少なくなつちやうわけですね。そうすると、専門的であり国際的であり、非常に税務職員の高度な知識を要求されるというようなところから見ると、バランスが崩れちゃつてているんですよ。今、それからもう一つは、だれだって十年ぐらい勤めれば係長になつて、その次何になつて何になつてといふ、そういう夢と希望があるでしようが。今年年齢構成から見たりポストの数から見ると、夢も希望もないみたいな状態なんですよ。それは思つてゐるけれども、幾らやつてみたつて偉くなるわけじゃないんですよ。昔は税務署に勤めるといふと、何年か勤めると税理士の資格が比較的取りやすかつたんです。ところが、税理士の資格を取つてみても、今採用してくれる人ないんで中で問題点が私は出ていると思うんですね。

だから、これは人事院にもお願ひせにやいかぬことになります。

○鈴木和美君 もう一つ国税庁にお尋ねしますが、茶化して言つてはいるわけじゃないんですけど、十五年くらい前の税務署の職員の状態と今の状態、大分変わっていますね。十五年前に税務署に所轄の国税庁から私の意見に同感かどうか、答えてください。

○政府委員(堀田隆夫君) 先ほど申し上げましたように今は退職者の少ない時代に入つておりまして、国家公務員の定員管理のありようかが現状でございます。

私ども、こういう年齢構成でやはり問題といつますか、考え方いかぬなと思っておりますのは、特に先生これ一番目の点でおつしやいましたけれども、四十歳代の職員が多くなつてゐるは三十歳代の職員が多くなつてゐるということでございまして、退職者が少数であるのに対しまして、これから管理職のポストに登用するその登用の対象となる四十歳代の職員は大変多いわけありますけれども、よくポストが少ないということになつてきておりまして、いわゆる私ども中高年層職員と言つておりますけれども、待遇がなかなか難しい状況に入つてきているという現実でござります。

私ども、これから税務行政もいよいよ複雑化し高度化していくと思いますので、特に四十歳代職員あたりの豊富な経験あるいはベテランの能力をいかにして十分に發揮してもらおうかといふことが大事でございますし、それから、こういった職員の士気をいかに保持して国税組織全体としての職場の活性化をどう図っていくか、それを通じてまた適正、公平な行政をどうやって実施していくのかということが非常に重要な課題だと思っておりますけれども、厳しい財政事情であることは私どもよく承知しておりますけれども、この庁舎、宿舎の改善につきましては、これからも引き続き努力をしていかなければいけないと思っています。

○鈴木和美君 それでは最後に、私の意見を述べますけれども、大臣の見解を聞きたいと思います。ただいままで幾つかの実態についてお聞きしてきましたが、私は、現在の国税職員の勤務状態は、経済の発展に伴う納税人口の増加、取引規模の大型化、取引内容の複雑多様化、そして業務の国際化に加えまして、一つには政策目的による

一生懸命やつていかなきやいかぬなと思っているところでございます。

○鈴木和美君 もう一つ国税庁にお尋ねしますが、茶化して言つてはいるわけじゃないんですけど、十五年くらい前の税務署の職員の状態と今の状態、大分変わっていますね。十五年前に税務署に行くと、みんな下からじろつとこう見るんですわ。何かもう税は徴収するみたいなそういうような感じで牢獄に行つたみたいだというような話をした人もあるんですね。今はちょっとこつとして、納めてもらうということですから、大分変わってきたですね。これは渡辺大蔵大臣のときに私はその話をして、税務署の仲間から怒られたことがあります。だから、牢獄から怒られたことがあるんですけど、そんなことないよ。

けれども、今税務署の庁舎の問題と宿舎の問題、こういう問題が必ずしも十分だとは言えないんですね。だから、庁舎の問題であるとか住宅の問題であるとかについて、これは国税庁の方、対応、ちょっと聞いておきたいと思います。O政府委員(堀田隆夫君) 職場環境の充実あるいは個々の職員が安心して仕事に専念していただくという意味で、宿舎の充実というのは非常に重要な課題だと思っておりまして、各地の庁舎あるいは宿舎の状況等を踏まえまして、老朽化したもののが建てかえなど、できるだけ前向きに取り組んでいるということでございます。

○鈴木和美君 ただいま鈴木議員から、税務職員、調査第一線に当たつておる公務員各位の努力、また涙ぐましい頑張りの一端、御披露をいただきました。

昨今の経済情勢、物納制度の増加はお聞きをいたしておりますし、また政治資金、個人献金等が節税のといいますか、控除の対象になるというごとに件数がふえているようでもございます。そういう中にありまして全力を尽くされておりますこと、御苦労であると主旨大臣としてもこの場をかりて申し上げたいと存じます。

憲法に二つの義務がございます。教育を受ける義務、納税の義務とあります。この納税の義務がなかなかいましてあると言われる昨今、そういう中であつて、納税義務の重要さを身をもつて実践しておると言つても過言ではないと私自身も思ひます。

そういう中で、ただいま御指摘の待遇改善を含

め、また増員の問題、庁舎、住宅等の問題等のお話がありました。堀田次長からも段々のお話があります。人事というのはいつでもどこでも難しいものではございます。しかし、国税の、申し上げましたような現況をお聞きしたわけであります。我が胸に落ちる思いがござります。今後とも、次長にも長官にも、以下担当の者にも御努力をいただき、歳入機関の重要性もこれあるわけでござりますが、関係機関ともよく連携をとると言われておりますし、財政構造改革という基本的な厳しい中、行政改革の厳しい中でありますけれども、税の公正公平な御負担をいたぐ。義務としてこれが実行されなくてはならない、國民としての税というものの基本的な認識をお一人お一人にいたぐ。公務員やお勧めの方は源泉徴収でござりますけれども、それを除く民間の各位がそういうことで理解をいたぐという意味におきましても極めて今後の重要なことであると思いまので、できる限りの努力を払つてしまいなければならぬと。実態についても、私からも折を見、機会を得て説明申し上げることも必要だなど痛感をいたしました。

そういう点がござります。この税率については、ほ
ぼ各国との合意が図られているということでござ
いますけれども、その実施の時期については、先
ほどからお話をございますように、アメリカでは
一貫して四月から実施せよと、こういう主張を一貫
として続けていると。まあ、WTOの方では中間
案というんでしようか、十五カ月とということで裁
定をされているということでござります。

そんな中で、まず一点は、日本の場合には段階
的に平成九年、そして十年、そして十三年という
ことで最終的に税率を縮小していくということで
ござりますけれども、これは、いろいろな製造業
者の今の実情や保護、こういう面もあるうかとい
うふうに思いますが、平成十三年という、十年か
らここは三年ばっと間を置きまして十三年という
ことで、今回の法案の中では盛り込まれております
す。この十三年というところにどういう意味があ
るのか、どういう条件のもとでこういう年を設定
されているのか。そしてその間、いろいろな問題
点がこの年数の中で解消されていくのかどうか、
その点についてまずお尋ねをしたいと思います。
○政府委員薄井信明君) 御指摘のように、今回
提案しております酒税法案のうち、税率の水準の
関係につきましては御理解を得ておるわけです
が、それをいつ実施するかについてアメリカが納
得していないという状況にあります。

そこで、まず我が方が今回法律を出しておりま
す内容につきましては御指摘のとおりでございま
して、私どもがそういう経過期間を設けた背景を
簡単に御説明いたしますと、WTOの協定におき
ましても、特別の事情がある場合には、この実施
の時期というものを原則の十五カ月よりも延長し
てもいい、あるいは短縮してもいいという規定が
ございまして、これに乗ることが可能である特別
な事情があると私どもは考えて協議をしてきたわけ
でございます。全体的にはかなり大きな改正で
つままり採択から二十三カ月でおおむね全体の調整
を終えるということを基本にいたしました。全体

四倍以上の税率の引き上げということを実施するわけでござります。これだけ大きな税率の引き上げということは他に例がないわけでございまして、これの影響というもの慎重に考えていく必要がある。歳出面で措置いたしましたように、転廃業ということを考えないといけない状況も十分あると思います。単に売り方なりなんなりを工夫すればいいということでは済まない、転廃業にも事態は関係してくるということからすれば、さらに三年設けることはどうしても必要であろうと私も業界とも話をしながら、こういう案にまとめたということでござります。

この点につきましては、EUにおきましては関税の措置ということもありますが、合意を得ていいというところでございますが、アメリカは納得しないといふことが実情でございます。

〔理事石川弘君退席、委員長着席〕

○千葉景子君 今回、この法案を私ども審議させていただきまして決定をするということになりますと、それなりにやっぱり議会としても責任を持たなければいけないということになります。

そうしますと、今後のやはり日米交渉などの推移によっては、この決定が本当にそのまま維持できるのかどうかと、そういう問題も当然出てこようかというふうに思います。これも先ほどお話を出したましだけれども、その見通しがどうもなかなかはつきりしてこない。万が一、再度実施時期などを見直すというようなことになりますと、一体この委員会で審議したということが何だったのだろうということにもなりかねませんし、それからやはり製造業者の方にとつても、この法案をもとにしているいろいろな計画やらあるいは準備をなさると、こういうこともありますかというふうに思いました。

そういう意味で、大変重ね難ねで縮緼ではござりますけれども、今後のこの交渉の見通しについて、改めて御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(鶴井信明君) 昨年十一月一Eは最終的な上級委員会の報告がWTOで確認されたという時点からいろいろな具体的な問題を解決していくことにならぬといふことがスタートしたわけでございますが、争いのあつた部分のうち税率の関係につきましては幸いクリアをしてきたということで、そういう意味では今回の法律のその部分について前進を大きくしているということは言えるかと思います。

もう一つ、実施の経過期間の問題ですが、税率の改正自体が極めて大きい以上、私どもも短い期間にこれが完成できるのが一番いいとは思いつつ、しかしこれが国内の業者あるいは飲食家に与える影響を考えますとどうしても必要だということで主張してまつたわけでございまして、この両者セットにしたものが政府といたしましては、そういうことだと思うところで出させていただいたと。国会におきましても、この点についてやつぱりそうであるということとなれば日本としての考え方方が対外的にもはつきりしてくるかと思います。そのことがアメリカにどういう影響を与えるかは、今度はアメリカの受けとめ方だとは思いますが、そういう意味で本日も御議論いただいているということでございます。

今後の状況について、先ほど申し上げましたようすに、正直言つて予断をもつて何かを申し上げられるような状況にはございませんが、ただ、私ども誠心誠意これまでと同じようにアメリカと交渉を行い、日本の実情を伝え、少なくとも酒税法について法案どおりに実施できることを期待しているわけでございます。ただ、観念的にはいろんなケースが考え得るわけでして、そこを考える前に私どもも最善の努力を尽くしたいと思っております。

○千葉景子君 こういう問題があるときなものですから、余りそういう交渉などにかかわりがないことを願いながら、ちょっとこの点でもう一点お聞きしたいんですが、今回の租税特別法の改正の中、課税移出数量が前年度千三百キロ以下の業

者につきまして租税特別措置の適用期限を酒税について四年延長するという措置がとられております。これは非常に小さな製造業者ということにならうかというふうに思いますが、それに対する特別な措置という意味はわかるのですが、これを四年間という期間で延長するという何か特別の理由はございましょうか。

○政府委員(薄井信明君) 租税特別措置法によりまして、中小の酒屋さんにつきまして措置を講じてきておるわけでございますが、平成元年当時以来の酒税制度の改革の中では、中小零細の方々に制度の大きな変化が影響を与えないようにと、なるべくそれが小さく済むようにということでやつてきているわけでございます。

それが、さらに四年延長されるというのが位置づけでございますが、酒、特に清酒等につきましては、その消費動向が思わしくないところがございます。したがつて、依然として厳しい状況になりましたして、中小企業近代化促進法によりまして平成十二年度末を目標に近代化計画がつくられます。これを推進しているところでございます。

○千葉景子君 これは私の気持ちですので、これがまた交渉などで何か問題にならないよう折つておるところでございます。

さて、次に租税特別措置についてお尋ねをしたいと思います。ちょっと基本的な話になりますけれども、租税特別措置、あるいは非課税等の特別措置というのは特定の政策目的を実現するためにとられる政策手段の一つであろうというふうに思っています。そういう意味では税の原則でもございます公平、中立そして簡素と、こういう基本原則から見ると例外の措置であるということになるわけです。だとすると、この政策目的に照らして、その特別措置が本当に有意義なものか、あるいは効果を發揮しているものか、それをやはり不斷に検討し、そして見直しなどを図つていくということ

が必要であろうというふうに思います。

また、とりわけ今財政再建というものが大変緊急な課題となっているところでございますから、ある意味では歳入の面でもできる限りチェックをしていくということも、これは忘れてはならないことであろうというふうに思います。そういう原則に照らして租税特別措置というのを見ておりま

すと、これは大変なことでございまして、それぞれ一つ一つの政策目的がござりますし、大変多岐にわたつておるわけでございます。

そんな中で、今回の整理で廃止されるもの一つに、特定の登録ホテル等の減価償却資産の耐用年数の特例、これが廃止をされるということになりました。私は、正直言いまして不勉強だったところまでございましたが、さういふことでございまして、これまで繼續をしていたのかということで、大変びっくりいたしました。そして、改めて資料などを拝見いたしました、これは昭和二十四年に創設をされた一番古い特別措置ですけれども、こういうものがあることもあるんですね。これまでいろいろ検討はされてこられたのですね。これまでいろいろ検討はされてこられたの理由、これはどんなことがあつたんだろうか。ことに廃止されるということになった特別な理由といふんですか、これまでと違った理由があるのかどうか、そこをお尋ねしたいというふうに思っています。

そしてそれと同様に、やはりこれも資料を拝見いたしますと、創設期からかなり長期にわたる特別措置というのが数多くございます。例えば、これは途中でいろいろな見直しや改正があつたかと思いませんけれども、四十五年以上たつものとして船舶等の特別償却がございますし、四十年以上にわたるものとすれば昭和二十七年に創設された渴水準備金等幾つかの特別措置がございます。

長期にわたるから何でも悪いということは私も申すつもりはございませんけれども、やはり數十年にわたるということになりますと、その間には社会経済状況の変化というのも当然大きくあるわ

か、あるいは政策が時代にマッチしているものかどうか、こういう点検、検証は当然なされてきた

ので、この租税特別措置に対するこれまで以上に厳しい今後の取り組み方というのが求められると思います。そういう意味での考え方、そしてこれは下手をすると実質的には各分野に対する補助金的な性格も持つてしまつていうことにもなるわけですから、その辺の厳しいチェックをお願いしたいと思います。

そういう意味で、この長期にわたるいろいろな措置について、もし特別なこういう理由だと、やはり存続が必要だというような何か例などがございましたら、少しそれも含めて御説明をいただきたいというふうに思います。

○政府委員(薄井信明君) 御指摘は、租税特別措置の中のいわゆる企業関係の税制についての御指摘かと思います。

租税特別措置、企業関係のみならず個人所得関係についてもかなり幅広くあります。その全体について今委員御指摘のよな感覚で、これから新しい時代を迎えて、私どもはなるべく政策的な価値のないもの、ないものというものは当然のことですが、薄れてきているものはそいでいく。そのことによってどちらかといふと一般的な課税ベースを広げていく、仮にそれで税収が出てくれれば税率を下げていく、そういう形で対応していくのが方向であろうと思っております。ただ一方で、これまで、またこれからもそうかと思いますが、租税特別措置という仕組みによって、産業界なりあるいは個人生活について一定の方向のインセンティブを与えていくことのプラス面は、これは否定できないわけです。

そうなりますと、一度つくったからそれをずっと置いておくということはよくないわけでございまして、厳しく見直していかなければいけないと

いうことはもう全く御指摘のとおりでございま

本当にこれで十分に効果が上がるんだろうかと。こういう点でやはり私も多少疑問が残るわけでございます。

ここだけを見るとだめなんだと、先ほど局長おっしゃいましたけれども、例えば、これはできるだけ個人投資家に投資の意欲を持つてもらおうということだとすれば、なぜ投資の際の税額控除制といふものがとれなかつたのかどうか。これはイギリスなどではそういう方向がとられているというふうに私も承知をしておりますけれども、こ

こだけを見てはだめだと、またそういうお答えをいただきのかもしれませんけれども、やはり投資時に税額控除などができれば、ある程度余裕のある手持ち資金を持つ方にとっては、その資金をベンチャーエネジニアに向けるという効果は大きいんじゃないかというふうに思います。

また、今回の制度では、損益通算の対象が株の譲渡益に限られています。これも、本当に個人投資家をもつと投資に向けようということであると、アメリカや英国などのよろしく通常所得と通算できる、こういう方向であれば、よりこの効果といふのが大きくなるのではないかというふうに思います。個人投資家ですから、必ずしも株の譲渡益ということがたくさん出てくるということにも限りません。ある意味では、給与所得等を含めてそういう通常の所得との通算ができる、より余裕のある、多少の資金を投資しようということもあるのではないかというふうに思います。

今回はこういう形になつたという意味、そして今後さらにこういう制度をどのような方向で考えていくことをされているのか、その点についてぜひお聞きをしたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 今回の、ベンチャーエネジニアに対する個人投資家の投資を支援しようといふ措置についての御質問でございます。それから税制の中でも、キャピタルゲイン課税自体が、日本の場合、一つのよその国と違う形をとっています。沿革もあり事情もあり、そういう形をとつておきましたが、かなり一般的に株を持つやすいようになつているのではないかと私は思っております。そうなりますと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、株を個人が持つ環境というのも含めて、そういう全体でございますが、登録免許税 자체が、個々人が登記所において登記をする、そこで完結していかなければなりません。

ど来いただいているわけですが、先ほどの企業関係税制と比較して、ただくと御理解賜れるのではありますかと思います。

政策的に誘導しようとしていることが極めて望ましい、いいことであるとしても、そのことにによって税負担が軽減することは確かにでござります。この構想を練るに当たりましては、例えば二百万円の投資税額控除、一千万円株を買ったらそのうち二〇%の二百万円を税額で控除したらどうかと、先ほど税額控除でもどうかという御指摘もありましたが、そういう御提案をありがとうございます。そうすれば、それはプラスにならないはずはないとは思いますけれども、二百万円の税金を納めている方というのは大変な所得の方でございます。先ほど申し上げたように、年収七、八百万の普通のサラリーマンであれば、年間の税金は三十万足らずでございます。二百万も税金が安くなる方を優遇することの持つ意味を考えないといけない

い。それは、ややかのばつて申し上げると、日本 の所得税制は所得の高い人には相当重いです、しかしそうでないところには相当地いわけとして、もともと軽い税制の中で、ヨーロッパの制度をヨーロッパが必ずしも先ほど私が申し上げたとおりではありませんけれども、これを入れることが適当かとなりますとおのずから限度があると思います。エンゼルがベンチャーエネジニアを促進することについて、方向としては私もいい方向だと思いますが、税制の中でそれを措置するにはどうしたらいいか。

それから税制の中でも、キャピタルゲイン課税自体が、日本の場合、一つのよその国と違う形をとつております。沿革もあり事情もあり、そういう形をとつておきましたが、かなり一般的に株を持つやすいようになつているのではないかと私は思っております。そうなりますと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、株を個人が持つ環境というのも含めて、そういう全体でございますが、登録免許税 자체が、個々人が登記所において登記をする、そこで完結していかなければなりません。

税制を設けることはバランスを欠くのではないかと思います。

ただ、経済全体としてどういう方向に持つていらっしゃるか、いろんなことがこれから大きくなつたらいいか、いろいろなことがあります。そういう中で、今回変わってくると思います。そういった中で、今回のエンゼル税制がどういう効果を持つのか、今後の実績を見ながら、今後の位置づけを考えまいりたいと思っております。

○千葉景子君 時間が限られておりますので、細かい点になろうかと思いませんが、ちょっとと一点お聞きしておきたいと思います。

登録免許税についてお尋ねをいたします。登録免許税というのは、今固定資産税評価額を課税標準にして課税されているわけですから、考えてみますと、固定資産税評価額を課税標準として課税されるわけですが、登録免許税の評価額をそのまま使うことになります。それが高くなつていった。固定資産税自体は別の法律で調整措置を講じたわけですが、登録免許税の方は固定資産税の評価額をそのまま使うことになりますので、それが負担が重くなつてしまつて、固定資産税の評価額は三年に一度行われますから、平成六年と七年と八年分については、途中の経過は省略いたしますが、固定資産税評価額の六割減、つまり四割で

いですという措置を講じたわけです。

今回平成九年にまた固定資産税の評価がかえられますので、今回もそれを踏襲するということになりました。したがいまして、今回の固定資産税の評価がえは平成九、十、十一の三年間分でありますので、その三年間にについて四割課税というものが、固定資産税評価額の六割減、つまり四割であります。この先につきましては、平成十一年ですか、十二年以降の次の固定資産税評価のときになりますので、今回もそれを踏襲するということになります。そこで、その三年間にについて何を踏襲する。その先につきましては、平成十一年になります。

そこで、じや何にすればいいのかと言われると、いつも非常に困るんですけれども。このために、このところ固定資産税評価額がどんどんと上がつた、そういうことによって特例を設けて調整を図つています。エンゼルがベンチャーエネジニアを促進することについて、方向としては私もいい方向だと思いますが、税制の中でそれを措置するにはどうしたらいいか。

それから税制の中でも、キャピタルゲイン課税自体が、日本の場合、一つのよその国と違う形をとつております。沿革もあり事情もあり、そういう形をとつておきましたが、かなり一般的に株を持つやすいようになつているのではないかと私は思っております。そうなりますと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、株を個人が持つ環境というのも含めて、そういう全体でございますが、登録免許税 자체が、個々人が登記所において登記をする、そこで完結していかなければなりません。

ばならないわけです。すべての民有地について自分のところの評価はどうなのかということを確定的につかむるまた計算ができるということを考えると、固定資産税の場合はそれがはつきりしておりますので、これが一番適切であるということで、固定資産税の評価を用いさせていただいているという事情にあります。

そこで、御指摘の点は、平成六年に固定資産税の方が評価の改定をしたと。そうした結果、非常にそれが高くなつていった。固定資産税自体は別の法律で調整措置を講じたわけですが、登録免許税の方は固定資産税の評価額をそのまま使うことになりますので、それが負担が重くなつてしまつて、固定資産税の評価額は三年に一度行われますから、平成六年と七年と八年分については、途中の経過は省略いたしますが、固定資産税評価額の六割減、つまり四割であります」という措置を講じたわけです。

今回平成九年にまた固定資産税の評価がかえられますので、今回もそれを踏襲するということになります。したがいまして、今回の固定資産税の評価がえは平成九、十、十一の三年間分でありますので、その三年間にについて四割課税というものが、固定資産税評価額の六割減、つまり四割であります。この先につきましては、平成十一年になりますので、今回もそれを踏襲するということになります。そこで、その三年間にについて何を踏襲する。その先につきましては、平成十一年になります。

そこで、じや何にすればいいのかと言われると、いつも非常に困るんですけれども。このために、このところ固定資産税評価額がどんどんと上がつた、そういうことによって特例を設けて調整を図つています。エンゼルがベンチャーエネジニアを促進することについて、方向としては私もいい方向だと思いますが、税制の中でそれを措置するにはどうしたらいいか。

それから税制の中でも、キャピタルゲイン課税自体が、日本の場合、一つのよその国と違う形をとつております。沿革もあり事情もあり、そういう形をとつておきましたが、かなり一般的に株を持つやすいようになつているのではないかと私は思っております。そうなりますと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、株を個人が持つ環境というのも含めて、そういう全体でございますが、登録免許税 자체が、個々人が登記所において登記をする、そこで完結していかなければなりません。

大体平仄が合っているといいますか、そういうことで大変結構だと思つておるわけです。

ただ、赤字公債を、今七兆五千億ですが、これを二年繰り上げて消すということになりますと、かれこれ従来の一兆から一兆五千億ぐらいの赤字を消していかなければならぬということになるわけです。一方では、国民の高齢化というのはさりに進んでまいりまして、年金の給付対象は百万ずつふえると。そうしますと、大体これは一兆の支出があふえるということになります。そういう点で、大変財政としては厳しい財政を迫られているというふうに思つております。

一つ気になることは、この緊縮財政のテンポをどう考へるかということは、非常に大きな問題だらうと思っています。つまり、今の改革は時間との勝負であろうと思ひますので、そういう意味では早くやるにこしたことはない。鉄は熱いうちに打てと、大蔵大臣もこの前おっしゃいました。だから、そういうことでやる必要はあるし、それは日本人の氣質に合つてゐるのかもしませんが、逆にそういうことはデフレ傾向化といいますか、そういうものを誘發するという危険がないわけでもないというふうに思ひます。また、その反面、これはするする延ばしてやるんだ、先延ばしあるうとは思つておきまます。

その辺の兼ね合ひが、非常に難しいと思うんですがございますが、大蔵大臣としてはお急ぎになる方に賛成ですか。それとも、ゆっくり延ばしてやる方に賛成ですか。これを、まずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 橋本首相のリーガーシップで二〇〇五年といつては二〇〇三年に前倒しで財政構造改革を達成したいと。もちろんそれは九ヵ年計画の二年短縮、三年短縮の六ヵ年計画と、こういうことでありまして、前二ヵ年がまさに集中改革期間と、こういうことで全体の制度の見直しを行なっています。

出においてマイナスシーリングでこれを断行したい、そういう意味ではすべての政治生命をかけた大蔵大臣に就任をいたしました折に短い総理リーダーシップの発言であります。

私も、めぐり合わせで請われ、御指名をいただきたので大蔵大臣に就任をいたしました。そこで、財政構造改革からの指示がありました。そこで、財政構造改革元年に向けての予算編成に、全力を尽くして指示をお話し申し上げましたとおり、五月中旬をめどに、具体的な数値目標を含めたものが、最終的に与党三党及び總理経験者、大蔵大臣経験者を含め、内閣の代表が入りました財政構造改革全体会議において決定を見ていくと思います。

そういうことの中で、新しい基準を設け、その点を取り組むわけにございますから、全力の限りを尽くしながら、国会の皆様方の深い理解、そして国民各位の、なぜ今これだけの厳しい財政構造改革なのかということをお訴えをしながら、二年度でありますけれども、財政構造改革元年にふさわしい予算編成を仕上げていくための基準を明示し、恐らく從前のように明示をすれば八月末までに概算要求を各省が出来まして、年末に内示をしてスタートということになるわけでございますが、これは同時に、基準を出して概算要求を出す。そして、引き続き制度の見直しと歳出の削減が、これは同時に明示をします。それで、引き続き制度の見直しと歳出の削減が、これは同時に明示をします。それで、引き続き制度の見直しと歳出の削減が、これは同時に明示をします。

そうすると、どうしても難しくても社会保障費と公共事業費に手をつけざるを得ないというふうに私は思ひます。例えば、社会保障費の方はこれは問題は基準水準をどう下げるか、それから年金の一般の給付、これをどういうふうに考へるか。九九年までの年金の給付水準、これを何かもう決めなきやいかぬわけですが、その場合に、例えばこれは厚生省の計算でありますと、思い切つて減らすということになれば二〇%カットせざるを得ない。給付水準をそこまでカットせざるを得ないという計算が出ているようになりますが、それが果たしてできるかどうか。私は、この給付水準を下げるという問題は、一般的な物価スライドのような思い切つた手をとらない限り下がらないんじやないかといつふうに思つております。

それから、公共事業費につきましても、これは公共事業費のこういうもの下げるることはよくなないと、國の基礎を築くのは公共事業であると、こういう御意見もあります。そもそも、ともあります。しかし、この使い方が非常に効率が悪い、それからもう一つは環境破壊的である、さらに民間投資に連動しない、こういう大きな欠点があると思います。これは、やっぱり手をつけざるを得ないというふうに思つておられます。

この間の、あれから後の改革会議のいろいろな計算では、公共事業費は5%下げるというようなことがあります。合わせて一般歳出全体の半分以上になるというふうに思つておりますから、これに手をつけないわけにはいかないというふうに私は思います。あと防衛費とか文教費とか、いろいろございますが、例えは防衛費のようなものは、これは今第二の冷戦と言われる時代に私、差しかかっていると思いますので、これは余り削れないというふうに思ひます。それから、文教の方も義務教育の負担費、これの国庫負担、これを減らそうということになるわけですから、これも手をつけないわけにはいかないといふうに思ひます。それから、文教の方も義務教育の負担費、これの国庫負担、これを減らそうということになるわけですから、これも手をつけないわけにはいかないといふうに思ひます。それから、文教の方も義務教育の負担費、これの国庫負担、これを減らそうということになるわけですから、これは、これらは今第二の冷戦と言われる時代に私、差しかかっていると思いますので、これは余り削れないというふうに思ひます。それから、文教の方も義務教育の負担費、これの国庫負担、これを減らそうということになるわけですから、これは、これが今第二の冷戦と言われる時代に私、差しかかっていると思いますので、これは余り削れないというふうに思ひます。それから、文教の方も義務教育の負担費、これの国庫負担、これを減らそうということになるわけですから、これは、これが今第二の冷戦と言われる時代に私、差しかかっていると思いますので、これは余り削れないというふうに思ひます。それから、文教の方も義務教育の負担費、これの国庫負担、これを減らそう

ないというふうに思つております。

この間の、あれから後の改革会議のいろいろな計算では、公共事業費は5%下げるというようなことがあります。合わせて一般歳出全体の半分以上になるというふうに思つておりますから、これに手をつけないわけにはいかないといふうに私は思います。あと防衛費とか文教費とか、いろいろなことがあります。それから、文教の方も義務教育の負担費、これの国庫負担、これを減らそう

縮減ということに相なります。そういうことで、この問題は、これから三党代表、座長は自民党的加藤幹事長になろうと思いますが、このメンバーと関係閣僚、首相もできる限り出ていただこう、こういうことがあります。企画委員会と言つておりますが、週三日程度、できるだけの時間をそこ投入をしながら、ただいまの項目を一つずつ検討し取り組む、こういうことになります。

最終は五月中旬をめどに結論を得よう、それを受けて全体会議了承ということになるだろうと思いまので、それから本格的な基準が確定したことを受けた編成の作業に入る、こういうことになろうと思いまして、聖域のない形で、その中で創意工夫、制度の見直し等々が果敢に行われることによつて国民各位の深い理解と協賛が得られるようなものにつくり上げたい、こういうことあります。

○小島慶三君

ありがとうございました。

もう時間がなくなってきたんですけども、もう一つ、本日の議題であります酒税の関係で、しようちゅうのメーカーが非常に苦しい立場になると、いろいろ対策その他お伺いいたしました。私もしようちゅうファンでありますので、これはやつていただきたいというふうに思つております。

○吉岡吉典君

ありがとうございます。

もう時間がなくなってきたんですけども、もう一つ、本日の議題であります酒税の関係で、

ようちゅうのメーカーが非常に苦しい立場になつて、国民各位の深い理解と協賛が得られるよう

ものにつくり上げたい、こういうことあります。

○小島慶三君

ありがとうございました。

もう時間がなくなってきたんですけども、もう

一つ、本日の議題であります酒税の関係で、

ようちゅうのメーカーが非常に苦しい立場になつて、国民各位の深い理解と協賛が得られるよう

ものにつくり上げたい、こういうことあります。

○小島慶三君

終わります。

○吉岡吉典君

まず、酒税法の問題ですが、薄井

局長は、大体この酒税法の一部改正する法律案の

方向で交渉すると、こういうお話をしたが、それ

では困るというのが九州のメーカー、沖縄のメー

カーの声になつてゐるわけです。

九州本格焼酎協議会というのがあるそうですが、

その専務理事吉野さんという方が、しようと

うでない方がいいというは多分そのとおりだ

だと思いますが、どうならざるを得ない事情を十分とらせていただきました。

委員御指摘のよう、地元の方々にとってみればこうでない方がいいというは多分そのとおりだと思いますが、どうならざるを得ない事情を十分とらせていただきました。

○国務大臣(三塚博君)

今後の経過を見ながら、

しかしながら法律を成立させていただくことによりまし

て、日米交渉は法律に定めましたように執行をし

てまいりますことが私の責任であろうと思ひ、事務方はもちろんあります、私は私なりに米国との関係者との連携を深めているところでござい

ます。同時に、近代化の支援ということで既に予算化をし、予算の中に、法律の中にも触れておるところでございます。

○政府委員(薄井信明君)

十年来議論してきたが

、イントはそこでございまして、欧米から見ます

と、ウイスキーを輸入したくないからウイスキー

の税金を高くしている、国産品を優遇したいから

しようちゅうは安くしているということを主張し

思つてございます。この前、「飢餓の世纪」というレスター・ブランの本を翻訳しまして、

といふ意味においても、小なりといえども

減反に次ぐ減反で、田んぼをつぶしてきてるん

であります。最後になつた場合に、果たしてそれ

でやれるのかどうかという心配もあります。

そういう意味においても、お伺いしたい。

○説明員(坂野雅敏君)

御説明いたします。

現在、甘蔗の国内生産量の六%ぐらいが醸造用

原料ということで仕向けられております。今回の

税率改正の影響によりまして、酒造メーカー、蒸

留酒メーカーの経営が厳しくなると見込まれまし

て、これに伴つて蒸留酒原料用甘蔗の価格面にお

いても厳しくなるものと考えております。

このような事態に対処するためには、原料用甘

蔗の生産性向上や省力化が課題になりますから、

ハーベスターといふ機械でございます。それとか

集出荷施設、さらにはいい種苗の供給、さらには

合理的な輪作体系の確立によりまして、畑作経営の

安定に努めてまいりたいというふうに考えており

ます。

○小島慶三君

終わります。

○吉岡吉典君

例えれば、沖縄のメーカーからは、

泡盛の原料はタイ米だが政府管理のため価格が高

い、政府が現地で安く買付けて業界に高く売る

からだ、こういうこともこの際改めてもらいたい

といふことも出でています。大臣、急頭

に大変申しつけないと私は思つております。

その中で、どういう対応が日本としてあるかと

いうことを考えますと、先ほど申し上げたよう

に、WTOの一員として、正規の手続を経てここ

まで来ておりますから、私どもができることは、

国民の皆様の理解を得て上級委員会が出した答え

に沿つて、税率の格差を直していく。ただし、そ

れは急激に直すわけにはいかないので、経過措置

を十分とらせていただく。こういうことで、今回

の案をつくさせていただきました。

委員御指摘のよう、地元の方々にとってみれば

こうでない方がいいというは多分そのとおり

だと思いますが、どうならざるを得ない事情を十分とらせていただきました。

この問題を考へる場合に、もう一つお伺いして

おきたいんですが、薄井局長は酒税の歴史につい

て、最も大変詳しい模様で、私はこの「間接税の現

状」という本を読んで勉強させていただきました。

この本を読んで私わかつたんですが、日本に

おける酒税の起源は実に足利義満の時代に始まつ

たと、さつと六百年前なんですね。このときから

酒税の変遷が書かれておつて大変勉強になりました。

これを読んでみますと、日本の酒税という

のは従量税でなく、品質が高い、よりよい高価な

酒類ほど高い税負担をしてもらうというのを貰い

てきたと。別の言葉で言えば、担税力に応じて課

税するという酒税の制度を我が国ではとつてきました。

これがWTOは輸入障壁だと、こういう裁定

を下して日本に迫つてきました。

そこで、この改正というのは、日本自身もこれ

までの日本の酒税制度といふのはやっぱり輸入障

壁だといふふうに考えて改めるのか、もうやむを

得ずこういうふうにせざるを得ないのか。これは

一つの大変な問題だと思いますので、酒税の専門

家である局長に答弁をお願いします。

○政府委員(薄井信明君)

十年来議論してきたが

、イントはそこでございまして、欧米から見ます

と、ウイスキーを輸入したくないからウイスキー

の税金を高くしている、国産品を優遇したいから

しようちゅうは安くしているということを主張し

てもいろんな配慮がお願いできればというふうに思つております。こういう意味においても、お伺いしたい。

○説明員(坂野雅敏君)

御説明いたします。

現在、甘蔗の国内生産量の六%ぐらいが醸造用原料ということで仕向けられております。今回の税率改正の影響によりまして、酒造メーカー、蒸留酒メーカーの経営が厳しくなると見込まれまして、これに伴つて蒸留酒原料用甘蔗の価格面においても厳しくなるものと考えております。

このような事態に対処するためには、原料用甘蔗の生産性向上や省力化が課題になりますから、ハーベスターといふ機械でございます。それとか集出荷施設、さらにはいい種苗の供給、さらには合理的な輪作体系の確立によりまして、畑作経営の安定に努めてまいりたいというふうに考えております。

○吉岡吉典君

終わります。

○吉岡吉典君

まず、酒税法の問題ですが、薄井

局長は、大体この酒税法の一部改正する法律案の方向で交渉すると、こういうお話をしたが、それでは困るというのが九州のメーカー、沖縄のメー

カーの声になつてゐるわけです。

九州本格焼酎協議会というのがあるそうですが、その専務理事吉野さんという方が、しようと

うでない方がいいというは多分そのとおりだと思いますが、どうならざるを得ない事情を十分とらせていただきました。

委員御指摘のよう、地元の方々にとってみればこうでない方がいいというは多分そのとおりだと思いますが、どうならざるを得ない事情を十分とらせていただきました。

○国務大臣(三塚博君)

今後の経過を見ながら、

しかしながら法律を成立させていただくことによりまして、日米交渉は法律に定めましたように執行をし

てまいりますことが私の責任であろうと思ひ、事務方はもちろんあります、私は私なりに米国との関係者との連携を深めているところでござい

ます。同時に、近代化の支援ということで既に予算化をし、予算の中に、法律の中にも触れておるところでございまして、

○政府委員(薄井信明君)

十年来議論してきたが

、イントはそこでございまして、欧米から見ますと、ウイスキーを輸入したくないからウイスキーの税金を高くしている、国産品を優遇したいから

続けてきました。

それに対し私どもは、私どもの日本の長い酒税の歴史の中で今御指摘のような考え方を中心にしておきたいと思います。私はその審議に参加できているのであって、決して輸入を阻止するための税制ではないんだということを説明して

きたわけでございます。

そういう意味では、今回改正するに際してこれが障害であることを認めて改正するのかと言われば、決してそういうことではなくて、そういうふうには思っておりませんが、先ほど申し上げましたし、またきょうの御議論に貫かれて

いるように、日本が国際社会の中で大きな位置づけとなっている中で、いろいろな問題がそれぞれ

あるわけです。

そういった中でWTOに私ども

も正式に加盟しておりまして、手続も私どもが一

緒に決めてきたものでございます。それに沿って

淡々と来たことの結論として去年の十一月の答える

が、ある以上、私どもは日本の制度を維持し

つづつ、かつ考え方を守りつつ、蒸留酒の世界につ

きましてはWTOの最終的な採択したものに合わせていくことが日本の責務であるというこ

とから、今回の法案を出させていただいた次第で

ございます。

○吉岡吉典君 さつきも言いました九州本格焼酎

協議会といふところの吉野専務理事はこういうふ

うにも言っているんですね。鹿児島の芋焼酎

は半分が県内で消費され、残りは県外、輸出はゼロだと。だから、それを外圧でじめると

いうことは絶対許されないと、こう言うわけです

ね。

先ほども、この問題は文化の問題であるという

お話をありました。私もそれぞの國、民族にそ

れぞれの食文化というものはあると思います。そ

れぞれの輸出攻勢をかけているのをどうこう

しようというのならそれは問題になり得るとして

も、ウイスキーを日本に輸出するためにこれを外

部の圧力で強引に、日本の食文化がどうなるかといふ心配が起こるようなことが行われてはならないものだと私は思います。

私は、今後の交渉の中でそういう点は貫いてい

ただきたいということを要望して、次の租税特別

措置法の問題に進みます。私もその審議に参加し

ましたが、九六年の税制国会で消費税の税率問題

を含む論議があつたときに、私の頭の中にあるこ

とでは、消費税の増税を行うことに先立つて、ま

ず不公平税制のは正が大事だということが一つの

重要な論点になりました、それが一致した結論と

は申しませんが。

そして、その結果、見直し条項の中で日本の租

税特別措置、租税特別措置法にとどまらないで本

税にある我々が不公平だと思うもの、最近では税

調の文書の中でもいろいろ指摘されるようになつ

て、こういうものについての抜本的な検討、

こういうことが求められた。そして、そういう見直しといふのは消費税の税率を最終的に決定する

条件であったと私は思います。

したがつて、あなた方、四月から消費税の税率

を5%にしようというのなら、同時にこの国会に

は、不公平税制是正、租特、本法を含めての見直しの抜本的な提案が行われるものであろうと私は

思つていまつたけれども、それは出でていない。今

後、こういう抜本的な提案を提出する準備なら準

備があつて、いつ出すということ、そうでなく大

体今までのよくな延長でいくんだというのならそ

の考え方、もしそつたとすれば、私どもは、九六年

の税制国会で大蔵省、政府が言つたことは国民を

偽るものだつたと言わざるを得なくなるわけですね

けれども、そちら邊についてのお考へ、まずお伺

いしておきます。

○政府委員(薄井信明君) 平成六年秋に成立いた

しましたいわゆる税制改革法の附則の二十五条に

検討項目がございました。消費税の税率について

は云々と書いてありますて、四つの点を「総合的

に勘案して検討を加え、必要があると認めるとき

は、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ず

るものとする」という法律を私ども通していた

この際の考え方を短く申し上げれば、消費税率

を地方消費税を含めて5%にする、一方で所得

税、個人住民税のフラット化による減税を恒久的

に行う、こういう組み合わせの中で実施するわけ

ですが、当時景気が悪いということで二年

ちょうどの先行減税の期間がございました。

そうなりますと、この法案をつくるに際しての

議論はもとと福祉を拡充すること、例えば介護の

問題とかいろいろ問題が残つていてるではないか

と。平成九年四月から税率を上げるならば、それ

まで時間があるので、その間にそういうことが

変わつてくるならば、そして国民が理解をするな

らば、税率を変えてスタートすることもあり得べ

しというのがこの検討事項でございました。その

ときに行財政改革はどう進んでいるか。これに

よつてうまく進んで大きくできていればそれも勘

しできるし、それから特別措置等々についても適

正化が進んでいればその分も勘案できる等々のこ

とであつたかと思います。そういう意味で、平成

七年度、八年度の予算あるいはその他の時期にお

きましても、この点については常に考えながら進

めてきました。

結論的には、去年の六月二十五日でしたか、二

十五日ですね、この時点でこれまでいろいろ検討

してきたけれども、福祉の関係で税率をさらに上

げなければならぬという答えは出でていない、一

方で租特などやつてきているけれども、それが大

きな数字になつていてるわけではありません。今後

の問題としてすべてやるべきことは残つてゐる

わけではございますが、そういう事情の中で、平

成八年九月三十日までに税率を上げることについ

て措置をする必要は認められないということを政

府として確認させていただいたということをご

ります。

○吉岡吉典君 当然そうだと思いますね。

○政府委員(薄井信明君) 租税特別措置でござい

ますので、期間を決めておりますので、それを徒

過すれば効果を持たなくなるということにならう

かと思ひます。

○吉岡吉典君 当然そうだと思いますね。

それから、これがもし延長が成立すれば、その

場合の対象設備というものは主務大臣の認定によ

るということになつてゐると思います。その対象

設備は当然大蔵大臣が告示されることになりますか。

○吉岡吉典君 私どもは、これまで大蔵省からも

通産省からも大体そのように聞いております。そ

うすると、今言いました二つの制度、控除制度、

国会にそれが出るべきであつたと思つております。

そういう附則で法律にも決められた義務、そ

れを行わないで5%というのが決定された。これ

は私はやはり約束違反だ、そういうふうに言わざ

るを得ません。そして、そういう不公平税制の抜

本的な見直しが行われなかつた結果、大企業優遇

という六十四年の税制国会でも大問題になつた税

制というのがいろいろな形で残され、また一部今

度の法案で拡大をされようとしているものもある

と、私はそういうふうに思います。

私は、ここでひとつ具体的に確かめておきたい

のですが、試験研究費の額が増加した場合の特別

控除の規定の一つである基盤技術研究促進税制、

それからもう一つは事業革新税制の一つである事

業革新設備等の特別償却、この二つの延長が今度

の改正案の中には織り込まれてゐると思います。

二年延長ですね。これは、もしこの法案が不

成立になつてしまえばこの二つの税制というの

は、この制度は消えてしまうことになるかどう

か、まず最初に、具体的に実務的にお伺いしてお

きます。

私は、この制度は消えてしまうことになるかどう

か、まず最初に、具体的に実務的にお伺いしてお

きます。

これはまだここで審議しているわけですから通つてない、告示もされていない。ところが、これがもう大宣伝されている、新たな税制だといつて。それで私はきょうここでどうしたことなのか聞いてみざるを得なくなりました。

これは、通産省からコピーをもらった日本防衛

装備工業会というところの月刊機関誌ジャーディというんですかね、これに「お知らせ」というのが大きい活字で載っています。ちょっと読んでみると、「お知らせ」防衛産業に対する税制措置について概要 通産省は、冷戦の終結等を背景とした防衛需要の減少の中で、防衛産業の生産・技術基盤の確保を図るために、防衛関連事業者における効率化、高度化のための設備投資に対し、平成九年度より税制上の優遇措置を講じることとした」と「防衛産業関連税制は、航空機又は武器を製造する事業者が以下の設備を導入する場合、当該設備の取得価格の一一定割合を法人税から控除する等の措置を講じるものである。」と、こう書かれています。具体的には、今ありました二つの控除制度、前者は税額控除、後者は償却控除となつております。時間がないから一々読み上げませんけれども、この制度の中に新たに防衛産業にかかる対象設備が織り込まれることになつた、追加されることになったということです。例えばそれはミサイル、砲弾の何とかに活用できる設備であるとかいうふうなことが書かれているわけですね。

今、一方で消費税を初め国民に対しても新たな負担を求めるときに、防衛産業の拡大を図るために新たな税制控除をやらなきいかぬといふのは、私はとても国民の理解できないことだと思います。防衛産業のこれはもう決まりとして書かれていて、通産省にもらった資料に基づいて書いたものだそうです。これまで防衛産業に適用されていなかったという、この機関誌の記事の中身、表現は正確性を欠くところがかなりございまして、例えば防衛産業関連税制という新しい税制がまさに創設されるかのように読めるくだりでござりますとか、あるいは今回対象設備として追加をいたしました設備が並んでおります、税制度の。それで、この工業会というのは会長が三菱重工だそうですが、大体日

本の兵器メーカーというか防衛産業にかかわっており百三十四社が会員になっている、そこにこういう通達が出されているわけです。これは、大蔵大臣が告示出されることになるわけですよ、こういうものを追加するということを。この法案つくるときに大臣わかった上でこの法案つくつて、やはり防衛産業を育成しなくちゃいかぬということでやられたのかどうなのか。案外そこまで抜けていたということではないかとう気さえするんですが、いかがですか。

○政府委員(薄井信明君) 今、御紹介のありました雑誌の表現が不穏當といふか適切ではないと私は思います。

と申しますのは、防衛産業ということをおっしゃいましたが、そういう例えれば防衛産業に属するようななところもいろんな機械を、汎用的な機械を使つているわけでございまして、四十幾つの租特を使っていると言われましても、それは例えればロボットとかなんとかを含めてどの産業でも使つているものをそういう業界でも使つていています。今回の二つにつきましても、これを特定の防衛産業だけに適用する何か技術について規定を設けたつもりは全くありません。あるいはそういったところもカバーカ、ミサイルが一番多いですね、砲弾とか航空機用エンジンとかミサイルの弾頭等々、盛んに書いているわけです。

それで、まだこの法律通っていないんですね。大臣、告示もまだなんですよ。それが二月の雑誌に書いてあるわけですから。私は、通産省は防衛産業に喜んでもらつて、ええと思ってこのニュースを大蔵省のオーチーをとつたというので提供しません。あるいはそういつたところもカバーカのだろうと思いますよ。提供した大蔵省はこういうつもりだったのか後からびっくりなのかどうかは知りませんけれども、こういうことを四月一日ごろに告示を予定しているものが二月号に出ていることだけでも、私はこれは機密漏えいとは言わないけれども、いかにも防衛産業に対する今の政府の姿勢の一端を示すものだと思いますけれども、訂正なんということできかないものだと思いません。

最初に私から技術的な面を申し上げました。○説明員(久郷達也君) 今、先生の御質問で事実関係にわたるところがございましたので、私ども関係団体でございますので御説明を一言だけさせていただきます。

最初に私が技術的な面を申し上げました。

今、主税局長の方からお話をございましたとお聞きしております。出どころの問題もあるようないかにも防衛産業を支援することを政策目的とし

てとられるかのような表現がござりますので、私も話をいたしまして、同工業会におきましたので、この機関誌の内容につきましては、直近の四月号において訂正をすることになります。

以上、御説明申し上げました。

○吉岡吉典君 大臣には最後に答弁いたくことにしまして、今そういう説明がありましたけれども、これを通産省に私ども確かめたときに、このお知らせは通産省が提供した資料に基づいてつくられたものでありますということでした。それから、これは受け取った防衛産業関係がこれは我々の防衛産業を発展させるのにかも役立つと思つて喜んで書いているわけです。

それで、約四十六項目の中は、これ読んでみてもらいたいんです。ミサイルの誘導装置だとか、ミサイルが一番多いですね、砲弾とか航空機用エンジンなどミサイルの弾頭等々、盛んに書いてあるわけです。

それで、まだこの法律通っていないんですね。大臣、告示もまだなんですよ。それが二月の雑誌に書いてあるわけですから。私は、通産省は防衛産業に喜んでもらつて、ええと思ってこのニュースを大蔵省のオーチーをとつたというので提供しません。あるいはそういつたところもカバーカのだろうと思いますよ。提供した大蔵省はこういうつもりだったのか後からびっくりなのかどうかは知りませんけれども、こういうことを四月一日ごろに告示を予定しているものが二月号に出ていることだけでも、私はこれは機密漏えいとは言わないけれども、いかにも防衛産業に対する今の政府の姿勢の一端を示すものだと思いますけれども、訂正なんということできかないものだと思いません。

○山口哲夫君 通告は租税特別措置法からござりますけれども、ちょっと順序を変えまして、法人税関連についてまず一つだけ質問しておきたいと思います。

ことしの一月に税制調査会から「これから税制を考える」という報告書が出ております。その中で、法人税率の引き下げの財源として、次のようになります。法人税率の引き下げの財源として、次のように書かれてあります。大変重要な部分だと私は思いました。

○國務大臣(三塚博君) 吉岡議員の段々のお話を拝聴しておりました。出どころの問題もあるようないかにも防衛産業を支援することを政策目的とし

て政府税調が終わり、党の税調が終わりました折に租税特別の一覧表で簡単な説明を受けております。従前からのことであろうということで報告を微しておられますし、そんなことでござりますので、業界誌が書く今まで、どうも私の権限から外れておりますし、そんなことでござります。

○吉岡吉典君 最後に。

私は通産省に説明を聞いたら、これは開発した結果は汎用品にも利用できるんだという強調で、そのとき僕の念頭に浮かび出たのは戦争は発明母というこの発想が今もあるのかなと思いまして。私は、こういうことのために租税特別を拡大して、それで不公平税制は正という約束は守らないでございます。

それで、約四十六項目の中は、これ読んでみてもらいたいんです。ミサイルの誘導装置だとか、ミサイルが一番多いですね、砲弾とか航空機用エンジンなどミサイルの弾頭等々、盛んに書いてあるわけです。

それで、まだこの法律通っていないんですね。私は、この点からも今なお五%へ引き上げは留保してもらいたいということを要望しますして、終わります。

○山口哲夫君 通告は租税特別措置法からござりますけれども、ちょっと順序を変えまして、法人税関連についてまず一つだけ質問しておきたいと思います。

ことしの一月に税制調査会から「これから税制を考える」という報告書が出ております。その中で、法人税率の引き下げの財源として、次のように書かれてあります。大変重要な部分だと私は思いました。

○國務大臣(三塚博君) 吉岡議員の段々のお話を拝聴しておりました。出どころの問題もあるようないかにも防衛産業を支援することを政策目的とし

東違反だということで大変な批判が上がつたわけあります。

そういう中で、今まで企業の負担を軽減する目的で消費税の増額を検討しようなどというのは筋違いも甚だしいと思うんですけれども、これについてどういうふうにお考えでしようか。

○政府委員(薄井信明君) 政府税調がこの一月の二十四日にまとめました「これから税制を考える」というものに今の記述がございます。「これから税制を考える」というこのページは、これからまさに今後二十一世紀を頭に置きながら税制を考えるときの国民との対話といいますか、問題提起といいますか、選択肢の提起といいますか、そういうたよくなことで書かれているものでございます。その中で、企業の活力を活性化させないといけないという趣旨から書かれている「企業の活力」というところに今お読みいただいた文章がございます。

私が、政府税調の意を体するわけにはいかない

のかもしれません、事務局として一緒にいた者として解説させていただきますと、法人税の税率を、法人課税の税率を下げよとすれば、これは高いという認識のもとなんですか、あるいは歳出を削減してというのもあろうと思いますし、さらには他の税目で財源を確保するというのもあるんだと思います、観念的には。それから、法人税の中でも財源を見つけていく、この四つがあるわけですがございまして、外国の例を見ておりましても、付加価値税を上げて法人税なり所得税を下げるという手法として考へられるわけでございます。

そういふ意味で、いつこれをこうしたいとかあしたいということとは別に、法人税の税率を下げるということを実現する手法として考へられる手だとして、列記した中に入っているというこ

とかと思います。

○山口哲夫君 法人税の減税、それと消費税の増税を組み合わせるということは、これまでタブー視されてきた問題だというふうに私は思うんです。

そういうことからいえば、こういう税制改革ではないということを確認していただきたいんですね。

○政府委員(薄井信明君) 中長期的に将来を含めて税制がどうあるべきか、長い話はやめますが、先ほど申し上げたように、ある税負担を考えると

ときに何で負担することがその國のため、經濟のため、國民のためにいかというときに、法人税の実質減税をする、それを消費税で賄うという選択を否定することはできないと思います。

ただ、私は今この四月に、消費税が上がるこの時期に、近々それに加えて法人税を下げるために消費税を上げるということが國民の御理解を得られることは思っておりませんので、そういう意味で

○山口哲夫君 今のお答えで、大体私の言つてることは御了解をいただいたものと解釈をいたしました。

今後、この純粹持株会社が解禁されますと、この連結納税制度の導入を求める機運が高まることが予想されます。これを実施すると大企業優遇税制になる危険が多分にあると思つております。

それから、次に連結納税制度について質問いたします。

今後、この純粹持株会社が解禁されますと、この連結納税制度の導入を求める機運が高まることが予想されます。これを実施すると大企業優遇

幾らなるんでしようか。

○政府委員(薄井信明君) 連結納税制度と言わわれておりますが、実はいろんな形がいろいろなことを頭に描きながら言われておりまして、アメリカなりフランスで行われている非常に大きな意味での日本の制度と違う連結納税制度もあれば、イギリス方式、ドイツ方式これを連結と言つていいのかどうかと思われるような制度まで幅広いわけでございます。特に連結をする中での取引を

どう考えるかによって減収額は大きく違つてくるかと思います。

したがいまして、数字として申し上げにくいところではございますけれども、例えば非常に大きづれば税務統計から大企業の子会社と見られる非同族の同族会社というのがあります。この非同族の同族会社の欠損金額というのは約三兆円と言われておりますので、こういったものから計算しますと、その際に連結納税制度が導入されてこの決算金額が親会社の利益と相殺されるという仕組みになったとしますと、一兆円程度は法人税が減るという計算もできます。ただし、その仕組み方次第です、企業がどう行動するか、これはわからないものですから、このこと自体がひとり歩きするのではないかが今は思つております。

○山口哲夫君 どちらにしても相当の減収になることは間違いないと思うわけですね。そういう意味で、経済界からもこの連結納税制度というものは、いろいろなことが言われておりますけれども、相当強く大蔵省に対しても要請されていります。

ただ、日本の場合ですが、商法を初め個々の企業ごとの単位で考えてきましたし、その中で、国際的な経済活動をする中で大きな企業の中にはきちんとした形の連結納税制度を組み得るような経済活動をしていくところも出てきていくわけです。そういう中で、一般的に法人税の課税単位である現在の個別企業ごとの課税を連結納税制度といふことに変えていくには時期尚早だと思つておりますし、とはいへ時代は変わつてきました。また、経済界は大きく変わっていこうとしております。そういった中で必要になる、あるいはそういう実情が積み重なつてくるというときに思つております。

○山口哲夫君 持株会社が解禁されるということがあります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

す。このことについては、大蔵省の主税局の幹部もそのようになります。

そこで、まず一つお聞きしますけれども、連結納税制度を導入した場合の税収の減額というの

ました。私ども、持株会社、現在でも事業持株会社というのがあります。これと純粹持株会社では事業を別に持つてあるかどうかという違いであるわけですから、必ず純粹持株会社がで

けばあるいはできるために連結納税制度がなければならぬというものではないと思っております。ただし、あっていけないということもまだないとは思いますが、自動的に出てくるものではないと思つております。

それからもう一つ、私どもがもう頭から連結納税制度はとらないだとか、あるいは否定するといふことを私ども申しておりますんで、連結納税制度を考えるということは、グループ単位で企業グループとして活動が行われているという実態が一般的になつてきて、それを一体として見ないと税負担のあり方としておかしいという状況になれれば、それは私ども決しておかしくないんだろうと思つております。

ただ、日本の場合ですが、商法を初め個々の企業ごとの単位で考えてきましたし、その中で、国際的な経済活動をする中で大きな企業の中にはきちんとした形の連結納税制度を組み得るような経済活動をしていくところも出てきていくわけです。そういう中で、一般的に法人税の課税単位である現在の個別企業ごとの課税を連結納税制度といふことに変えていくには時期尚早だと思つておりますし、とはいへ時代は変わつてきました。また、経済界は大きく変わっていこうとしております。そういった中で必要になる、あるいはそういう実情が積み重なつてくるというときに思つております。

○山口哲夫君 持株会社が解禁されるということがあります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

す。このことについては、大蔵省の主税局の幹部もそのようになります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

す。このことについては、大蔵省の主税局の幹部もそのようになります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

す。このことについては、大蔵省の主税局の幹部もそのようになります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

す。このことについては、大蔵省の主税局の幹部もそのようになります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

す。このことについては、大蔵省の主税局の幹部もそのようになります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

す。このことについては、大蔵省の主税局の幹部もそのようになります。そういふうに言つて、導入に対する立場をとつてゐる方もあるわけですが、大蔵省には相当強く要請されていると思いま

企業優遇にどうしてもなりがちだということを言われておりますので、この問題については慎重を期して、できればこういうものは行わないような方向で進んでいただきたいと、そのことをお願いしておきたいと思います。

それでは、租税特別措置法の一部改正でござりますけれども、この租税特別措置法は大変たくさんの中の項目にわたっております。これをきちんと整理するためには一つ一つの項目についてどういふ理由で改正をするのか、そういう理由とそれに関連する資料を十分に読んだ上で判断しなければいけない、そういう性格の法案だと思つわけです。

それで、どういう理由でこれだけ多くの問題について提案しているのかなと思って見ましたら、その理由書がまことに簡単にあります。何も理由にはならないようなことしか書いていないわけです。適用期限の延長が必要であるとか、あるいは税額控除の特例措置を講ずる等の必要があるとか、そんな程度しか書いていないわけです。これではとても審議できないわけですね。少なくともここに適用期限の延長が必要だと書いているんですから、なぜ必要なのか、そういう具体的な説明がなければとても私もとしては審議に応じられないのではないかと思うわけです。

租税特別措置というのは、予算書には出てきませんけれども、機能的には予算と並ぶものですから、そういう意味では一種の補助金的なもの、よく隠れ補助金だと言われるのもそういう意味合いであるんじゃないかと思うんです。それで、今後この租税特別措置法の審査に際しましては、あらかじめその理由を明らかにして、きちんと資料を提供すべきだと思うんです。少なくとも欧米では、税の减免、優遇措置についてはこれは租税支出ということで予算書にきちんと記載されているというふうに聞いております。どうかひとつ、そういう資料の提供等について今後十分注意を払つてもらいたいと思つんすけれども、どうでしょ

○政府委員(薄井信明君) もそももどりうか、もともと租税特別措置が多岐にわたっているといふことに問題点があろうかと思います。その点も含めて、私ども銳意努力してまいらなければいけないわけですが、例えば平成九年度の租税特別の税制改正に当たりまして、例えば住宅取得促進税制などに当たりまして、例えは住宅取得促進税制などか、あるいは先ほど来題になつておりますエンゼル税制だとか、そいつたものにつきましては説明資料を別途つくつて御説明の必要に応じてやらせていただいておりまして、細かい項目すべてについてすべての説明が至つていなることは御指導のとおりだと思います。

今後とも、重要な点につきまして、どういう趣旨で今回改正するのかという点を説明資料等においてきちんと整理する工夫を考えてまいりたいと思います。

○山口哲夫君

そこで、資料をつくるに当つて、もう少し具体的に質問しておきたいと思いま

す。これは税制調査会、平成六年の十二月に出されたものでありますけれども、その中で租税特別措置の基本方針としてこういうことが書かれています。「いわゆる企業関係の租税特別措置等を中心にして抜本的な整理合理化に取り組むこととし、具体的には、個々の特別措置について例外項目を作ることなく」ということで、六項目挙がつております。「その目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか」、「一番目には「政策目的達成のために効果的な措置であるか」、「二番目には「そもそも政策手段として税制が適当か」、「三番目には「利用実態が特定の者に偏っていないか」、「四番目には「利用実態が特定の者に偏っていないか」と書いてある。これは、判断するには企業名を明らかにして、きちんとどのぐらいいの租税特別措置で恩恵を受けているのか、そういう企業名を発表したってこれは一向に構わないことだと思うんですよ、国民の税金をもつてやるわけですから。それはぜひやつていただきたいと思います。

それから四番目に、「利用実態が特定の者に偏っていないか」と書いてある。これは、判断するには企業名を明らかにして、きちんとどのぐらいいの租税特別措置で恩恵を受けているのか、そういう企業名を発表したってこれは一向に構わないことだと思うんですよ、国民の税金をもつてやるわけですから。どうですか。

○政府委員(薄井信明君) 例えば、各省ごとの名簿が出せないかということになりますと、もう御存じのようになりますが、医療用機器の特別償却であると思つんですね。それじゃ、一体どういうそ

にきちんと出すべきだと思いますよ、これは。さつきの質問じゃないですか。防衛庁の関係についてはこつこつこついう理由でこついう政

策のものに租税特別措置をするんですと言わなければ、これは我々としては何にもわからないわけ

です。そういうことについては、どうですか。

○政府委員(薄井信明君) 係に当たりまして、例えは住宅取得促進税制など

か、あるいは先ほど来題になつておりますエン

ゼル税制だとか、そいつたものにつきましては

説明資料を別途つくつて御説明の必要に応じてや

らせていただいておりまして、細かい項目すべて

についてすべての説明が至つていなことは御指

示されています。ここで、例えは環境改善、地域開発のた

めの促進税制というものがどういうものである

か、あるいは資源開発促進あるいは技術振興、設

備の近代化、内部留保の充実、企業の体质強化と

いった政策目的別に分類いたしまして租税特別の減収額を示しているわけでございます。そういう意味

では政策目的といいますか、グループ別にどうい

うものかどこに入っているかということは世の中にお示ししているつもりではございます。

○山口哲夫君 極めて大きっぽには出しているん

ですね。ですから、それが全然省庁ごとにわかれていますよ。

からなわけですよ。やっぱりもう少し丁寧に、どこの省庁ではどういう政策のために必要なんだ

といふことくらいは、これは資料として幾らでも

つくれるものなんで、意識的に出していない

じやないかとさえ勧ぐられるんですね。これは。

ですから、それはぜひやつていただきたいと思

います。

○山口哲夫君 五番目に、「利用実態が低調と

なっていないか」と書いてある。そうすると、ど

の程度の企業がこれを利用しているのか、そ

うことが明らかにならなければ、これは税調で

もって指摘している、この利用実態が低調になつ

てているのかないのかというのを我々が判断でき

ないんじゃないでしょうか。

とかく言われているわけでしょう。これは、租

税特別措置というのは本当に大企業に偏り過ぎて

いるということが言われているわけですからね。

○政府委員(薄井信明君) 利用実態の点につきま

しても、私ども常にこれを考え方ながら整理合理化

を進めているわけですが、利用者が限られて

準備金であれば運輸省というように対応関係がむしろすぐにわかるわけで、それを改めて書くべきかどうかという御指摘かと思います。

それと同時に、先ほどの御質問ではないんですけれども、ほとんどの省庁、あるいは産業関係省

に全部関係しているというのがかなり多いわけ

です。私ども個別にどこの会社のためとか、ど

この企業のためというより、どちらかというと

さつき申し上げたように、技術振興とか設備の近

代化というような横断的な事柄から租税をつくつ

ておられます。そこで、例えは環境改善、地域開発のた

めの促進税制といつもののがどういうものである

か、あるいは資源開発促進あるいは技術振興、設

備の近代化、内部留保の充実、企業の体质強化と

いった政策目的別に分類いたしまして租税特別の減収額を示しているわけでございます。そういう意味

では政策目的といいますか、グループ別にどうい

うものかどこに入っているかということは世の中にお示ししているつもりではございます。

○山口哲夫君 極めて大きっぽには出しているん

ですね。ですから、それが全然省庁ごとにわかれていますよ。

からなわけですよ。やっぱりもう少し丁寧に、どこの省庁ではどういう政策のために必要なんだ

といふことくらいは、これは資料として幾らでも

つくれるものなんで、意識的に出していない

じやないかとさえ勧ぐられるんですね。これは。

ですから、それはぜひやつていただきたいと思

います。

○山口哲夫君 五番目に、「利用実態が低調と

なっていないか」と書いてある。そうすると、ど

の程度の企業がこれを利用しているのか、そ

うことが明らかにならなければ、これは税調で

もって指摘している、この利用実態が低調になつ

てているのかないのかというのを我々が判断でき

ないんじゃないでしょうか。

とかく言われているわけでしょう。これは、租

税特別措置というのは本当に大企業に偏り過ぎて

いるということが言われているわけですからね。

○政府委員(薄井信明君) 例えは、各省ごとの名

簿が出来ないかということになりますと、もう御

存じのようになりますが、医療用機器の特別償却であ

れば厚生省であるわけですし、特定都市鉄道整備

る、例えば準備金の中には限られているものがあります。こういったものについては、利用実態と、いうのは把握できますので、それなりに私ども数字を持つておりますが、一方で一般的な措置、先ほど申し上げている、それを全体的に把握するには、とても無理なものがあります。そういうものにつきましては、私ども各省庁に依頼してヒアリングをさせていただいているというような状況でございます。また、利用実態そのものが余り多くないことをして、だからこそ必要なんだというような問題もありますから、個々のケースによって説明が非常に難しい部分もあることは御理解いただきたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたように、租特の一部改正法案を出すような際に、解説書、説明資料的なものを拡充できないかと。今やつているものがあるわけですから、それを御指摘のような点から拡充できないかどうか、それは工夫をさせていただきたいと思っております。

○山口哲夫君 こういう改正案を審議する判断基準として、私どもとしては、今申し上げた程度のものは資料として提出する、これは提案者として義務があると思うんですね。ぜひひとつ、その点を今後十分配慮してもらいたいと思うんですけれども、大臣、どうですか。

○政府委員(薄井信明君) 先に一言申し上げます。現実にどういうものになるかにつきましては、工夫をしてからの問題だと思いますが、先ほど申し上げているように、横断的あるいは一般のそれが企業が使っているものを把握することがほとんど不可能なのがかなりあるかと思います。それは無理なものは無理だということで御理解いただけると思いますので、できる限りの工夫をして何ができるのか、今説明等に使っている資料をどう拡充できるのか、工夫してみたいと思っております。

○國務大臣(三塚博君) ただいま局長が言われましたとおり、審議のための必要なものは当然お出

しをする、こういうことです。

○山口哲夫君 それで、もう二つほど質問しておきたいんですけども、租税特別措置による減税額ですね。これは予算ベースでは見込み額ですけれども、示されているんですけれども、決算ベースの方では全然示されていないんですね。実績額といふのが。これは結構差があるというふうにもうどられるんですけども、決算額でもこれは示す必要があるのではないでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 租特につきまして、それが各企業がどのようにこれを使つたかというのは、どうやって把握したらいいかということを考えますと、これもほとんど不可能ですが、その申告書をどう我々サイドで処理するか、その申告書をどう我々サイドで処理するかと、いうことを考えますと、これはほとんど不可能かと思います。そこで、サンプル的に、もしやるとなれば推計をしていくことにならうかと、思いますが、サンプル的に推計をするとなれば、分子算ベースでお出ししているかなり細かい減収額の計算とそれほど変わることない。そういう推計しか不可能ではないかと、私ども技術的に思うわけです。

○山口哲夫君 そういう意味で、予算ベースがあるなら決算ベースというの自然な発想だとは思うんですけども、この種の企業みんなが使つているけれども、この種の企業みんなが使つていると。それに当たるものを見直しを図つてしまつて出しているところふうに御理解いただきたいと思います。

○山口哲夫君 それからもう一つは、この租税特別措置について、どう使つたかを決算ベースで推計できちつと数字を出すことは技術的に難しいと。それに当たるものを見直しを図つてしまつて出しているところふうに御理解いただきたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 租税特別措置法は、毎年全項目を政府税調、党税調、主税局としても最大の仕事としてそれをやり抜いておるものと理解をしております。御指摘のとおり、門限が来ておるところを延長する場合には、役目が終わつたのかどうかという視点もあります。そういう点で、そこには明快に今後毎年見直していくなければならぬ問題であると思います。

○山口哲夫君 最後に、引当金のことについて質

問したいと思います。

○委員長(松浦清治君) 他に御発言もないよう

置ということについても予算の歳出と同じように大蔵省が査定する対象にしてきちんとやるべきだと思います。そこで、期限の到来の際に先方、要求する官庁の方が延ばしてほしいということを言ってくるに際しては、我々は今御指摘のような各項目について、本当にそれが必要なのかどうか、こういうことをチェックさせていただきたいという形で、一度設けたらずっとということにならないよう工夫はしているということございます。

○山口哲夫君 この問題の最後に大臣にお聞きしておきたいと思うんですけれども、私どもの得る資料の中だけ見ますと、この租税特別措置というものは化学とか鉄鋼とか機械、こういう高度成長期の基幹産業に偏っているというのが私どもの考え方です。識者においても大体そういうことを言つております。そういう面では、安定成長になった時代、国際化の時代には、これはもう大幅に租税特別措置の一つ一つについて見直しを図つていく、そういう時期だと思うんです。

○國務大臣(三塚博君) 租税特別措置法は、毎年全項目を政府税調、党税調、主税局としても最大の仕事としてそれをやり抜いておるものと理解をしております。御指摘のとおり、門限が来ておるところを延長する場合には、役目が終わつたのかどうかという視点もあります。そういう点で、そこには明快に今後毎年見直していくなければならぬ問題であると思います。

○委員長(松浦清治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○國務大臣(三塚博君) これまでどういうことでこれをやつてきているのか、その辺については勉強させていただきたいと思います。

○委員長(松浦清治君) 他に御発言もないよう

○海野義孝君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に反対し、酒税法の一部を改正する法律案に賛成する立場から討論を行います。

日本の経済は、バブル崩壊後、長期不況にあります。その最大の原因は、経済構造改革推進のおくれと、実効ある対策を講じなかつた自社さ政権が続いてきたことがあります。

とりわけ、六つの改革などと言葉が躍るだけで実態は何もしようしない橋本内閣の有言不实行ぶりは、我が国経済の低迷、先行きの不透明さに一層拍車をかけています。深刻な経済危機にもかかわらず、政府は、消費税率の引き上げ、特別減税の打ち切り、社会保障負担引き上げにより、九兆円もの負担増を国民に押しつけようとしています。

政府は、税制の立場から景気の活性化を行ふ意図はなく、例え、近い将来の金融ビッグバンに対応するために証券市場の国際化が問われている中で、従来から要望の強い有価証券取引税や取引所税の廃止を先送りし、また、土地の流動化が阻害されていることが景気低迷の大きな要因の一つと言われているにもかかわらず、税制において流動化を促進させることについても十分に配慮が払われなかつたのであります。

政府は、平成九年度税制改正において、平成会が主張している地価税の一時凍結、新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例の廃止、また個人の不動産所得に係る損益通算復活等は全く盛り込まれおりません。経済構造改革、土地流動化に対する措置は講じられなかつたのであります。財政均衡を強く主張する余り、経済構造改革、グローバルスタンダードに対する対応で不十分である今回の租税特別措置法について、以上のような理由により反対するものであります。

その他、酒税法の一部を改正する法律案については、国際貿易機関(WTO)の勧告に基づくもの

であるが、経営環境の激変が考えられるることは必至で、当該業界・企業に対する政府の十分な対応を条件として賛成するものであります。

以上、政府提出の二法案につきまして、平成会の態度を表明し、私の討論を終わります。

○鈴木和美君 私は、自由民主党並びに社会民主討論を行うものであります。

まず、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案におきましては、昨年十一月のWTOの勧告に対応するため、しようと、ウイスキー類、スピリット類及びリキュー類に係る税率格差の縮小を図ることとしております。

本改正によつて、中小零細なしようと事業者が対し、多大な困難を強いることになりますが、WTOの理念を推進する立場にある我が国として、その国際的貢献を果たす観点から、ざりぎりのやむを得ない措置と考えます。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案におきましては、回復基調にある我が国経済の足取りをより確かなものとするため、住宅・土地税制について住宅需要を喚起する観点から

考えます。

以上、賛成の理由を申し述べましたが、最後に、政府におかれましては、今回の酒税法改正について関係国の理解が得られるよう最大限の努力を払うとともに、今後とも税制の公平、公正の見地から、租税特別措置について徹底した整理合理化を行うよう要望いたしまして、私の討論を終ります。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法等の一部改正案及び酒税法の一部改正案に反対の討論を行います。

まず、租税特別措置法等改正案についてあります。ことし四月より消費税が増税されることになつてますが、これを決めた三年前の法律には、税率アップまでに租税特別措置を見直すことなどが規定されており、政府・与党も不公平税制を思つて見直すことを何度も言明をしていました。ところが、今回の改正は、引当金は言うに及ばず、租税特別措置についてもわずかばかりの縮減で、そのほとんどの項目の適用期限を延長しております。改正案は住宅減税など賛成できる措置もとられていますが、基本的には大増税を押しつける一方、大企業への優遇措置を温存するものであり、賛成できません。

次に、酒税法改正案であります。

この際、河本君から発言を求められておりますので、これを許します。河本君。

○河本英典君 私は、ただいま可決されました酒税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・新社会党・平和連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

本法律案におきましては、WTO勧告に對応する法律案を朗読いたします。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 WTO勧告に對応した酒税法改正について

は、消費者及び製造者に与える影響にかんがみ、今後とも、関係国の理解が得られるよう最大限努力すること。

一 中小事業者の多いしようと乙類業界

が、今回の大幅な税率引上げに対応して一層の近代化を促進できるよう、十分な指導を行うとともに所要の措置を講じること。

一 財政物資としての酒類の特性に配慮し、酒税の円滑かつ適正な転嫁と公正な取引の確保が図られるよう十分に指導すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

あり、強く反対するものであります。

以上が両案に対する主な反対理由であります。

○委員長(松浦孝治君) 他に御意見もないようですが、河本君から、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

まず、酒税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者举手)

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(松浦孝治君) 本件は、ただいま可決されました酒税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・新社会党・平和連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

本件に賛成の方の举手を願います。

(賛成者举手)

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(松浦孝治君) 本件は、ただいま可決されました酒税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・新社会党・平和連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

本件に賛成の方の举手を願います。

(賛成者举手)

す。

○委員長(松浦孝治君) ただいま河本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松浦孝治君) 全会一致と認めます。

よつて、河本君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま御決議のあります三塚大蔵大臣。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま御決議のあります三塚大蔵大臣。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま御決議のあります三塚大蔵大臣。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま御決議のあります三塚大蔵大臣。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま御決議のあります三塚大蔵大臣。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言

求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま御決議のあります三塚大蔵大臣。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、公平・公正の見地から税制全般にわたる

不断の見直しを行つとともに、特に租税特別

措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

二、阪神・淡路大震災の被災者・被災企業の生

活・事業活動の復興を引き続き支援する観点から、今後とも必要に応じて、税制面での通

切かつ有効な対応を行つこと。

三、変動する納税環境、業務の一層の複雑化、国際化、情報化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保

の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境・機構の充実及び定員の一層の確保に特段の努力を払うこと。

右決議する。
以上でござります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま荒木君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(松浦孝治君)

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松浦孝治君)

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松浦孝治君)

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松浦孝治君)

次に、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する

法律案につきまして御説明申し上げます。

○委員長(松浦孝治君)

ただいま議題となりました中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案を括して議題とし、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。三塚大蔵大臣。

○委員長(松浦孝治君)

係を一層緊密なものとするものである」とから、米国及び欧州の国々とともに同銀行に加盟いたしました。

本法律案の内容は、加盟に伴い、政府が同銀行に対し、約四百六十八億円の範囲内において出資することができるとする等の所要の措置を講ずるものであります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行及び国際開発協会は、ともに世界銀行グループに属し、アジアの貧困国も含めた開発途上国の社会経済開発に重要な役割を果たしております。

先般、世界銀行において、我が国の経済力及びこれまでの世界銀行グループへの貢献にふさわしい発言権が確保されるよう、我が国に対する特別の措置として、出資シェアを六・一五%から八・一五%へ引き上げる総務会決議が成立いたしました。また、国際開発協会において、九七年度以降三年間の融資財源を確保するための第十二次の増資に関する総務会決議が成立いたしました。

政府といたましましては、両機関の役割的重要性にかんがみ、その活動を積極的に支援するため、これらの決議に従い、追加出資を行いたいと考えております。

本法律案の内容は、政府が世界銀行に對して三十三億二千三百万協定ドルの範囲内において追加出資を、国際開発協会に對して約二千三百四億円の範囲内において追加出資を行ひ得るよう所要の措置を講ずるものであります。

以上が、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

ますようお願ひ申し上げます。

○委員長(松浦孝治君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十五分散会

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

正する法律案

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

(出資等)

第一条 この法律は、中東・北アフリカ経済協力開発銀行(以下「銀行」という。)に加盟するために必要な措置を講じ、及び中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

第二条 政府は、銀行に対し、四百六十七億九千八百十二万三千八百六十九円の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し、又は協定第六条(a)に規定する特別基金に充てるため提出することができる。

(国債による出資等)

第四条 政府は、前条の規定により銀行に出資し、又は提出する本邦通貨に代えて、その全部又は

一部を国債で出資し又は提出することができます。

二 前項の規定により出資し又は提出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

三 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十一条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定によりより発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは「中東・北アフリカ経済協力開発銀行」と、「出資した」とあるのは「出資し又は提出した」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条業務の規定にかかるわらず、協定第三十三条(a)の規定による銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行つものとする。

附 則

1 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 大蔵省設置法昭和二十四年法律第百四十四号の一部を次のように改正する。

第四条第百十五号中「歐州復興開発銀行」の下に「中東・北アフリカ経済協力開発銀行」を加える。

(この法律は、公布の日から施行する。)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正(

第一条 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)の一部を次のようにより改正する。

第二条の二に次の二項を加える。

前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千三百四億五百二十八万円の範囲内において、出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)
第二条に次の二項を加える。

12 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千三百四億五百二十八万円の範囲内において、出資することができる。

(附 則)
この法律は、公布の日から施行する。